

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成22年 1 月26日提出
【計算期間】	第 3 期 (自 平成20年10月28日 至 平成21年10月26日)
【ファンド名】	MUFG・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定型） MUFG・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定成長型） MUFG・フィデリティ・退職金活用ファンド（成長型）
【発行者名】	フィデリティ投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表執行役 トーマス・バルク
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー
【事務連絡者氏名】	赤川 和人
【連絡場所】	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー
【電話番号】	03-4560-6000
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

主として、フィデリティ・日本株式・マザーファンド、フィデリティ・海外株式・マザーファンド、フィデリティ・国内債券・マザーファンド、フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド、フィデリティ・ワールドREIT・マザーファンド、フィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンド（以下総称して「マザーファンド」、または必要に応じて各々を「マザーファンド」ということがあります。）の各受益証券への投資を通じて、国内株式、海外株式、国内債券、海外債券、国内外の不動産投資信託（REIT）、国内短期債券・短期金融商品へ実質的に分散投資を行ない、投資信託財産の長期的な成長を目指します。

② ファンドの信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンド5,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行なわれたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。また、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を増額することができます。

③ ファンドの基本的性格

ファンドは追加型株式投資信託であり、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下のとおり分類されます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

（注）ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

＜商品分類表（網掛け表示部分）の定義＞

追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合…目論見書又は投資信託約款において、株式、債券および不動産投信の複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含む日本)		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券)		アフリカ		
資産複合 (株式(一般), 債券(一般), 不動産投信)		中近東 (中東)		
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※ ファンドは、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資しますので、「商品分類表」と「属性区分表」の投資対象資産は異なります。

＜属性区分表（網掛け表示部分）の定義＞

その他資産(投資信託証券)…目論見書又は投資信託約款において、投資形態がファミリーファンド又はファンド・オブ・ファンズのものをいいます。

資産複合(株式(一般), 債券(一般), 不動産投信)…目論見書又は投資信託約款において、主として株式のうち大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものおよび債券のうち公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものならびに不動産投信（不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券をいいます。）の複数の資産に投資する旨の記載があるものをいいます。

資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、株式、債券および不動産投信の複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

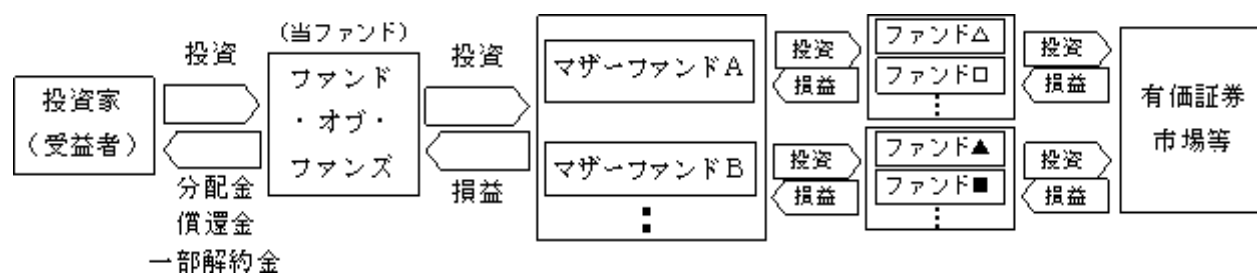
グローバル(含む日本)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（含む日本）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

なし…目論見書又は投資信託約款において、原則として為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

(注) 上記各表のうち、網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義について、詳しくは社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：<http://www.toushin.or.jp>）をご覧ください。

(参考) ファンド・オブ・ファンの仕組み

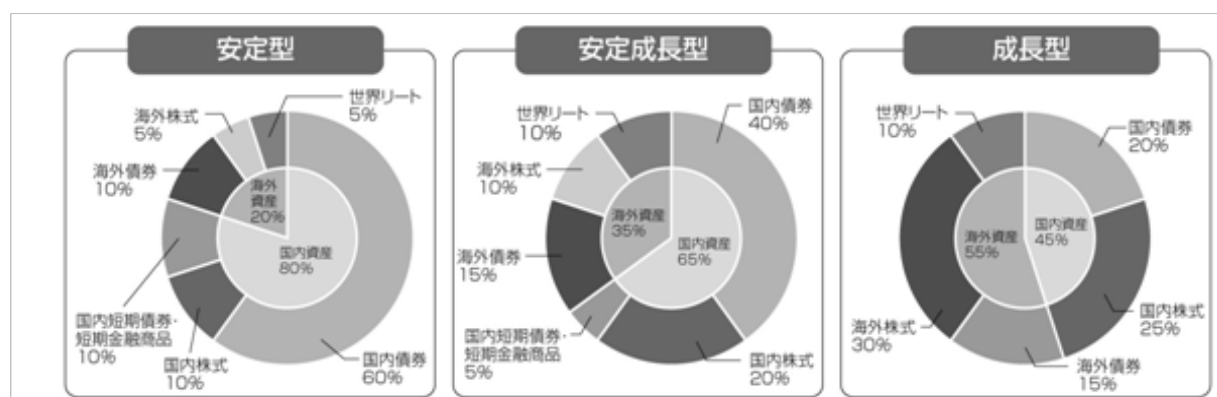


④ ファンドの特色

「退職金活用」のため

セカンドライフの資産運用商品として、安心して長く保有いただけることを目指すファンドです。

■長期で安定的な運用を目指した3つのファンドをご用意しました。



※ 各マザーファンドの受益証券の資産配分は、概ね投資信託財産の純資産総額に対して上記の比率を基本投資配分とします。

※ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合があります。

※ 上記は2009年9月時点の判断であり、運用環境の変化により今後変更される可能性があります。

● 主として、6つのマザーファンド*を通じて、国内株式、海外株式、国内債券、海外債券（投資適格債を中心に、一部ハイ・イールド債券、エマージング債券を含みます。）、国内外の不動産投資信託（REIT）、国内短期債券・短期金融商品へ実質的に分散投資を行ない、投資信託財産の長期的な成長を目指します。

● 各マザーファンドへの投資は、原則として基本投資配分に対して概ね中立を維持します。（ただし、将来的に、運用環境の変化により、基本配分比率を調整することや、異なる資産クラスを追加する可能性があります。）

● 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行ないません**。

* 「フィデリティ日本株式・マザーファンド」、「フィデリティ海外株式・マザーファンド」、「フィデリティ国内債券・マザーファンド」、「フィデリティワールド債券・マザーファンド」、「フィデリティワールドREIT・マザーファンド」、「フィデリティ円キャッシュ・リザーブ・マザーファンド」

** ただし、フィデリティ国内債券・マザーファンドおよびフィデリティ円キャッシュ・リザーブ・マザーファンドにおいて、外貨建資産を組入れる場合には原則として為替ヘッジを行ないません。

※資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合があります。

■それぞれのファンド間で、スイッチングを行なうことができます。

● 一方の換金と他方の購入を同時に申し込んだものをスイッチングとして取扱います。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークにおける銀行休業日および英国における休業日にはお申込みの受付は行ないません。（詳細については販売会社にお問い合わせください。）

「退職金活用」を含むセカンドライフの資産運用においては、安心感をもって長く保有できることが極めて重要です。同時に、インフレに対する考慮も必要で、一般にインフレに抵抗力があるとされる株式やリート等への投資も検討する必要があるといわれています。

2

「退職金活用」のため

毎月や隔月などの多頻度の定期分配を行なわないファンド*です。

- セカンドライフの資産運用にとって、「必要なときに必要な金額を換金できる」という安心感を背景にした長期運用が重要ではないでしょうか。当ファンドは、全受益者に一律の金額が支払われる「分配」を頻繁に行なわず*、お客様ご自身の必要に応じて無手数料で換金をしていただくファンドです（換金手数料および信託財産留保額は課されません）。

* 当ファンドも年1回の決算時には投資信託約款に定める「収益分配方針」に基づいて分配を行なう予定です。

- 多頻度で高水準の分配を目的に、高い利息等収入を期待して海外債券等にすべてを投資するファンド等と比べると、当ファンドの資産配分は国内資産が多く**なっています。このことにより、長期にわたって安定的かつ効率的な運用を目指します。

** 当ファンドも実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行なわないため、為替リスクがあります。

3

「退職金活用」のため

主として世界中のフィデリティのファンドを通じて、複数の資産に分散投資を行なうファンドです。

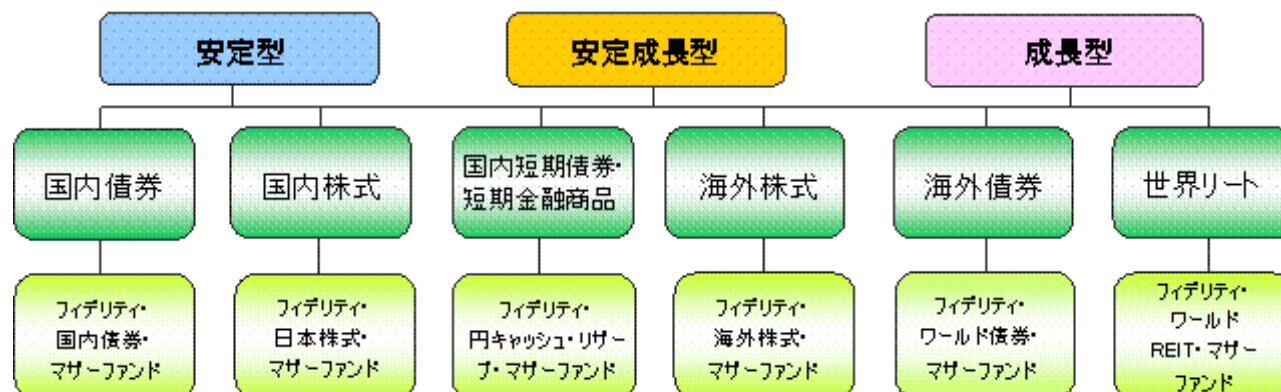
- 各資産への投資は、主として世界中のフィデリティのファンドを通じて行ないます。それらの中には既に長い実績のあるファンドや、現在日本から投資のできないファンドも含まれます。
- 投資対象ファンドの運用は、フィデリティの総勢527名（2009年9月末現在）の債券・株式・REITのアナリストによる徹底した調査を活用します。

※ FIL LimitedおよびFMR LLCとそれらの関連会社のネットワークを総称して「フィデリティ」ということがあります。また、「フィデリティ」とは、日本語では「忠誠」、「忠実」を意味します。

世界中のフィデリティのファンドへ分散投資

各マザーファンド*の運用は、フィデリティが運用する国内外の投資信託証券への投資を通じて行ない、ファンド分散・地域（種別）分散を図ります。

* フィデリティ・ワールドREIT・マザーファンドを除きます。

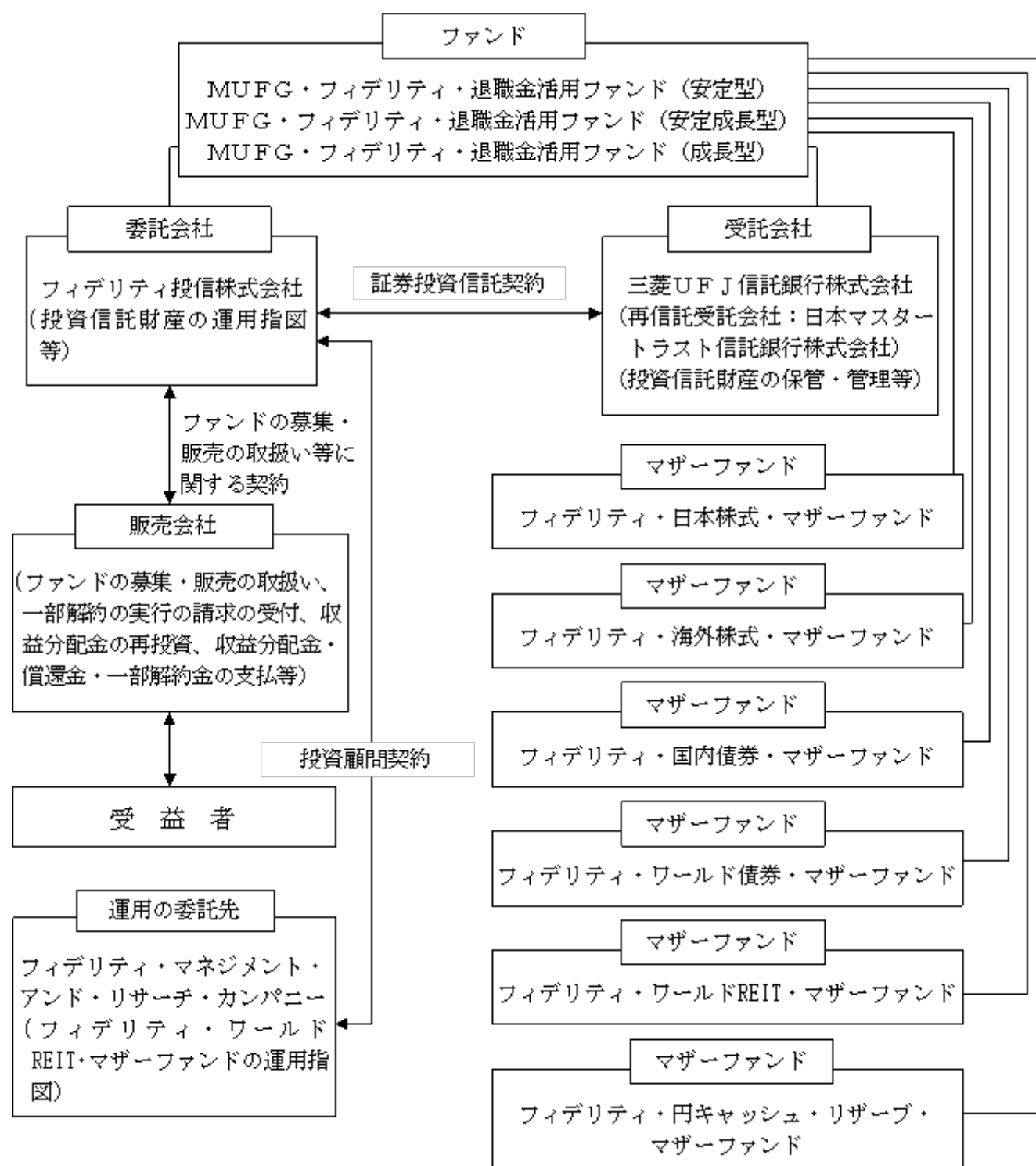


（２）【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行ないます。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、取得申込者から集めた資金をまとめてベビーファンド（「MUFG・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定型）」、「MUFG・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定成長型）」、「MUFG・フィデリティ・退職金活用ファンド（成長型）」）とし、その資金を主としてマザーファンド（「フィデリティ・日本株式・マザーファンド」、「フィデリティ・海外株式・マザーファンド」、「フィデリティ・国内債券・マザーファンド」、「フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド」、「フィデリティ・ワールドREIT・マザーファンド」、「フィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンド」）に投資して実質的な運用を行なう仕組みです。

ファンドの仕組みは以下の図の通りです。



② 委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人は以下の通りです。

(a) 委託会社：フィデリティ投信株式会社

ファンドの委託者として、投資信託財産の運用指図、投資信託約款の届出、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成、投資信託財産に組入れた有価証券の議決権等の行使、投資信託財産に関する帳簿書類の作成等を行ないます。

(b) 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

※再信託受託会社は、受託会社からファンドの資産管理業務の委託を受けた受託銀

行です。

ファンドの受託者として、委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理、投資信託財産の計算（ファンドの基準価額の計算）、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示および連絡等を行ないます。

受託会社は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託会社の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この段落において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(c) 販売会社：

ファンドの販売会社として、ファンドの募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、受益者への収益分配金・一部解約金・償還金の支払に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、所得税・地方税の源泉徴収、取引報告書・計算書等の交付等を行ないます。

<参考情報>

フィデリティ・ワールドREIT・マザーファンドの運用の委託先：

名称	業務の内容
フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー（所在地：米国マサチューセッツ州）	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、フィデリティ・ワールドREIT・マザーファンドの不動産投資信託（REIT）に関する運用の指図を行ないます。

ただし、委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、投資信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

③ 委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

(a) 受託会社と締結している契約

ファンドの根幹となる運用方針、運用制限、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項を信託契約で規定しています。

(b) 販売会社と締結している契約

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、一部解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続等について規定しています。

(c) 運用の委託先と締結している契約

委託会社が運用の委託先に委託する運用の指図に係る業務の内容、運用の委託先の注意義務、法令等に違反した場合の委託の中止、変更等について規定しています。

④ 委託会社の概況

(a) 資本金の額 金10億円（2009年11月末日現在）

(b) 代表者の役職氏名 代表執行役 トーマス・バルク

(c) 本店の所在の場所 東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー

(d) 沿革

1986年 フィデリティ投資顧問株式会社設立

1987年 投資顧問業の登録

同年 投資一任業務の認可取得

1995年 投資信託委託業務の免許を取得、社名をフィデリティ投信株式会社に変更、投資顧問業務と投資信託委託業務を併営

2007年 金融商品取引業の登録

(e) 大株主の状況

(2009年11月末日現在)

株主名	住所	所有株式数	所有比率
フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー	20,000株	100%

(f) 委託会社の概要

● 委託会社であるフィデリティ投信株式会社は、FIL Limitedの実質的な子会社です。FIL Limitedは、1969年にバミューダで設立され、米国を除く世界の主要なマーケットにおいて個人投資家と機関投資家を対象に投資商品ならびにサービスを提供しています。委託会社は、日本の機関投資家、個人投資家の皆様に投資機会を提供するための投資信託業務を1995年に開始し、資産運用に従事しています。

● FIL Limitedの関連会社である、フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー（FMR Co.）*は1946年にボストンで設立された歴史のある米国の投資信託会社です。世界各地のフィデリティの投資専門家は、分析した個別企業の投資情報をお互いに共有しているため、グローバルな視点での投資判断が可能となっています。

* FMR Co.はFMR LLCの子会社です。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① 投資態度

- 主として、マザーファンドの各受益証券に投資を行ないます。なお、短期金融商品に直接投資を行なう場合があります。
- マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に国内株式、海外株式、国内債券、海外債券、国内外の不動産投資信託（REIT）、国内短期債券・短期金融商品に分散投資を行ないます。
- マザーファンドの運用は、フィデリティが運用する国内外の投資信託証券への投資を通じて行ない、ファンド分散・地域（種別）分散を図ります。
- 各マザーファンド受益証券への資産配分は、概ね投資信託財産の純資産総額に対して以下の比率を基本投資割合とします。

マザーファンド	安定型	安定成長型	成長型
フィデリティ・日本株式・マザーファンド	10%	20%	25%
フィデリティ・海外株式・マザーファンド	5%	10%	30%
フィデリティ・国内債券・マザーファンド	60%	40%	20%
フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド	10%	15%	15%
フィデリティ・ワールドREIT・マザーファンド	5%	10%	10%
フィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンド	10%	5%	0%

- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行ないません。（ただし、フィデリティ・国内債券・マザーファンドおよびフィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンドにおいて、外貨建資産を組入れる場合には原則として為替ヘッジを行ないます。）
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

② ファンドのベンチマーク*1

各ファンドのベンチマークは、それぞれ、組入れる各資産クラスの市場指標を以下の割合で合成した複合ベンチマーク(円ベース)とします。

資産クラス	ベンチマーク	構成割合		
		安定型	安定成長型	成長型
国内株式	TOPIX（配当金込）	10%	20%	25%
海外株式	MSCI コクサイ インデックス※（配当金込、円換算、ヘッジなし）	5%	10%	30%
国内債券	Nomura BPI 総合指数	60%	40%	20%
海外債券	合成複合ベンチマーク*2	10%	15%	15%
国内外の不動産投資信託（REIT）	UBS グローバル・リアル・エステート・インベスターズ・インデックス（配当金込、円換算）	5%	10%	10%
国内短期債券・短期金融商品	シティグループ・世界マネー・マーケット・インデックス1ヶ月ユーロ預金インデックス（円セクター）	10%	5%	0%

*1 ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行なう際の基準となる指標のことです。ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあります。ファンドは、長期的にベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークを上回ることを保証するものではありません。また、投資先の市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

※ MSCI コクサイ インデックスとは、世界各国の日本を除く先進国22ヵ国（2009年9月末日現在）を投資対象国として、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル社（MSCI社）の算出する株価指数です。ただし、投資対象国については、定期的に見直しが行なわれますので変動することがあります。

MSCI コクサイ インデックスに関する著作権、およびその他知的所有権はMSCI社に帰属しております。MSCI社が指数構成銘柄への投資を推奨するものではなく、MSCI社は当指数の利用に伴う如何なる責任も負いません。MSCI社は情報の確実性および完結性を保証するものではなく、MSCI Barraの許諾なしにデータを複製・頒布・使用等することは禁じられております。

*2 合成複合ベンチマークとは、市場指標を以下の割合で合成した複合ベンチマーク(円ベース)です。

対象資産	ベンチマーク	構成割合
ユーロ建て債券	バンク・オブ・アメリカ・メリルリンチ・EMU ラージ・キャピタライゼーション・インベストメ ント・グレード・インデックス（円換算）	36%
米ドル建て債券	バンク・オブ・アメリカ・メリルリンチ・USコー ポレート&ガバメント・マスター・ラージ・キャ ピタライゼーション・インデックス（円換算）	36%
英ポンド建て債券	バンク・オブ・アメリカ・メリルリンチ・スター リング・ラージ・キャピタライゼーション・イン デックス（円換算）	8%
米ドル建てハイ・イールド 債券	バンク・オブ・アメリカ・メリルリンチ・USハイ ・イールド・マスターII・コンストレインド・イン デックス（円換算）	5%
ユーロ建てハイ・イールド 債券	バンク・オブ・アメリカ・メリルリンチ・グロー バル・ハイ・イールド・ヨーロッパ・イシュ アーズ・コンストレインド・インデックス（ユー ロヘッジ・ベース）（円換算）	5%
エマージング債券	J Pモルガン・エマージング・マーケット・ボン ド・インデックス・グローバル（円換算）	10%

③ 運用方針

- 主として、フィデリティ・日本株式・マザーファンド、フィデリティ・海外株式・マザーファンド、フィデリティ・国内債券・マザーファンド、フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド、フィデリティ・ワールドREIT・マザーファンド、フィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンドの各受益証券への投資を通じて、国内株式、海外株式、国内債券、海外債券、国内外の不動産投資信託（REIT）、国内短期債券・短期金融商品へ実質的に分散投資を行ない、投資信託財産の長期的な成長を目指します。
- 運用は、主として、マザーファンドの各受益証券への投資を通じて実質的に行ないます。
- 各マザーファンドへの基本配分は、主として各資産クラスのリスク・リターン特性、資産クラス間の相関、将来における市場環境の変化の可能性に対する最適化などを考慮して決定します。各マザーファンドへの配分は原則として基本配分に対して概ね、中立を維持します。戦術的な資産配分の調整は原則として行ないません。（ただし、将来的に、運用環境の変化により、基本配分比率を調整することや、異なる資産クラスを追加する可能性があります。）
- 株式運用では、主として、国内外の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式に投資を行ないます。
- 海外債券運用では、先進国投資適格債券の他、米ドル建てハイ・イールド債券、ユーロ建てハイ・イールド債券、エマージング債券にも投資を行ないます。
- 国内債券運用では、主として、日本の公社債（国債・地方債、政府保証債、利付金融債、事業債等）に投資を行ないます。（ただし、海外政府、海外企業が発行する円建て債券にも投資を行なうことができます。）
- 国内短期債券・短期金融商品運用では、主として、信用度が高く、残存期間の短い円建て公社債等に投資を行ないます。
- 国内外の不動産投資信託（REIT）運用では、国別比率の検討において、国ごと

の配当利回りの水準を考慮して運用を行ないます。

- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行ないません。（ただし、フィデリティ・国内債券・マザーファンドおよび、フィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンドにおいて、外貨建資産を組入れる場合には原則として為替ヘッジを行ないます。）
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

ファンドの運用は、マザーファンドの各受益証券への投資を通じて実質的に行ないます。各マザーファンドの運用方針は以下の通りです。

(a) フィデリティ・日本株式・マザーファンド

- 投資信託証券への投資を通じて、実質的に主としてわが国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式に投資を行ない、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目指します。
- 主としてフィデリティの運用する投資信託証券（国内投資信託証券、外国籍投資信託証券を含みます。以下、本マザーファンドにおいて同じ。）に投資を行ないます。
- 投資信託証券の投資に際しては、別に定める投資信託証券（「ファンド・ユニバース」^{*1}）の中から、定性、定量評価等を考慮して選定したファンドに分散投資することを基本とします。
- 組入れた投資信託証券（「投資対象ファンド」）は定期的にモニターを行ない、主としてファンド全体のリスク分散などを考慮して組入れ比率の調整を行ないます。また投資対象ファンドの入替えを行なう可能性もあります。
- ファンド・ユニバースは、定性、定量評価等に基づき適宜見直しを行ないます。見直しに伴い、ファンド・ユニバースとして選定されていた投資信託証券がファンド・ユニバースから除外されたり、新たに追加指定される場合があります。
- 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行ないません。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

＊1 フィデリティ・日本株式・マザーファンドのファンド・ユニバースは、2010年1月26日現在以下の通りです。

- － フィデリティ・日本成長株・ファンド（適格機関投資家専用）（国内証券投資信託）
- － フィデリティ・マネー・プール（適格機関投資家専用）（国内証券投資信託）

(b) フィデリティ・海外株式・マザーファンド

- ファンドは、主として、フィデリティの運用する投資信託証券に投資を行ないます。
- 「ファンド・ユニバース」^{*2}より選定した投資信託証券への投資を通じて、実質的に主として海外の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式に投資を行ない、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的に積極的な運用を行ないます。
- ファンド・ユニバースが投資する資産には、米国株式、欧州株式（英国を含む）、アジア株式、オーストラリア株式が含まれます。
- ファンドは、投資家の利益拡大に適切であると判断される投資信託証券を選別することにより、運用収益向上を図ります。
- 投資信託証券の組入れにあたっては、各組入対象ファンドのリスク・リターン特性、銘柄分散度、投資スタイルなどの定性、定量評価等を考慮して選定した組入対

象ファンドに分散投資することを基本とします。

- 組入れた投資信託証券（「投資対象ファンド」）は定期的にモニターを行ない、ファンド全体のリスク分散などを考慮して、組入比率の調整を行ないます。また投資対象ファンドの入替えを行なう可能性もあります。
- ファンド・ユニバースは、委託会社の判断により、適宜見直しを行なうことがあります。これに伴い、現在のファンド・ユニバース以外の投資信託証券に投資することがあります。
- 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- 資金動向、市場動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

＊2 フィデリティ・海外株式・マザーファンドのファンド・ユニバースは、2010年1月26日現在以下の通りです。

- － フィデリティ・ファンズ－アメリカン・ディバーシファイド・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
- － フィデリティ・ファンズ－アメリカ・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
- － フィデリティ・ファンズ－アメリカン・グロース・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
- － フィデリティ・ファンズ－ユーロ・ブルーチップ・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
- － フィデリティ・ファンズ－ヨーロッパ・アグレッシブ・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
- － フィデリティ・ファンズ－ヨーロッパ・グロース・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
- － フィデリティ・ファンズ－ヨーロッパ・ラジャー・カンパニーズ・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
- － フィデリティ・ファンズ－ヨーロッパ・ダイナミック・グロース・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
- － フィデリティ・ファンズ－ヨーロッパ・スモラー・カンパニーズ・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
- － フィデリティ・ファンズ－ヨーロッパ・スペシャル・シチュエーションズ・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
- － フィデリティ・ファンズ－ユナイテッド・キングダム・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
- － フィデリティ・ファンズ－アジア・スペシャル・シチュエーション・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
- － フィデリティ・ファンズ－アジア・アグレッシブ・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
- － フィデリティ・ファンズ－サウス・イースト・アジア・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
- － フィデリティ・ファンズ－オーストラリア・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
- － フィデリティ・ファンズ－アジア・パシフィック・グロース・アンド・インカム・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
- － フィデリティ・アメリカン・ファンド（英国籍証券投資法人）
- － フィデリティ・USエクイティ・インカム・ファンド（適格機関投資家専用）（国内証券投資信託）

ー フィデリティ・米国優良株・ファンド（適格機関投資家専用）（国内証券投資信託）

(c) フィデリティ・国内債券・マザーファンド

- 投資信託証券への投資を通じて、実質的に主としてわが国の公社債（国債、地方債、政府保証債、利付金融債、事業債等）に投資を行ない、利息等収入の確保を図るとともに、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行ないます。
- 主としてフィデリティの運用する投資信託証券（国内投資信託証券、外国籍投資信託証券を含みます。以下、本マザーファンドにおいて同じ。）に投資を行ないます。
- 投資信託証券の投資に際しては、別に定める投資信託証券（「ファンド・ユニバース」^{*3}）の中から、主として投資目的等を考慮して選定したファンドに投資することを基本とします。組入れた投資信託証券（「投資対象ファンド」）の入れ替えを行なう場合もあります。
- ファンド・ユニバースは、フィデリティの運用する投資信託証券の中から、当該投資信託証券の投資対象を勘案して適宜見直しを行ないます。
- 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

＊3 フィデリティ・国内債券・マザーファンドのファンド・ユニバースは、2010年1月26日現在以下の通りです。

- ー フィデリティ・日本債券・ファンド（適格機関投資家専用）（国内証券投資信託）
- ー フィデリティ・マネー・プール（適格機関投資家専用）（国内証券投資信託）
- ー フィデリティ・日本債券・ファンドⅡ（適格機関投資家専用）（国内証券投資信託）

(d) フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド

- 投資信託証券への投資を通じて、実質的に主として世界（日本を含みます。）の各種債券に投資を行ない、配当等収入を確保するとともに、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目指します。
- 主としてフィデリティの運用する投資信託証券（国内投資信託証券、外国籍投資信託証券を含みます。以下、本マザーファンドにおいて同じ。）に投資を行ないます。
- 投資信託証券の投資に際しては、別に定める投資信託証券（「ファンド・ユニバース」^{*4}）の中から、主として投資目的、利回り水準、リスク・リターン特性、通貨配分、セクター配分などを考慮して選定したファンドに投資します。
- 組入れた投資信託証券（「投資対象ファンド」）は定期的にモニターを行ない、主としてファンド全体の利回り水準、リスク・リターン特性、通貨分散、セクター分散などを考慮して組入れ比率の調整を行ないます。また投資対象ファンドの入替えを行なう可能性もあります。
- ファンド・ユニバースは、フィデリティの運用する投資信託証券の中から、当該投資信託証券の投資目的を勘案して適宜見直しを行ないます。
- 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行ないません。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

＊4 フィデリティ・ワールド債券・マザーファンドのファンド・ユニバースは、2010

年1月26日現在以下の通りです。

- － フィデリティ・ファンズ－ユーロ・ボンド・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
- － フィデリティ・ファンズ－コア・ユーロ・ボンド・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）※
- － フィデリティ・ファンズ－ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
- － フィデリティ・ファンズ－スターリング・ボンド・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
- － フィデリティ・ファンズ－USドル・ボンド・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
- － フィデリティ・ファンズ－USハイ・イールド・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
- － フィデリティ・ファンズ－エマージング・マーケット・デット・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
- － フィデリティ・スターリング・ボンド・ファンド（英国籍証券投資法人）
- － フィデリティ・米国投資適格債・ファンド（適格機関投資家専用）（国内証券投資信託）
- － フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド（適格機関投資家専用）（国内証券投資信託）

※ 2010年3月末までに設定予定です。

(e) フィデリティ・ワールドREIT・マザーファンド

- 主として日本を含む世界各国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託（REIT）（これに準ずるものを含みます。）に投資を行ない、配当等収入の確保を図るとともに投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的に運用を行ないます。
- 組入れREITの選定に際しては、フィデリティのREITの調査・運用スタッフによる投資価値の分析に加え、フィデリティの世界主要拠点の株式アナリストによる企業調査情報なども活用されます。
- ポートフォリオの構築においては、国、地域、セクターの分散、ポートフォリオ全体の利回り水準、流動性等を考慮し、長期的な潜在成長性が高いREITを選定します。
- 不動産投資信託証券への投資は、原則として高位を維持します。
- 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行ないません。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

(f) フィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンド

- 投資信託証券への投資を通じて、実質的に主として本邦通貨表示の公社債等（国債、地方債、政府保証債、利付金融債、事業債、短期金融商品等）に投資を行ない、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行ないます。
- 主としてフィデリティの運用する投資信託証券（国内投資信託証券、外国籍投資信託証券を含みます。以下、本マザーファンドにおいて同じ。）に投資を行ないます。
- 投資信託証券の投資に際しては、別に定める投資信託証券（「ファンド・ユニバース」*5）の中から、主として投資目的等を考慮して選定したファンドに投資することを基本とします。組入れた投資信託証券（「投資対象ファンド」）の入れ替えを行なう場合もあります。

- ファンド・ユニバースは、フィデリティの運用する投資信託証券の中から、当該投資信託証券の投資目的を勘案して適宜見直しを行ないます。
- 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

＊ 5 フィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンドのファンド・ユニバースは、2010年1月26日現在以下の通りです。

- － フィデリティ・マネー・プール（適格機関投資家専用）（国内証券投資信託）
- － フィデリティ・円キャッシュ・ファンド（適格機関投資家専用）（国内証券投資信託）

（２）【投資対象】

① 投資対象とする資産の種類

ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(a) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投資信託法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. 金銭債権
3. 約束手形

(b) 次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形

② 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンドの各受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
5. 短期社債等（社債等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、商工組合中央金庫法第33条ノ2に規定する短期商工債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債、農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債をいいます。以下同じ。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から6. までの証券または証書の性質を有するもの
8. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。）
9. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、振替投資口を含みます。）
10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
11. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、1. から5. までの証券および7. の証券または証書のうち1. から5. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は現先取引および債券貸借取引に限り行なうことができます。また、8. の証券および9. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 投資対象とする金融商品

上記②にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

④ その他の投資対象

1. 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する公社債を貸付けるとの指図をすることができます。なお、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。
2. 投資信託財産に属する外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
3. 投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。

受託会社は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託法ならびに関連法令に反しない場合には、委託会社の指図により、受託会社および受託会社の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この段落において同じ。）、投資信託約款に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託会社における他の信託財産との間で、前記①、②および③1. から4. に定める資産への投資を、信託業法、投資信託法ならびに関連法令に反しない限り行なうことができます。かかる取扱い は、本④ならびにその他投資信託約款に規定される場合における委託会社の指図による取引についても同様とします。

⑤ ファンド・ユニバースの概要（2010年1月26日現在）

注）下記の記載事項は、当該投資対象ファンド固有の事情により変更される場合があります。

ファンド名	フィデリティ・日本成長株・ファンド（適格機関投資家専用）
設定形態	国内証券投資信託
主な投資対象	フィデリティ・日本成長株・マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。
委託会社等	委託会社：フィデリティ投信株式会社
投資目的	マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要投資対象とし、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目標に、積極的な運用を行なうことを基本とします。
主な投資制限	・ 株式への実質投資割合には制限を設けません。 ・ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。 ・ 外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以内とします。（当該外貨建資産については、為替ヘッジのため外国為替の売買の予約を行なうことができます。） ・ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。 ・ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ・ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・ マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
費用	信託報酬：純資産総額に対し年率0.8715%（税抜き0.83%） ※税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。 ・ その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込み）を上限として投資信託財産から支払う場合があります。（なお、当該上限率については変更する場合があります。） ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし
決算日	11月30日
分配方針	・ 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ・ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。 ・ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

ファンド名	フィデリティ・マネー・プール（適格機関投資家専用）
設定形態	国内証券投資信託
主な投資対象	フィデリティ・マネー・プール・マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。
委託会社等	委託会社：フィデリティ投信株式会社 ただし、マザーファンドの運用指図に関する権限はFIL・インベストメント・マネジメント（香港）・リミテッドに委託します。
投資目的	マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として本邦通貨表示の公社債等（国債、地方債、政府保証債、利付金融債、事業債、短期金融商品等）に投資を行ない、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行ないます。
主な投資制限	・ 公社債への実質投資割合には制限を設けません。 ・ 株式への実質的な直接投資は行ないません。 ・ 外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以内とします。（当該外貨建資産については、為替ヘッジのため外国為替の売買の予約を行なうことができます。） ・ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ・ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・ マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
費用	信託報酬：純資産総額に対し以下に掲げる信託報酬率を乗じて得た額とします。 信託報酬率は、各月ごとに決定するものとし、前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの当該率は、各月の前月の最終営業日を除く最終5営業日間における短資協会が日々発表する無担保コールオーバーナイト物レートの平均値に応じた次に挙げる率とします。 当該平均値が1.00%以上の場合 年率0.4725%（税抜き 0.45%） 当該平均値が0.65%以上1.00%未満の場合 年率0.42%（税抜き 0.40%） 当該平均値が0.30%以上0.65%未満の場合 年率0.1785%（税抜き 0.17%） 当該平均値が0.20%以上0.30%未満の場合 年率0.06825%（税抜き 0.065%） 当該平均値が0.20%未満の場合 年率0.007875%（税抜き 0.0075%） ※税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。 ・ その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込み）を上限として投資信託財産から支払う場合があります。（なお、当該上限率については変更する場合があります。） ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

申込手数料	なし
決算日	11月30日
分配方針	・ 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ・ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。 ・ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズ－アメリカン・ディバーシファイド・ファンド
英文名	Fidelity Funds-American Diversified Fund
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）／オープンエンド型／米ドル建て
主な投資対象	時価総額が小型、中型、大型の米国企業の株式を主要な投資対象とします。
関係法人	投資運用会社：FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ） 保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ） 登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社：FIL(ルクセンブルグ)エス.エイ.
投資目的	主として時価総額が小型、中型、大型の米国企業の株式に投資を行なうことにより、長期的な元本の成長を目指します。ファンドは業種や時価総額の分散を図りながら、米国株式市場の中核的なポートフォリオを提供することを目指します。ファンドは主として銘柄選択により付加価値をつけることを目指します。
主な投資制限	・ ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ ファンドは有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。
費用	管理報酬：1.50% ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし
決算日	4月30日
分配方針	原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配を行なう方針です。

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズーアメリカ・ファンド
英文名	Fidelity Funds-America Fund
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）／オープンエンド型／米ドル建て
主な投資対象	米国の株式を主要な投資対象とします。
関係法人	投資運用会社：FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ） 保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ） 登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社：FIL(ルクセンブルグ)エス.エイ.
投資目的	主として米国の株式に投資を行ないます。
主な投資制限	・ ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ ファンドは有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。
費用	管理報酬：1.50% ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし
決算日	4月30日
分配方針	原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配を行なう方針です。

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズ・アメリカン・グロース・ファンド
英文名	Fidelity Funds-American Growth Fund
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）／オープンエンド型／米ドル建て
主な投資対象	本店所在地が米国にあるか、あるいは主たる業務活動が米国にある企業の株式を主要な投資対象とします。
関係法人	投資運用会社：FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ） 保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ） 登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社：FIL(ルクセンブルグ)エス.エイ.
投資目的	主として、本店所在地が米国にあるか、あるいは主たる業務活動が米国にある企業の株式に投資を行ない、集中度の高いポートフォリオ運用を通じて長期的な元本の成長を目指します。
主な投資制限	・ ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ ファンドは有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。
費用	管理報酬：1.50% ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし
決算日	4月30日
分配方針	原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配を行なう方針です。

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズ・ユーロ・ブルーチップ・ファンド
英文名	Fidelity Funds-Euro Blue Chip Fund
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）／オープンエンド型／ユーロ建て
主な投資対象	EMU加盟国の優良企業の、主としてユーロ建ての株式を主要な投資対象とします。
関係法人	投資運用会社：FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ） 保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ） 登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社：FIL(ルクセンブルグ)エス.エイ.
投資目的	主として、EMU加盟国の優良企業の、主としてユーロ建ての株式に投資を行ない、長期的な元本の成長を図ることを目標とします。新たな加盟国が追加された場合、かかる加盟国も投資対象となることがあります。
主な投資制限	・ ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ ファンドは有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。
費用	管理報酬：1.50% ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし
決算日	4月30日
分配方針	原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配を行なう方針です。

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズーヨーロピアン・アグレッシブ・ファンド
英文名	Fidelity Funds-European Aggressive Fund
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）／オープンエンド型／ユーロ建て
主な投資対象	欧州の企業の株式を主要な投資対象とします。
関係法人	投資運用会社：FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ） 保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ） 登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社：FIL（ルクセンブルグ）エス.エイ.
投資目的	主として欧州の企業の株式に投資を行ないます。ファンドは企業規模や業種に捉われることなく投資を行ないます。典型的には、ファンドは限られた数の企業に集中投資を行なうため、相対的にポートフォリオ分散が低くなる可能性があります。
主な投資制限	・ ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ ファンドは有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。
費用	管理報酬：1.50% ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし
決算日	4月30日
分配方針	原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配を行なう方針です。

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズ・ヨーロッパ・グロース・ファンド
英文名	Fidelity Funds-European Growth Fund
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）／オープンエンド型／ユーロ建て
主な投資対象	欧州の取引所に上場されている企業の株式を主要な投資対象とします。
関係法人	投資運用会社：FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ） 保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ） 登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社：FIL（ルクセンブルグ）エス.エイ.
投資目的	主として欧州の取引所に上場されている企業の株式に投資を行ないます。
主な投資制限	・ ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ ファンドは有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。
費用	管理報酬：1.50% ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし
決算日	4月30日
分配方針	原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配を行なう方針です。

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズ－ヨーロッパ・ラージャー・カンパニーズ・ファンド
英文名	Fidelity Funds-European Larger Companies Fund
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）／オープンエンド型／ユーロ建て
主な投資対象	欧州の取引所に上場されている企業の株式の中で時価総額が大型の株式を主要な投資対象とします。
関係法人	投資運用会社：FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ） 保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ） 登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社：FIL(ルクセンブルグ)エス.エイ.
投資目的	主として欧州の取引所に上場されている企業の株式の中で時価総額が大型の株式に投資を行なうことにより、長期的な元本の成長を目指します。
主な投資制限	・ ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ ファンドは有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。
費用	管理報酬：1.50% ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし
決算日	4月30日
分配方針	原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配を行なう方針です。

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズーヨーロピアン・ダイナミック・グロース・ファンド
英文名	Fidelity Funds-European Dynamic Growth Fund
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）／オープンエンド型／ユーロ建て
主な投資対象	本店所在地が欧州にあるか、あるいは主たる業務活動が欧州にある企業の株式を主要な投資対象とします。
関係法人	投資運用会社：FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ） 保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ） 登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社：FIL(ルクセンブルグ)エス.エイ.
投資目的	主として、本店所在地が欧州にあるか、あるいは主たる業務活動が欧州にある企業の株式に投資を行ない、アクティブなポートフォリオ運用を通じて長期的な元本の成長を目指します。ファンドは、典型的には、10億～100億ユーロの時価総額の中型株にバイアスをかけた運用を行ないます。
主な投資制限	・ ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ ファンドは有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。
費用	管理報酬：1.50% ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし
決算日	4月30日
分配方針	原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配を行なう方針です。

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズーヨーロピアン・スモラー・カンパニーズ・ファンド
英文名	Fidelity Funds-European Smaller Companies Fund
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）／オープンエンド型／ユーロ建て
主な投資対象	時価総額が中小型の欧州の株式を主要な投資対象とします。
関係法人	投資運用会社：FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ） 保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ） 登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社：FIL(ルクセンブルグ)エス.エイ.
投資目的	主として時価総額が中小型の欧州の株式に投資を行ないます。
主な投資制限	・ ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ ファンドは有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。
費用	管理報酬：1.50% ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし
決算日	4月30日
分配方針	原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配を行なう方針です。

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズ－ヨーロッパ・スペシャル・シチュエーションズ・ファンド
英文名	Fidelity Funds-European Special Situations Fund
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）／オープンエンド型／ユーロ建て
主な投資対象	中欧、南欧、東欧（ロシアを含む）を含むヨーロッパに本店所在地があるか、あるいは主たる業務活動がそれら地域で行なわれている企業の中で「スペシャル・シチュエーション株式」を主要な投資対象とします。
関係法人	投資運用会社：FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ） 保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ） 登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社：FIL（ルクセンブルグ）エス.エイ.
投資目的	主として、中欧、南欧、東欧（ロシアを含む）を含むヨーロッパに本店所在地があるか、あるいは主たる業務活動がそれら地域で行なわれている企業の中で「スペシャル・シチュエーション株式」に投資を行ない、長期的な資産の成長を目指します。「スペシャル・シチュエーション株式」は一般的に、純資産や潜在的な利益成長と比べて魅力的なバリュエーションや、株価に有利なその他の要素を持っています。ファンドは大型、中型、小型株に投資を行ないます。時価総額、業種において運用上の制約を受けず、主として、魅力的な投資機会に応じて個別銘柄選択を行ないます。
主な投資制限	・ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ファンドは有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ・ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。
費用	管理報酬：1.50% ・その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし
決算日	4月30日
分配方針	原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配を行なう方針です。

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズ・ユナイテッド・キングダム・ファンド
英文名	Fidelity Funds-United Kingdom Fund
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）／オープンエンド型／英ポンド建て
主な投資対象	英国の取引所に上場されている企業の株式を主要な投資対象とします。
関係法人	投資運用会社：FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ） 保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ） 登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社：FIL（ルクセンブルグ）エス.エイ.
投資目的	主として英国の取引所に上場されている企業の株式に投資を行ないます。
主な投資制限	・ ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ ファンドは有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。
費用	管理報酬：1.50% ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし
決算日	4月30日
分配方針	原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配を行なう方針です。

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズ－アジアン・スペシャル・シチュエーション・ファンド
英文名	Fidelity Funds-Asian Special Situations Fund
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）／オープンエンド型／米ドル建て
主な投資対象	日本を除くアジアの株式の中で、主として「スペシャル・シチュエーション株式」や小型成長株を主要な投資対象とします。
関係法人	投資運用会社：FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ） 保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ） 登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社：FIL(ルクセンブルグ)エス.エイ.
投資目的	日本を除くアジアの株式の中で、主として「スペシャル・シチュエーション株式」や小型成長株に投資します。「スペシャル・シチュエーション株式」は、一般的に、純資産に比べて割安な株価を有する、あるいは利益成長性が高くかつ株価上昇に有利な特別な状況を有します。また、ファンドはポートフォリオの25%までを、上記以外の株式にも投資を行なうことができます。
主な投資制限	・ ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ ファンドは有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。
費用	管理報酬：1.50% ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし
決算日	4月30日
分配方針	原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配を行なう方針です。

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズ－アジアン・アグレッシブ・ファンド
英文名	Fidelity Funds-Asian Aggressive Fund
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）／オープンエンド型／米ドル建て
主な投資対象	アジア・パシフィック（日本を除く）に本店所在地があるか、あるいは主たる業務活動がそれら地域で行なわれている企業を主要な投資対象とします。
関係法人	投資運用会社：FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ） 保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ） 登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社：FIL(ルクセンブルグ)エス.エイ.
投資目的	主として、アジア・パシフィック（日本を除く）に本店所在地があるか、あるいは主たる業務活動がそれら地域で行なわれている企業に投資を行ない、長期的な資産の成長を目指します。ファンドは大型、中型、小型株に投資を行ないます。個別銘柄の選択において、時価総額、業種において運用上の制約を受けません。
主な投資制限	・ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ファンドは有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ・ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。
費用	管理報酬：1.50% ・その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし
決算日	4月30日
分配方針	原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配を行なう方針です。

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズーサウス・イースト・アジア・ファンド
英文名	Fidelity Funds-South East Asia Fund
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）／オープンエンド型／米ドル建て
主な投資対象	日本を除く環太平洋諸国の取引所に上場されている企業の株式を主要な投資対象とします。
関係法人	投資運用会社：FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ） 保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ） 登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社：FIL(ルクセンブルグ)エス.エイ.
投資目的	主として日本を除く環太平洋諸国の取引所に上場されている企業の株式に投資を行ないます。
主な投資制限	・ ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ ファンドは有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。
費用	管理報酬：1.50% ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし
決算日	4月30日
分配方針	原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配を行なう方針です。

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズーオーストラリア・ファンド
英文名	Fidelity Funds-Australia Fund
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）／オープンエンド型／豪ドル建て
主な投資対象	オーストラリアの企業の株式を主要な投資対象とします。
関係法人	投資運用会社：FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ） 保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ） 登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社：FIL(ルクセンブルグ)エス.エイ.
投資目的	主としてオーストラリアの企業の株式に投資を行ないます。
主な投資制限	・ ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ ファンドは有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。
費用	管理報酬：1.50% ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし
決算日	4月30日
分配方針	原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配を行なう方針です。

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズーアジア・パシフィック・グロース・アンド・インカム・ファンド
英文名	Fidelity Funds-Asia Pacific Growth & Income Fund
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）／オープンエンド型／米ドル建て
主な投資対象	アジア、オーストラリア、ニュージーランドの取引所に上場されている企業およびそれ以外で同地域から収益の多くを得ている企業の中で、配当利回りが高い企業の株式を主要な投資対象とします。
関係法人	投資運用会社：FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ） 保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ） 登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社：FIL（ルクセンブルグ）エス.エイ.
投資目的	アジア、オーストラリア、ニュージーランドの取引所に上場されている企業およびそれ以外で同地域から収益の多くを得ている企業の中で、配当利回りが高い企業の株式を主要な投資対象とし、安定した配当収益の確保と長期的な元本の成長を目標とします。
主な投資制限	・ ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ ファンドは有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。
費用	管理報酬：1.50% ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし
決算日	4月30日
分配方針	原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配を行なう方針です。

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・アメリカン・ファンド
英文名	Fidelity American Fund
設定形態	英国籍証券投資法人／オープンエンド型／英ポンド建て
主な投資対象	米国企業の株式を主要な投資対象とします。
関係法人	投資運用会社：FIL・インベストメント・サービスズ(UK)・リミテッド 保管受託銀行：JPモルガン・トラスティ・アンド・ディポジタリー・カンパニー・リミテッド（英国）
投資目的	主として米国企業の株式に投資を行なうことにより、長期的な元本の成長を目指します。ファンドには、企業規模による投資制限はありませんが、通常大型株もしくは中型株中心に投資を行ないます。
主な投資制限	・ ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ 有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。
費用	管理報酬：1.50% ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし
決算日	2月末日
分配方針	原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配を行なう方針です。

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・USエクイティ・インカム・ファンド（適格機関投資家専用）
設定形態	国内証券投資信託
主な投資対象	フィデリティ・USエクイティ・インカム・マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。
委託会社等	委託会社：フィデリティ投信株式会社 ただし、マザーファンドの運用指図に関する権限は、ピラミス・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー（米国）に委託します。
投資目的	マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている米国企業の株式等を投資対象として、市場の配当利回りを上回る配当を目指すとともに、長期的な元本成長を目標とします。
主な投資制限	・ 株式への実質投資割合には制限を設けません。 ・ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。 ・ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ・ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・ マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ・ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
費用	信託報酬：純資産総額に対し年率0.756%（税抜き 0.72%） ※ 税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。 ・ その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込み）を上限として投資信託財産から支払う場合があります。（なお、当該上限率については変更する場合があります。） ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし
決算日	3月10日、6月10日、9月10日、12月10日
分配方針	・ 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ・ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。 ・ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

ファンド名	フィデリティ・米国優良株・ファンド（適格機関投資家専用）
設定形態	国内証券投資信託
主な投資対象	フィデリティ・米国優良株・マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。
委託会社等	委託会社：フィデリティ投信株式会社 ただし、マザーファンドの運用指図に関する権限は、ピラミス・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー（米国）に委託します。
投資目的	ファンドは、フィデリティ・米国優良株・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式に投資を行ない、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
主な投資制限	- 株式への実質投資割合には制限を設けません。 - 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。 - 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 （当該外貨建資産については、為替ヘッジのため外国為替の売買の予約を行なうことができます。） - 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 - 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 - 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 - マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
費用	信託報酬：純資産総額に対し年率0.8715%（税抜き 0.83%） ※ 税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。 - その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込み）を上限として投資信託財産から支払う場合があります。（なお、当該上限率については変更する場合があります。） - その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 - その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし
決算日	11月30日
分配方針	- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 - 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。 - 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

ファンド名	フィデリティ・日本債券・ファンド（適格機関投資家専用）
設定形態	国内証券投資信託
主な投資対象	フィデリティ・日本債券・マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。
委託会社等	委託会社：フィデリティ投信株式会社 ただしマザーファンドの外貨建資産の為替ヘッジ以外に係る運用指図に関する権限はFIL・インベストメンツ・インターナショナルに委託します。
投資目的	マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本の公社債（国債・地方債・政府保証債・利付金融債・事業債等）を主要投資対象とし、利息等の収入の確保を図るとともに、値上がり益の追求を目指し、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行ないます。
主な投資制限	・ 公社債への実質投資割合には制限を設けません。 ・ 株式への実質的な直接投資は行ないません。 ・ 外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の25%以内とします。 ・ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ・ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・ マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
費用	信託報酬：純資産総額に対し以下に掲げる信託報酬率を乗じて得た額とします。 信託報酬率は、毎期ごとに決定するものとし、前計算期間終了日における日本相互証券株式会社発表の新発10年物国債の利回り（終値）に応じた、次に挙げるとします。 新発10年物国債の利回りが3.5%未満の場合 年率0.3045%（税抜き0.29%） 新発10年物国債の利回りが3.5%以上の場合 年率0.4095%（税抜き0.39%） ※税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。 ・ その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込み）を上限として投資信託財産から支払う場合があります。（なお、当該上限率については変更する場合があります。） ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし
決算日	4月30日

分配方針	・ 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ・ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。 ・ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。
------	--

ファンド名	フィデリティ・日本債券・ファンドⅡ（適格機関投資家専用）
設定形態	国内証券投資信託
主な投資対象	フィデリティ・日本債券・マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。
委託会社等	委託会社：フィデリティ投信株式会社 ただしマザーファンドの外貨建資産の為替ヘッジ以外に係る運用指図に関する権限はFIL・インベストメンツ・インターナショナルに委託します。
投資目的	マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本の公社債（国債・地方債・政府保証債・利付金融債・事業債等）を主要投資対象とし、利息等収入の確保を図るとともに、値上がり益の追求を目指し、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行ないます。
主な投資制限	・ 公社債への実質投資割合には制限を設けません。 ・ 株式への実質的な直接投資は行ないません。 ・ 外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の25%以内とします。 ・ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ・ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・ マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
費用	信託報酬：純資産総額に対し以下に掲げる信託報酬率を乗じて得た額とします。 信託報酬率は、毎期ごとに決定するものとし、前計算期間終了日における日本相互証券株式会社発表の新発10年物国債の利回り（終値）に応じた、次に挙げる率とします。 新発10年物国債の利回りが3.5%未満の場合 年率0.3045%（税抜き0.29%） 新発10年物国債の利回りが3.5%以上の場合 年率0.4095%（税抜き0.39%） ※ 税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。 ・ その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込み）を上限として投資信託財産から支払う場合があります。（なお、当該上限率については変更する場合があります。） ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし
決算日	毎月末日

分配方針	・ 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ・ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。 ・ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。
------	--

ファンド名	フィデリティ・ファンズ・ユーロ・ボンド・ファンド
英文名	Fidelity Funds-Euro Bond Fund
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）／オープンエンド型／ユーロ建て
主な投資対象	ユーロ建ての公社債を主要な投資対象とします。
関係法人	投資運用会社：FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ） 保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ） 登録及び名義書換事務代行会社、管理事務代行会社：FIL（ルクセンブルグ）エス.エイ.
投資目的	主としてユーロ建ての公社債に投資を行ないます。
主な投資制限	・ 一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ 有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。
費用	管理報酬：0.75% ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし
決算日	4月30日
分配方針	原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配を行なう方針です。

注）管理報酬は0.75%となっていますが、代行手数料相当分である0.375%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズ・コア・ユーロ・ボンド・ファンド
英文名	Fidelity Funds-Core Euro Bond Fund
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）／オープンエンド型／ユーロ建て
主な投資対象	ユーロ建ての国債、非国債を主要な投資対象とします。
関係法人	投資運用会社：FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ） 保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ） 登録及び名義書換事務代行会社、管理事務代行会社：FIL（ルクセンブルグ）エス.エイ.
投資目的	主としてユーロ建ての債券に投資を行ないます。通常はユーロ建てかつ投資適格の国債や非国債に投資を行ないます。
主な投資制限	・ ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ ファンドは有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。
費用	管理報酬：0.30% ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし
決算日	4月30日
分配方針	原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配を行なう方針です。

※ 2010年3月末までに設定予定です。

ファンド名	フィデリティ・ファンズ・ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド
英文名	Fidelity Funds-European High Yield Fund
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）／オープンエンド型／ユーロ建て
主な投資対象	本店所在地が西ヨーロッパ、中央ヨーロッパ、東ヨーロッパ（ロシアを含む）にあるか、あるいは主たる業務活動がそれらの地域で行なわれている企業が発行する高利回りの投資非適格証券を主要な投資対象とします。
関係法人	投資運用会社：FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ） 保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ） 登録及び名義書換事務代行会社、管理事務代行会社：FIL（ルクセンブルグ）エス.エイ.
投資目的	本店所在地が西ヨーロッパ、中央ヨーロッパ、東ヨーロッパ（ロシアを含む）にあるか、あるいは主たる業務活動がそれらの地域で行なわれている企業が発行する高利回りの投資非適格証券に主として投資を行ない、高水準の利息収入の確保と元本成長を追求します。投資非適格証券とはS & Pによる格付けでBB+以下、ないし国際的に認められた格付け機関により同等の格付けを与えられた証券をいいます。
主な投資制限	・ 一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ 有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。
費用	管理報酬：1.00% ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし
決算日	4月30日
分配方針	原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配を行なう方針です。

注）管理報酬は1.00%となっていますが、代行手数料相当分である0.50%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズ・スターリング・ボンド・ファンド
英文名	Fidelity Funds-Sterling Bond Fund
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）／オープンエンド型／英ポンド建て
主な投資対象	英ポンド建ての債券を主要な投資対象とします。
関係法人	投資運用会社：FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ） 保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ） 登録及び名義書換事務代行会社、管理事務代行会社：FIL（ルクセンブルグ）エス.エイ.
投資目的	主として英ポンド建ての債券に投資を行ないます。
主な投資制限	・ 一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ 有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。
費用	管理報酬：0.75% ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし
決算日	4月30日
分配方針	原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配を行なう方針です。

注）管理報酬は0.75%となっていますが、代行手数料相当分である0.375%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズーUSドル・ボンド・ファンド
英文名	Fidelity Funds-US Dollar Bond Fund
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）／オープンエンド型／米ドル建て
主な投資対象	米ドル建ての債券を主要な投資対象とします。
関係法人	投資運用会社：FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ） 保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ） 登録及び名義書換事務代行会社、管理事務代行会社：FIL(ルクセンブルグ)エス.エイ.
投資目的	米ドル建ての債券に主として投資を行ないます。
主な投資制限	・ 一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ 有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。
費用	管理報酬：0.75% ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし
決算日	4月30日
分配方針	原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配を行なう方針です。

注）管理報酬は0.75%となっていますが、代行手数料相当分である0.375%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズ－USハイ・イールド・ファンド
英文名	Fidelity Funds-US High Yield Fund
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）／オープンエンド型／米ドル建て
主な投資対象	主として米国で活動を行なう企業が発行したハイ・イールド債券を主要な投資対象とします。
関係法人	投資運用会社：FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ） 保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ） 登録及び名義書換事務代行会社、管理事務代行会社：FIL(ルクセンブルグ)エス.エイ.
投資目的	主として米国で活動を行なう企業が発行したハイ・イールド債券に主として投資を行ない、高水準の利息等の収入を確保するとともに、値上り益の追求を目指します。
主な投資制限	・ 一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ 有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。
費用	管理報酬：1.00% ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし
決算日	4月30日
分配方針	原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配を行なう方針です。

注）管理報酬は1.00%となっていますが、代行手数料相当分である0.50%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズ－エマージング・マーケット・デット・ファンド
英文名	Fidelity Funds-Emerging Market Debt Fund
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）／オープンエンド型／米ドル建て
主な投資対象	エマージング債券を主要な投資対象とします。
関係法人	投資運用会社：FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ） 保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ） 登録及び名義書換事務代行会社、管理事務代行会社：FIL(ルクセンブルグ)エス.エイ.
投資目的	主としてエマージング債券へ投資を行なうことにより利息収入の確保と元本成長を目指します。ファンドは、ローカル市場の債券、エマージング市場の発行体が発行した株式や社債等にも投資を行なうことができます。投資対象国としてはラテンアメリカ、東南アジア、アフリカ、東欧（ロシアを含みます。）や中東等を含みます。
主な投資制限	・ 一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ 有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。
費用	管理報酬：1.25% ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし
決算日	4月30日
分配方針	原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配を行なう方針です。

注）管理報酬は1.25%となっていますが、代行手数料相当分である0.625%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・スターリング・ボンド・ファンド
英文名	Fidelity Sterling Bond Fund
設定形態	英国籍証券投資法人／オープンエンド型／英ポンド建て
主な投資対象	英ポンド建ての（または英ポンドに為替ヘッジされた）公社債を主要な投資対象とします。
関係法人	投資運用会社：FIL・インベストメント・サービシズ(UK)・リミテッド 保管受託銀行：JP モルガン・トラスティ・アンド・ディポジタリー・カンパニー・リミテッド（英国）
投資目的	主に英ポンド建ての（または英ポンドに為替ヘッジされた）公社債を投資対象として、魅力的な水準の利息収入の確保を主たる目的とし、元本成長の可能性も目指します。
主な投資制限	・ ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ 有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。
費用	管理報酬1.00% ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし
決算日	毎月末日
分配方針	原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配を行なう方針です。

注）管理報酬は1.00%となっていますが、代行手数料相当分である0.50%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・米国投資適格債・ファンド（適格機関投資家専用）
設定形態	国内証券投資信託
主な投資対象	フィデリティ・米国投資適格債・マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。
委託会社等	委託会社：フィデリティ投信株式会社 ただし、マザーファンドの為替先物予約、為替先渡取引以外に係る運用指図に関する権限はFIL・インベストメンツ・インターナショナルに委託します。
投資目的	マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の米ドル建て投資適格債券（国債、政府機関債、モーゲージ担保证券、資産担保证券、社債等のうち、いわゆる投資適格債券としての格付を有するものをいいます。）に投資することにより、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的に運用を行ないます。
主な投資制限	・ 公社債への実質投資割合には制限を設けません。 ・ 株式への実質投資割合は投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。 ・ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ・ マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
費用	信託報酬：純資産総額に対し年率0.6195%（税抜き 0.59%） ※税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。 ・ その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込み）を上限として投資信託財産から支払う場合があります。（なお、当該上限率については変更する場合があります。） ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし
決算日	毎月末日
分配方針	・ 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ・ 収益分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。 ・ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

ファンド名	フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド（適格機関投資家専用）
設定形態	国内証券投資信託
主な投資対象	フィデリティ・USハイ・イールド・マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。
委託会社等	委託会社：フィデリティ投信株式会社 ただし、マザーファンドの運用指図に関する権限はフィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー（米国）に委託します。
投資目的	マザーファンド受益証券への投資を通じて、米ドル建ての高利回り社債（ハイ・イールド債券）を主要な投資対象とし、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的に積極的な運用を行なうことを基本とします。
主な投資制限	・ 公社債の実質投資割合には、制限を設けません。 ・ 株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。 ・ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。 ・ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ・ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ・ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・ マザーファンド受益証券以外への投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
費用	信託報酬：純資産総額に対し年率0.83475%（税抜き 0.795%） ※税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。 ・ その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込み）を上限として投資信託財産から支払う場合があります。（なお、当該上限率については変更する場合があります。） ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし
決算日	毎月22日
分配方針	・ 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ・ 収益分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。 ・ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

ファンド名	フィデリティ・円キャッシュ・ファンド（適格機関投資家専用）
設定形態	国内証券投資信託
主な投資対象	フィデリティ・円キャッシュ・マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。
委託会社等	委託会社：フィデリティ投信株式会社 ただしマザーファンドの運用指図に関する権限はFIL・インベストメント・マネジメント（香港）・リミテッドに委託します。
投資目的	マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として本邦通貨表示の公社債等（国債、地方債、政府保証債、利付金融債、事業債、短期金融商品等）に投資を行ない、利息等収入の確保を図ります。
主な投資制限	・ 公社債への実質投資割合には制限を設けません。 ・ 株式への実質的な直接投資は行ないません。 ・ 外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。（当該外貨建資産については、為替ヘッジのため外国為替の売買の予約を行なうことができます。） ・ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ・ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・ マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

費用	信託報酬：純資産総額に対し以下に掲げる信託報酬率を乗じて得た額とします。 信託報酬率は、各月ごとに決定するものとし、前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの当該率は、各月の前月の最終営業日を除く最終5営業日間における短資協会が日々発表する無担保コールオーバーナイト物レートの平均値に応じた次に挙げる率とします。 当該平均値が1.00%以上の場合 年率0.042%（税抜き 0.04%） 当該平均値が0.65%以上1.00%未満の場合 年率0.0315%（税抜き 0.03%） 当該平均値が0.30%以上0.65%未満の場合 年率0.021%（税抜き 0.02%） 当該平均値が0.20%以上0.30%未満の場合 年率0.00525%（税抜き 0.005%） 当該平均値が0.20%未満の場合 年率0.002625%（税抜き 0.0025%） ただし、投資信託財産の純資産総額が以下の水準に達した場合には、信託報酬率はそれぞれ前文により適用される率の以下の割合となるものとする。ただし、最低信託報酬率は年率0.002625%（税抜き 0.0025%）とします。 <table border="0"> <tr> <td>純資産総額が300億円を超過した場合</td><td>80%</td></tr> <tr> <td>純資産総額が500億円を超過した場合</td><td>70%</td></tr> <tr> <td>純資産総額が700億円を超過した場合</td><td>60%</td></tr> </table> ・ その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込み）を上限として投資信託財産から支払う場合があります。（なお、当該上限率については変更する場合があります。） ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。	純資産総額が300億円を超過した場合	80%	純資産総額が500億円を超過した場合	70%	純資産総額が700億円を超過した場合	60%
純資産総額が300億円を超過した場合	80%						
純資産総額が500億円を超過した場合	70%						
純資産総額が700億円を超過した場合	60%						
申込手数料	なし						
決算日	4月30日						
分配方針	運用による収益は、期中に分配を行わず、信託終了時まで投資信託財産内に留保し、運用の基本方針に基づいて運用します。						

（３）【運用体制】

フィデリティは、一貫した投資哲学と運用手法に基づき、米国、欧州、日本、アジア・パシフィックの世界主要拠点において、綿密なチーム体制のもと、調査・運用業務を遂行しています。

① フィデリティの企業調査情報の活用

■ フィデリティの企業調査

- フィデリティは、投資対象の綿密な調査を重視しています。大規模なインハウス・リサーチ（自社のスタッフによる独自調査）体制を有しており、世界主要拠点で多くの企業調査の専門家が企業調査・運用に従事しています。企業内容の調査・分析にあたっては、FIL Limitedと、関連会社であるFMR Co.が、世界主要拠点のアナリストが独自に作成した企業調査情報をリアルタイムで共用できるシステムを構築し、株式や債券の運用に活かしています。

フィデリティの運用・調査体制（2009年9月末日現在）

（単位：人）

拠点		米国	欧州	日本	アジア・パシフィック	総計
ポートフォリオ・マネージャー	株式	105	56	16	26	203
	ハイ・イールド債券	11	0	0	0	11
	投資適格債券	23	7	0	2	32
アナリスト	株式	230	96	36	47	409
	ハイ・イールド債券	28	0	0	0	28
	投資適格債券	64	19	2	5	90
トレーダー	株式	42	13	0	15	70
	ハイ・イールド債券	4	0	0	0	4
	投資適格債券	30	9	0	4	43
合計		537	200	54	99	890
運用に関するコンプライアンス部門		50	8	5	10	73

※FMR LLCおよびFIL Limitedとその関係会社を含みます。

※アナリストには、リサーチ・アナリストとリサーチ・アソシエイトを含みます。管理職等は除きます。

※上表中の数値は、将来変更となることがあります。

② フィデリティの企業調査の特徴

フィデリティの調査の目的：

中長期的な成長力を持った企業を探し出すことにあります。中長期的な成長のエンジンとなる競争力のメカニズムを多面的なアプローチによって、調査を行なっています。

フィデリティの調査体制の特徴：

世界の調査部を7つのセクターに分けて、グローバルなチームによる調査を行っており、これによって、グローバルな視点で、調査対象企業の競争力分析が容易となります。

多面的な調査：

フィデリティは、調査対象企業の情報のみで投資判断を下さず、グローバルな競争相手はもとより、仕入先、納品先といった取引先からも情報収集を行ない、より広くかつ客観的な情報をもとに、収益予測を行ない、投資判断を行なっています。

- ※ 長期間にわたってファンドを運用していくうえで、運用担当者が交代となることがありますが、フィデリティの企業調査情報を活用する体制ならびにフィデリティの原点である「ボトム・アップ・アプローチ」が変わることはありません。

③ フィデリティのファンド調査体制と特徴

フィデリティのファンド調査は、欧米・日本を含むアジアの拠点で行なわれています。それぞれの拠点で調査ファンド・ユニバースを構築し、定量的スクリーニング、定性的ファンド調査により、投資候補となるファンドの絞り込み、分析を行なっています。

ファンドの調査においてもフィデリティの基本である「ボトム・アップ・アプローチ」（すなわち、綿密な企業調査を行ない、投資銘柄を選択していくこと）の投資哲学を重視しています。

フィデリティのファンド調査の目的は、中長期的に良好な運用成績が期待されるファンドを探し出すことです。運用会社の体制から個別ファンドの運用状況にいたる様々な面を、定性・定量を含む多様なアプローチで調査・分析し、ファンドの運用力と運用の再現性を明らかにしています。

④ ファンドの運用プロセス

(a) 基本配分

ファンドでは、主な投資対象である「フィデリティ・日本株式・マザーファンド」、「フィデリティ・海外株式・マザーファンド」、「フィデリティ・国内債券・マザーファンド」、「フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド」、「フィデリティ・ワールドREIT・マザーファンド」、「フィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンド」についての基本配分を設定します。各マザーファンドへの基本配分は、各受益証券への投資を通じて国内株式、海外株式、国内債券、海外債券、国内外の不動産投資信託（REIT）、国内短期債券・短期金融商品へ実質的に分散投資を行ない、投資信託財産の長期的な成長を目指します。

主として各資産のリスク・リターン特性、資産間の相関などを考慮して決定します。各マザーファンドへの配分は原則として基本配分に対して概ね、中立を維持します。ただし、運用環境の変化により基本配分比率を変更または調整することがあります。

基本資産配分は、以下の通りです。（2009年9月現在）

各マザーファンド受益証券への資産配分は、概ね投資信託財産の純資産総額に対して以下の比率を基本投資割合とします。

マザーファンド	安定型	安定成長型	成長型
フィデリティ・日本株式・マザーファンド	10%	20%	25%
フィデリティ・海外株式・マザーファンド	5%	10%	30%
フィデリティ・国内債券・マザーファンド	60%	40%	20%
フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド	10%	15%	15%
フィデリティ・ワールドREIT・マザーファンド	5%	10%	10%
フィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンド	10%	5%	0%

ただし、上記の基本資産配分については、流動性の変化やリスク・リターン特性の変化等に対応して、将来的に、比率の変更または資産の変更を行なう可能性があります。

実際のポートフォリオは、短期金融商品に直接投資を行なう場合があり、また短期的な見通しにおいて、上記基本資産配分と異なる資産配分をすることがファンドにとってより有利、または運用上必要であると判断される場合には、短期的に、上記基本資産配分から乖離する可能性があります。また、基本資産配分を変更することなく、他の資産を一時的にポートフォリオに組入れる可能性があります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行ないません。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

(b) フィデリティ・日本株式・マザーファンド

フィデリティ・日本株式・マザーファンドの運用プロセス

● 投資対象ファンドの選定

投資信託証券への投資に際しては、別に定める投資信託証券（「ファンド・ユニバース」）の中から、主として、投資目的、リスク・リターン特性などを考慮して選定したファンドに投資します。

ファンド・ユニバースは、主として、フィデリティの運用する投資信託証券の中から、当該投資信託証券の投資対象を勘案して適宜見直します。

中期的な資産見通しの変化やリスク特性の変化に対応して、投資対象ファンドおよびその主たる投資対象資産の変更を行なう可能性があります。

また、短期的な見通しにおいて投資対象ファンドおよびその主たる投資対象資産を変更することがより有利であると判断される場合には、投資対象ファンドおよびその主たる投資対象資産の変更を行なう可能性があります。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行ないません。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

● 投資対象ファンドの配分（ポートフォリオの構築）

主として各投資対象ファンドのリスク・リターン特性、投資対象ファンド間

の相関などを考慮して組入れファンドおよび各ファンドへの資産配分を決定します。

組入れた投資信託証券（「投資対象ファンド」）は定期的にモニターを行ない、主として各投資対象ファンドのリスク・リターン特性、投資対象ファンド間の相関などを考慮して、組入れ比率の調整を行ないます。また投資対象ファンドの入れ替えを行なう可能性もあります。組入れファンドおよび各ファンドへの資産配分にあたっては、フィデリティにおけるファンド分析および資産配分に関する情報も参考に用いることがあります。

- ポートフォリオ・マネージャーは投資判断に際し、投資信託約款等を遵守し、運用方針、投資制限、リスク許容度、その他必要な事項を把握したうえで投資戦略を策定し、自身の判断によって投資銘柄を決定するとともに、投資環境等の変化に応じて運用に万全を期します。
- ポートフォリオ・マネージャーの運用に係るリスク管理および投資行動のチェックについては、運用担当部門において、さまざまなリスク要因について過度なリスクを取っていないかを検証するとともに、コンプライアンス部門において投資制限等のモニタリングを実施いたします。これにより、ファンドが投資信託約款等に記載されている運用方針や投資制限等について適切に運用されているかを管理しています。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

フィデリティ・日本株式・マザーファンドの投資対象ファンドの運用プロセス

投資対象ファンドの運用に関する意思決定の権限は、担当する投資対象ファンドのポートフォリオ・マネージャーに一任されており、各ポートフォリオ・マネージャーの裁量により投資対象ファンドの運営が行なわれます。

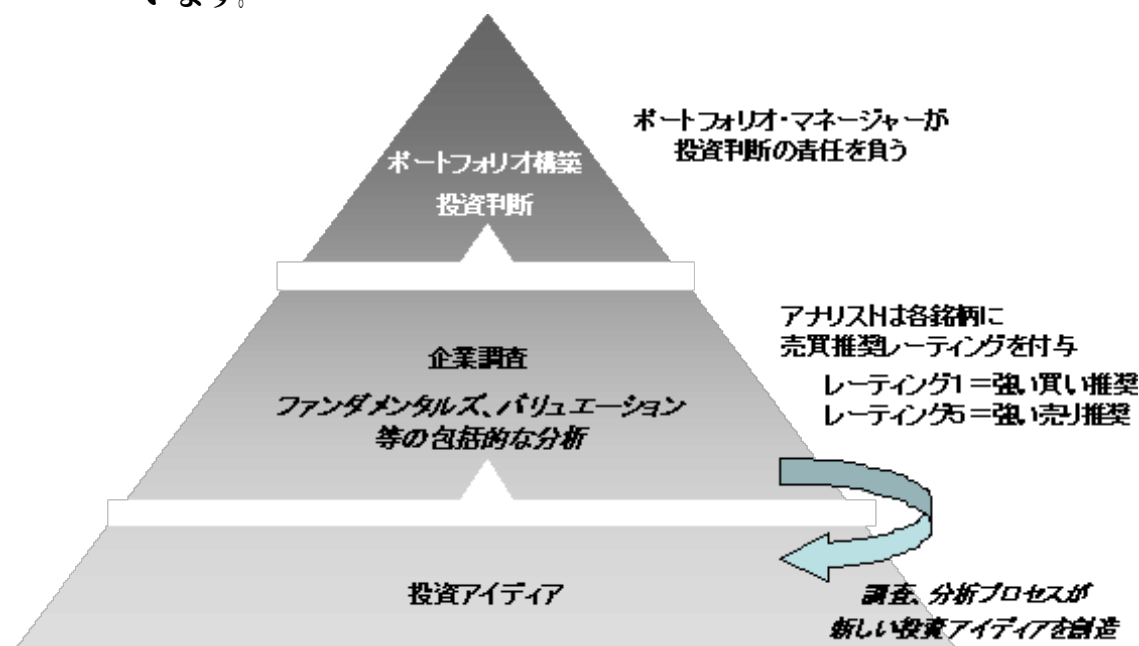
- 投資対象ファンドにおいては、個別企業分析により、主として配当利回りおよび長期的成長性等に注目した個別銘柄選択を行ないます。投資対象ファンドにおいては、個別企業分析にあたり、フィデリティの世界主要拠点のアナリストによる企業調査結果を活かし、ポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。
- 投資対象ファンドにおいて、ポートフォリオ構築にあたっては、綿密な企業調査により投資価値の高い企業に分散投資を行なうことによりリスク分散を図ります。
- 投資対象ファンドの運用プロセス
投資アイデア
アナリストおよびポートフォリオ・マネージャーが、多数の企業を調査しており、この中から、フィデリティのグローバルな企業調査情報も活用し、運用へのアイデアを発掘します。

企業調査

アナリストは、財務諸表分析、企業取材によるマネジメント評価、事業環境の分析など、担当する業種における徹底した調査分析を行ないます。企業取材では、最高経営責任者（CEO）から工場の生産ライン従業員まで幅広い関係者と面談を持ち、さらに競合他社や取引企業への側面調査も実施、企業を取り巻く事業環境について多面的な分析を行ないます。さらにアナリストは調査銘柄に対して、市場で形成される株価と利益の成長性との比較等、様々な観点からのバリュエーション分析も行ないます。投資魅力の度合いに応じて、5段階からなるアナリスト自身の投資評価（レーティング）を付与します。

投資判断およびポートフォリオ構築

ポートフォリオ・マネージャーは、アナリストのレーティングを参考にしつつ、独自のリサーチ・アイディア、ベンチマークとの比較、確信度、グローバルな産業動向などの観点を加味して、投資判断およびポートフォリオ構築を行ないます。



資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

(c) フィデリティ・海外株式・マザーファンド

フィデリティ・海外株式・マザーファンドの運用プロセス

● 投資対象ファンドの選定

投資信託証券への投資に際しては、別に定める投資信託証券（「ファンド・ユニバース」）の中から選定します。「ファンド・ユニバース」は、外国株式を投資対象とするフィデリティの運用するすべての投資信託証券にて構成される「総ユニバース」の中から、ベンチマークであるMSCI コクサイインデックス（配当込み、円換算、ヘッジなし）の構成国や投資目的、リスク・リターン特性等を考慮し選定します。中期的な資産見通しの変化やリスク特性の変化に対応して、「ファンド・ユニバース」内の投資対象ファンドの変更を行なう可能性があります。また、短期的な見通しにおいて投資対象ファンドおよびその主たる投資対象資産を変更することがより有利であると判断される場合には、投資対象ファンドおよびその主たる投資対象

資産の変更を行なう可能性があります。

● 投資対象ファンドの配分（ポートフォリオの構築）

「ファンド・ユニバース」の中から、北米、欧州、アジア・パシフィックのそれぞれの地域毎に、主として各投資対象ファンドの投資対象資産、リスク・リターン特性、投資対象ファンド間の相関などを考慮して組入れファンドおよび各ファンドへの資産配分を決定します。組入れた投資信託証券（「投資対象ファンド」）は定期的にモニターを行ない、主として各投資対象ファンドのリスク・リターン特性、投資対象ファンド間の相関などを考慮して、組入れ比率の調整を行ないます。また投資対象ファンドの入れ替えを行なう可能性もあります。組入れファンドおよび各ファンドへの資産配分にあたっては、フィデリティにおけるファンド分析および資産配分に関する情報も参考に用いることがあります。

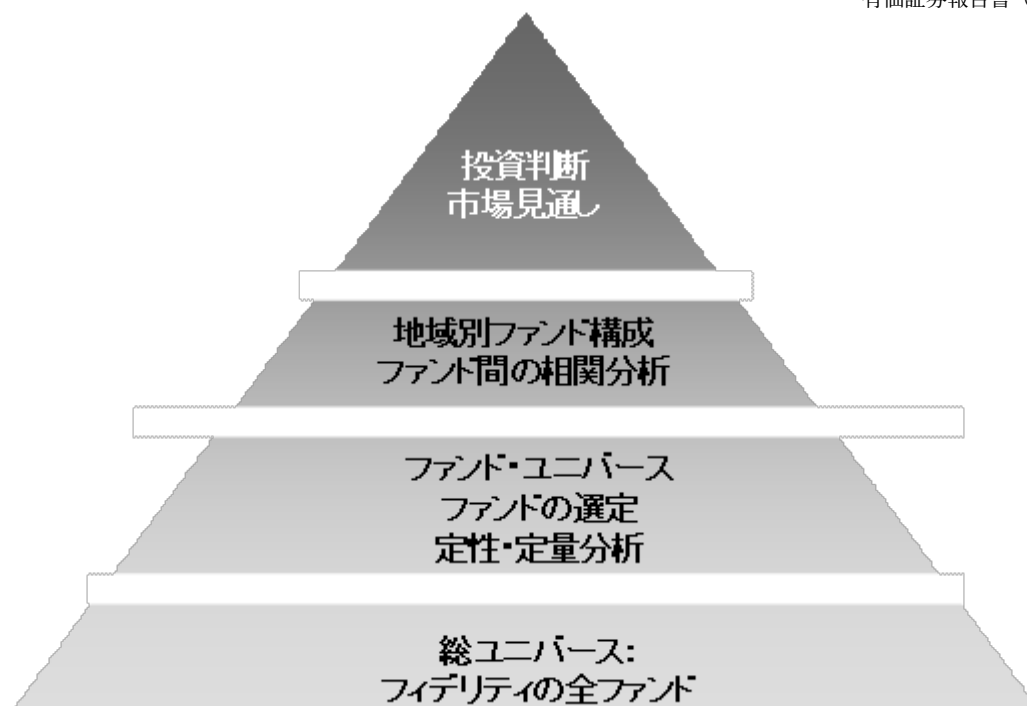
● 地域別資産配分

北米、欧州、アジア・パシフィックの三地域への資産配分については、フィデリティにおける資産配分の情報もポートフォリオ構築に反映させます。資産に対する見通しにあたっては、トップ・ダウン分析手法とフィデリティの綿密な企業調査－「ボトム・アップ・アプローチ」等が活かされています。

● ポートフォリオ・マネージャーは投資判断に際し、投資信託約款等を遵守し、運用方針、投資制限、リスク許容度、その他必要な事項を把握したうえで投資戦略を策定し、自身の判断によって投資銘柄を決定するとともに、投資環境等の変化に応じて運用に万全を期します。

● ポートフォリオ・マネージャーの運用に係るリスク管理および投資行動のチェックについては、運用担当部門において、さまざまなリスク要因について過度なリスクを取っていないかを検証するとともに、コンプライアンス部門において投資制限等のモニタリングを実施いたします。これにより、ファンドが投資信託約款等に記載されている運用方針や投資制限等について適切に運用されているかを管理しています。

● 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。



フィデリティ・海外株式・マザーファンドの投資対象ファンドの運用プロセス

意思決定の権限は、担当するファンドのポートフォリオ・マネージャーに一任されており、各ポートフォリオ・マネージャーの裁量によりファンドの運営が行なわれます。

- 投資対象ファンドにおいては、個別企業分析により、主として長期的成長性等に注目した個別銘柄選択を行ないます。投資対象ファンドにおいては、個別企業分析にあたり、フィデリティの世界主要拠点のアナリストによる企業調査結果を活かし、ポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。
- 投資対象ファンドにおいては、ポートフォリオ構築にあたっては、綿密な企業調査により投資価値の高い企業に分散投資を行なうことによりリスク分散を図ります。
- 投資対象ファンドの運用プロセス
アナリストおよびポートフォリオ・マネージャーが、多数の企業を調査しており、この中から、フィデリティのグローバルな企業調査情報も活用し、運用へのアイデアを発掘します。

企業調査

アナリストは、財務諸表分析、企業取材によるマネジメント評価、事業環境の分析など、担当する業種における徹底した調査分析を行ないます。企業取材では、最高経営責任者（CEO）から工場の生産ライン従業員まで幅広い関係者と面談を持ち、さらに競合他社や取引企業への側面調査も実施、企業を取り巻く事業環境について多面的な分析を行ないます。さらにアナリストは調査銘柄に対して、市場で形成される株価と利益の成長性との比較等、様々な観点からの

バリュエーション分析も行ないます。投資魅力の度合いに応じて、5段階からなるアナリスト自身の投資評価（レーティング）を付与します。

投資判断およびポートフォリオ構築

ポートフォリオ・マネージャーは、アナリストのレーティングを参考にしつつ、独自のリサーチ・アイディア、ベンチマークとの比較、確信度、グローバルな産業動向などの観点を加味して、投資判断およびポートフォリオ構築を行ないます。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

(d) フィデリティ・国内債券・マザーファンド

フィデリティ・国内債券・マザーファンドの運用プロセス

● 投資対象ファンドの選定

投資信託証券への投資に際しては、別に定める投資信託証券（「ファンド・ユニバース」）の中から、主として、投資目的等を考慮して選定したファンドに投資します。

ファンド・ユニバースは、主として、フィデリティの運用する投資信託証券の中から、当該投資信託証券の投資目的等を勘案して適宜見直します。

投資対象ファンドの選定にあたっては、フィデリティのファンド分析および資産配分に関する情報も参考に用いることがあります。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

● 投資対象ファンドの配分（ポートフォリオの構築）

投資対象ファンドの配分および比率の決定（以下「ポートフォリオの構築」といいます。）については、主として投資目的を考慮して行ないます。また配分にあたっては、各債券セクターにおける投資目的等を考慮して組入れ比率の調整を行ないます。

● ポートフォリオ・マネージャーは投資判断に際し、投資信託約款等を遵守し、運用方針、投資制限、リスク許容度、その他必要な事項を把握したうえで投資戦略を策定し、自身の判断によって投資銘柄を決定するとともに、投資環境等の変化に応じて運用に万全を期します。

● ポートフォリオ・マネージャーの運用に係るリスク管理および投資行動のチェックについては、運用担当部門において、さまざまなリスク要因について過度なリスクを取っていないかを検証するとともに、コンプライアンス部門において投資制限等のモニタリングを実施いたします。これにより、ファンドが投資信託約款等に記載されている運用方針や投資制限等について適切に運用されているかを管理しています。

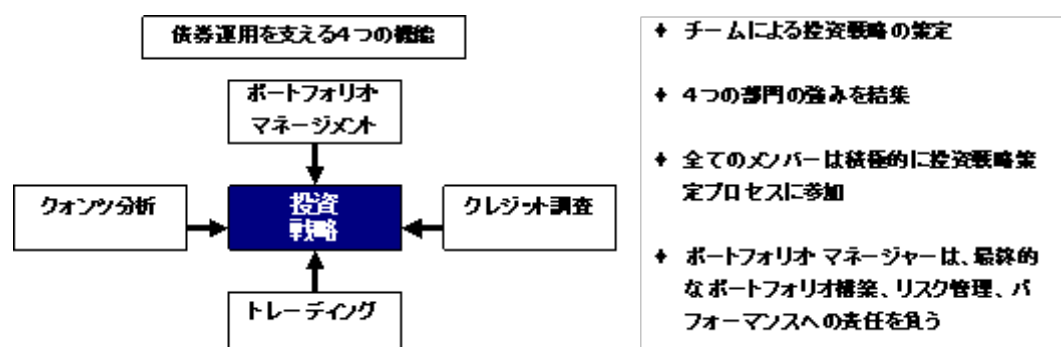
資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない

場合もあります。

フィデリティ・国内債券・マザーファンドの投資対象ファンドの運用プロセス

フィデリティは、投資適格債券の運用においては、徹底した調査・分析に基づき複数の戦略を積み重ねることにより、リスクを軽減し、コンスタントに安定的な付加価値を創出することを目的としています。

- 社内の債券専任アナリストによるトップ・ダウン（市場/種別アロケーション、イールド・カーブ・アロケーション、セクター・アロケーション）とボトム・アップ（発行体信用リスク分析、銘柄のバリュエーション分析）の両プロセスを組み合わせたアプローチに基づき、運用を行ないます。
- ポートフォリオの構築は、①ポートフォリオ・マネージメント（運用）、②クレジット調査（発行体の信用力分析）、③クオンツ分析（計量分析）、④トレーディングの4つの部門の強みを結集したチーム・アプローチにより支えられています。債券を発行する企業の信用力分析にあたっては、債券専任のアナリストが発行体企業の経営陣と直接ミーティングを行なうほか、業界、競合他社に関する調査に基づき、独自の財務、キャッシュフロー分析等を行ないます。さらに、フィデリティ内の株式アナリストによる企業調査分析結果も共有され、グローバルな、資産クラスを超えての調査面での連携体制が整備されています。



(e) フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド

フィデリティ・ワールド債券・マザーファンドの運用プロセス

● 投資対象ファンドの選定

投資信託証券への投資に際しては、別に定める投資信託証券（「ファンド・ユニバース」）の中から、主として、投資目的、利回り水準、通貨配分、セクター配分、リスク・リターン特性などを考慮して選定したファンドに投資します。

ファンド・ユニバースは、主として、フィデリティの運用する投資信託証券の中から、当該投資信託証券の投資対象を勘案して適宜見直します。

投資対象ファンドの選定にあたっては、フィデリティのファンド分析および資産配分に関する情報も参考に用いることがあります。

中期的な資産見通しの変化やリスク特性の変化に対応して、投資対象ファンドおよびその主たる投資対象資産の変更を行なう可能性があります。

また、短期的な見通しにおいて投資対象ファンドおよびその主たる投資対象資産を変更することがより有利であると判断される場合には、投資対象ファンドおよびその主たる投資対象資産の変更を行なう可能性があります。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行ないません。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

● 投資対象ファンドの配分（ポートフォリオの構築）

ポートフォリオの構築については、主として利回り水準、リスク・リターン特性、通貨分散、セクター分散などを考慮して行ないます。

また配分にあたっては、各債券セクターにおける利回り水準、通貨分散、リスク・リターン特性などを考慮して組入れ比率の調整を行ないます。

組入れた投資信託証券（「投資対象ファンド」）は定期的にモニターを行ない、主として、当ファンド全体の利回り水準、リスク・リターン特性、通貨分散、セクター分散などを考慮して、組入れ比率の調整を行ないます。また投資対象ファンドの入れ替えを行なう可能性もあります。

● ポートフォリオ・マネージャーは投資判断に際し、投資信託約款等を遵守し、運用方針、投資制限、リスク許容度、その他必要な事項を把握したうえで投資戦略を策定し、自身の判断によって投資銘柄を決定するとともに、投資環境等の変化に応じて運用に万全を期します。

● ポートフォリオ・マネージャーの運用に係るリスク管理および投資行動のチェックについては、運用担当部門において、さまざまなリスク要因について過度なリスクを取っていないかを検証するとともに、コンプライアンス部門において投資制限等のモニタリングを実施いたします。これにより、ファンドが投資信託約款等に記載されている運用方針や投資制限等について適切に運用されているかを管理しています。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

フィデリティ・ワールド債券・マザーファンドの投資対象ファンドの運用プロセス

投資対象ファンドの運用に関する意思決定の権限は、担当する投資対象ファンドのポートフォリオ・マネージャーに一任されており、各ポートフォリオ・マネージャーの裁量により投資対象ファンドの運営が行なわれます。

投資対象ファンドの運用調査体制は以下の通りです。いずれの部門にも、専任のポートフォリオ・マネージャー、アナリスト、トレーダーが配されており、徹底したクオンツ分析やボトム・アップの信用力調査に基づいた運用が行なわれています。各部門の調査分析内容等は相互に共有されています。

投資適格債券

主に投資適格債券（国債、政府機関債、地方債、社債、モーゲージ債など）、短期金融商品などの調査運用を行ないます。

ハイ・イールド債券

主に高利回り事業債（ハイ・イールド債券）の調査運用を行ないます。

エマージング債券

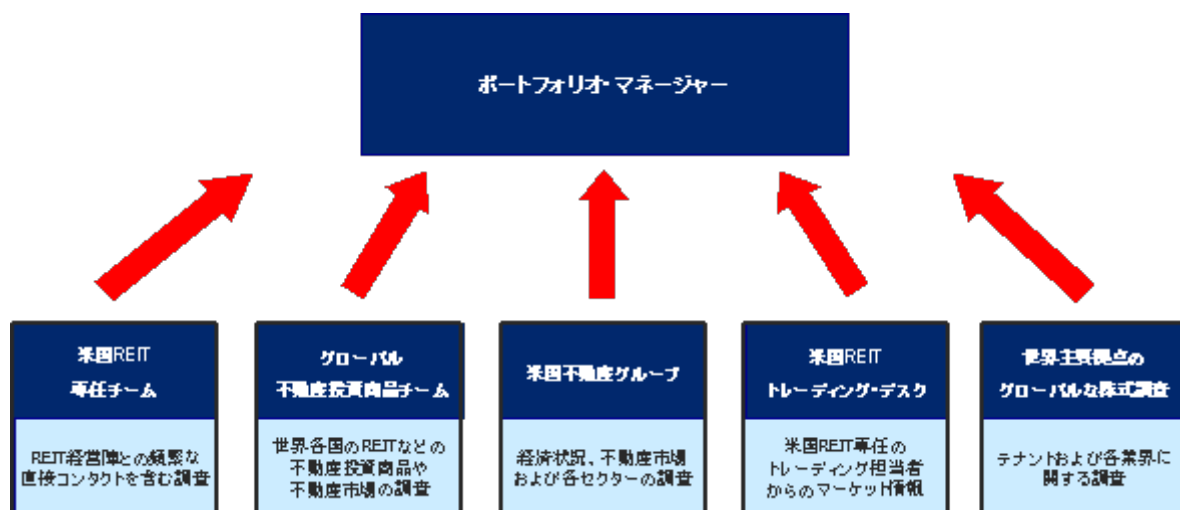
主にエマージング債券の調査運用を行ないます。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

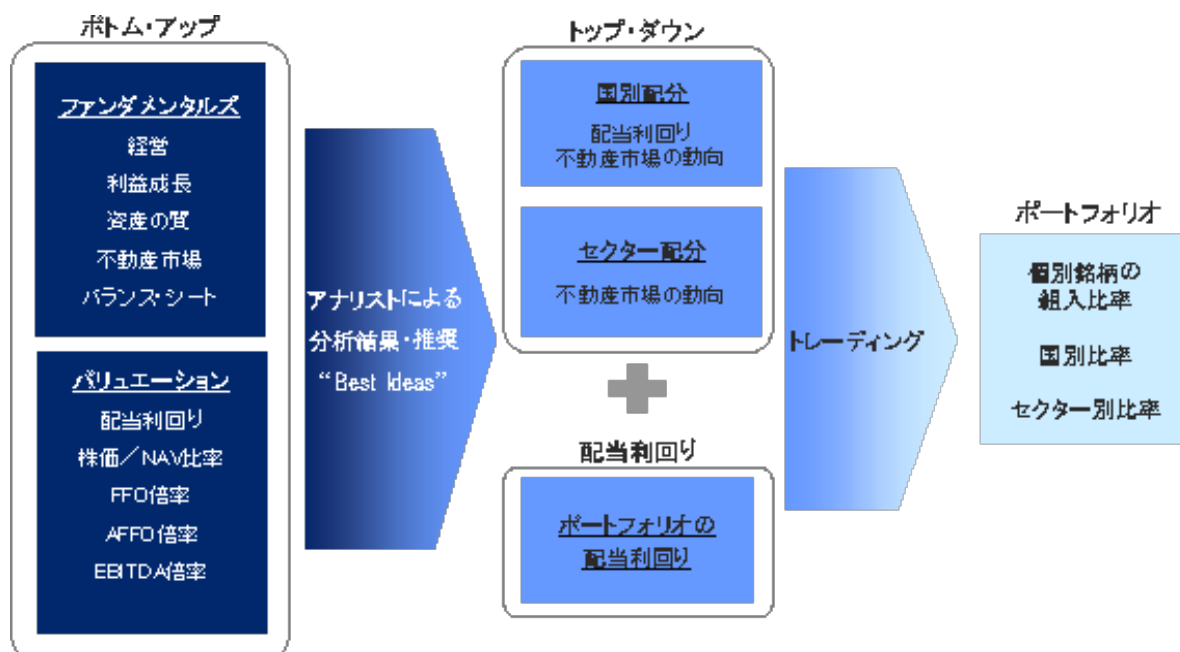
(f) フィデリティ・ワールドREIT・マザーファンド

運用体制

運用においては、世界主要拠点のREITアナリストによる個別REITの綿密な調査・分析に加えて、不動産グループによる不動産市場調査なども活用します。また、REITの保有する不動産に入居する個別企業（テナント）やそれを取り巻く業界動向の理解のために、フィデリティの世界主要拠点の株式運用部が行なう企業のファンダメンタルズ調査、業界や地域経済の調査・分析も活用します。



運用プロセス



● 主要投資対象

日本を含む世界各国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託（REIT）（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とします。

● ボトム・アップ・アプローチ

フィデリティのREITアナリストは、ボトム・アップのファンダメンタルズ分析やバリュエーション分析を活用して、個別REIT銘柄の推奨を行いません。ファンダメンタルズ分析においては、REIT経営陣との直接コンタクトや主要物件訪問などを通じ、経営陣の質や、利益成長性、保有資産の質、不動産市場、バランスシートなどの観点から分析を行いません。

また、REITのバリュエーション分析においては、配当利回り、株価純資産倍率（株価NAV倍率）、株価FFO^{*1}倍率、株価AFFO^{*1}倍率、EBITDA^{*2}倍率等に注目します。

※1 FFO（Funds From Operation）とは、減価償却費などを調整したREITのキャッシュフローを測る概念です。AFFO（Adjusted FFO）はFFOをさらに調整したものです。

※2 EBITDA（Earnings Before Interest Taxes Depreciation and Amortization）は、金利収支、税金、減価償却費、積立金などの項目を加算控除する前の企業損益です。会計上の調整を加えない、本来事業から直接算出された利益を表すといわれます。

● トップ・ダウン分析

国毎やセクター毎の不動産市場の動向などを調査します。また、国別配分の検討においては、主として、国毎の配当利回りの水準を考慮します。

● 企業や業界調査

REITが保有する不動産に入居する個別企業（テナント）やそれを取り巻く業界動向の理解のために、フィデリティの世界主要拠点の株式運用部が行なう企業のファンダメンタルズ調査、業界や地域経済の調査・分析を活用します。

● ポートフォリオ構築

ポートフォリオ・マネージャーは、個別REITのファンダメンタルズ分析とバリュエーション分析を基にしたアナリストの分析結果を活用し、組入銘柄の決定を行いません。また、フィデリティの株式運用部からの企業調査情報、REIT専任のトレーディング担当者からのマーケット情報、国毎やセクター毎の不動産市場の動向や国毎の配当利回りに関するトップ・ダウンの分析を考慮することにより、銘柄選定の確信度に応じて個別REITと国別、セクター別の組入比率を決定します。また、国、地域やセクターの分散も勘案し、配当利回りが魅力的な水準となることを目指します。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

(g) フィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンド

フィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンドの運用プロセス

● 投資対象ファンドの選定

投資信託証券への投資に際しては、別に定める投資信託証券（「ファンド・ユニバース」）の中から、主として、投資目的等を考慮して選定したファンドに投資します。

ファンド・ユニバースは、主として、フィデリティの運用する投資信託証券の中から、当該投資信託証券の投資目的等を勘案して適宜見直します。

投資対象ファンドの選定にあたっては、フィデリティのファンド分析および資産配分に関する情報も参考に用いることがあります。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

● 投資対象ファンドの配分（ポートフォリオの構築）

ポートフォリオの構築については、主として投資目的を考慮して行ないます。

また配分にあたっては、各債券セクターにおける投資目的等を考慮して組入れ比率の調整を行ないます。

● ポートフォリオ・マネージャーは投資判断に際し、投資信託約款等を遵守し、運用方針、投資制限、リスク許容度、その他必要な事項を把握したうえで投資戦略を策定し、自身の判断によって投資銘柄を決定するとともに、投資環境等の変化に応じて運用に万全を期します。

● ポートフォリオ・マネージャーの運用に係るリスク管理および投資行動のチェックについては、運用担当部門において、さまざまなリスク要因について過度なリスクを取っていないかを検証するとともに、コンプライアンス部門において投資制限等のモニタリングを実施いたします。これにより、ファンドが投資信託約款等に記載されている運用方針や投資制限等について適切に運用されているかを管理しています。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

フィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンドの投資対象ファンドの運用プロセス

ファンドは、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。投資判断にあたっては、組入資産の信用力（クレジット）を最も重視し、金利水準の変化がポートフォリオへ与える影響を限定的なものとするため、組入資産の残存期間に留意します。また、流動性確保の観点から十分な分散投資を行なうことを基本とします。

● 信用リスクの低減：格付による制限

原則として取得時において、長期格付A格相当以上、または短期格付A－2格相当以上の格付を有する公社債およびそれと同等の信用力を有すると判断し

た公社債に投資を行ないます。

	長期債券格付		短期債券格付		
	S&P	Moody's	S&P	Moody's	
投資適格格付	AAA	Aaa	A-1	P-1	ファンドの 投資対象
	AA	Aa	A-2	P-2	
	A	A	A-3	P-3	
	BBB	Baa			
投機的格付	BB	Ba	B	NP	
	B	B	C		
	CCC	Caa	D		
	CC	Ca			
	C	C			
	D				

● 金利変動リスクの低減：残存期間による制限

投資を行なう公社債の残存期間は、原則として1年以内とします（変動利付債については、次回利払日までの日数を残存期間とみなします。）。

組入資産の平均残存日数は、原則として180日以内とします。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

⑤ 運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用の指図にあたりましては、委託会社の投資信託に係る業務の方法を定めた「業務方法書」に従い、法令諸規則を遵守するとともに、その本旨に則り、「受益者本位に徹する」ことを基本としています。

ファンドの運用者であるポートフォリオ・マネージャーは、法令諸規則の遵守および禁止行為等のポートフォリオ・マネージャーに関する基本事項を定めた「服務規程」に従い、法令遵守、顧客の保護、ならびに取引の公正確保を図ることが求められています。

また、実際の運用の指図におきましては、種々の社内規則を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止しています。

投資リスクの管理および投資行動のチェックにつきましては、運用担当部門が自ら行なう方法と運用担当部門から独立したコンプライアンス部門が行なう方法を併用し、過度なリスクを取っていないかを検証しています。運用担当部門では、部門の担当責任者とポートフォリオ・マネージャーによる定期的なミーティング等を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。コンプライアンス部門では、ファンドが法令および投資信託約款等を遵守して運用されているかがチェックされ、定期的なモニタリングの結果を運用担当部門にフィードバックしています。

投資対象ファンドの法令遵守状況につきましては、現地のコンプライアンス部門が中心となり、投資制限等のモニタリングを実施しています。

ファンドの関係法人に対する管理としては、受託会社より、原則として年1回、内部統制に関する報告書を入手しているほか、必要に応じて適宜ミーティング等を行なっています。

※ 上記「（3）運用体制」の内容は、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時（原則として毎年10月25日。同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- （a）分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- （b）収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
- （c）留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

② 利益の処理方式

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- （a）利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額は、投資信託財産保管費用、借入金の利息および融資枠の設定に要する費用、信託事務の諸費用等（投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、立替金利息等を含みます。）、信託報酬（以下、総称して「支出金」といいます。）を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - （b）売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、支出金を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
 - （c）毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
- （注）分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始するものとし、その収益分配金交付票と引換えに受益者にお支払いします。「累積投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

① ファンドの投資信託約款に基づく投資制限

- （a）投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行ないません。
- （b）外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。（当該外貨建資産については、為替ヘッジのため外国為替の売買の予約を行なうことができます。）
- （c）同一銘柄の投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の50%以内とします。ただし、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められている投資信託証券については、投資信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を設けません。
- （d）同一銘柄の不動産投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の

30%以内とします。

- (e) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (f) 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- (g) 借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、当該資金借入額は、借入指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。

収益分配金の再投資に係る借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

② 投資信託法および関係法令に基づく投資制限

- (a) 委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。）を行なうこと、または継続することを内容とした運用を行なうことを受託会社に指図してはなりません。
- (b) 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

（参考）「フィデリティ・日本株式・マザーファンド」の投資方針等

(1) 投資態度

- ① 主として、わが国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要な投資対象とする投資信託証券に投資を行ないます。
- ② 投資信託証券の組入れは原則として高位を維持します。
- ③ フィデリティの運用する投資信託証券に投資を行ないます。
- ④ 投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託証券（以下「ファンド・ユニバース」といいます。）の中から、定性、定量評価等を考慮して選定した投資信託証券に分散投資することを基本とします。
- ⑤ 組入れた投資信託証券は、定期的にモニターを行ない、この信託全体のリスク分散などを考慮して、組入比率の調整を行ないます。また、組入れた投資信託証券の入替えを行なう場合もあります。
- ⑥ ファンド・ユニバースは定性、定量評価等に基づき適宜見直しを行ないます。見直しに

伴い、ファンド・ユニバースとして選定されていた投資信託証券がファンド・ユニバースから除外されたり、新たに追加指定される場合があります。

- ⑦ 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑧ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

(2) 投資対象

① 投資対象とする資産の種類

フィデリティ・日本株式・マザーファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産

- 1. 有価証券
- 2. 金銭債権
- 3. 約束手形

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

② 投資対象とする有価証券

委託会社は、フィデリティ・日本株式・マザーファンドの信託金を、主としてファンド・ユニバースのほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1. 国債証券
- 2. 地方債証券
- 3. 特別の法律により法人の発行する債券
- 4. 社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- 5. 短期社債等
- 6. コマーシャル・ペーパー
- 7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から6. までの証券または証書の性質を有するもの
- 8. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 9. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 11. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

③ 投資対象とする金融商品

上記②にかかわらず、フィデリティ・日本株式・マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

④ その他の投資対象

1. 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する公社債を貸付けることの指図をすることができます。なお、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。
2. 投資信託財産に属する外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(3) フィデリティ・日本株式・マザーファンドの投資信託約款に基づく投資制限

- ① 投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行ないません。
- ② 株式への直接投資は行ないません。
- ③ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の50%以内とします。ただし、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズのみ取得されることが定められている投資信託証券については、投資信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を設けません。
- ④ 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ⑤ 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(参考) 「フィデリティ・海外株式・マザーファンド」の投資方針等

(1) 投資態度

- ① 主として、海外の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を直接または実質的な主要投資対象とする投資信託証券に投資を行ないます。
- ② 投資信託証券の組入れは原則として高位を維持します。
- ③ 投資信託証券への投資にあたっては、投資対象ユニバース（以下「ファンド・ユニバース」といいます。）の中から、定性、定量評価等を考慮して選定した投資信託証券に分散投資することを基本とします。
- ④ 組入れた投資信託証券は、定期的にモニターを行ない、この信託全体のリスク分散などを考慮して、組入れ比率の調整を行ないます。また、組入れた投資信託証券の入替えを行なう場合もあります。
- ⑤ ファンド・ユニバースは定性、定量評価等に基づき適宜見直しを行ないます。見直しに伴い、投資対象ユニバースとして選定されていた投資信託証券がファンド・ユニバースから除外されたり、新たに追加指定される場合があります。
- ⑥ 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ⑦ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

(2) 投資対象

① 投資対象とする資産の種類

フィデリティ・海外株式・マザーファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産

1. 有価証券
 2. 金銭債権
 3. 約束手形
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形

② 投資対象とする有価証券

委託会社は、フィデリティ・海外株式・マザーファンドの信託金を、主としてファンド・ユニバースのほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
5. 短期社債等
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から6. までの証券または証書の性質を有するもの
8. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
9. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
11. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

③ 投資対象とする金融商品

上記②にかかわらず、フィデリティ・海外株式・マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

④ その他の投資対象

1. 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する公社債を貸付けることの指図をすることができます。なお、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。
2. 投資信託財産に属する外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(3) フィデリティ・海外株式・マザーファンドの投資信託約款に基づく投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

- ② 株式への直接投資は行ないません。
- ③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ④ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の50%以内とします。
- ⑤ 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ⑥ 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（参考）「フィデリティ・国内債券・マザーファンド」の投資方針等

（1）投資態度

- ① 投資信託証券への投資を通じて、実質的に主としてわが国の公社債（国債、地方債、政府保証債、利付金融債、事業債等）に投資を行ないます。（ただし、海外の公社債等の一部投資を行なう投資信託証券を組入れる場合があります。）
- ② 投資信託証券の組入れは原則として高位を維持します。
- ③ フィデリティの運用する投資信託証券に投資を行ないます。
- ④ 投資信託証券への投資に際しては、ファンド・ユニバースの中から、主として投資目的等を考慮して選定したファンドに投資します。
- ⑤ ファンド・ユニバースは、フィデリティの運用する投資信託証券の中から、当該投資信託証券の投資目的を勘案して適宜見直しを行ないます。
- ⑥ 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。
- ⑦ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

（2）投資対象

① 投資対象とする資産の種類

フィデリティ・国内債券・マザーファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1）次に掲げる特定資産

- 1. 有価証券
- 2. 金銭債権
- 3. 約束手形

2）次に掲げる特定資産以外の資産 為替手形

② 投資対象とする有価証券

委託会社は、フィデリティ・国内債券・マザーファンドの信託金を、主としてファンド・ユニバースのほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1. 国債証券
- 2. 地方債証券
- 3. 特別の法律により法人の発行する債券
- 4. 社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

5. 短期社債等
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から6. までの証券または証書の性質を有するもの
8. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
9. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
11. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

③ 投資対象とする金融商品

上記②にかかわらず、フィデリティ・国内債券・マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

④ その他の投資対象

1. 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する公社債を貸付けることの指図をすることができます。なお、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。
2. 投資信託財産に属する外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(3) フィデリティ・国内債券・マザーファンドの投資信託約款に基づく投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行ないません。
- ③ 外貨建資産への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以内とします。（当該外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。）
- ④ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の50%以内とします。ただし、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズのみ取得されることが定められている投資信託証券については、投資信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を設けません。
- ⑤ 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ⑥ 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（参考）「フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド」の投資方針等**(1) 投資態度**

- ① 主として、世界（日本を含みます。）の各種債券（主として国債、政府機関債、投資適格社債、ハイ・イールド債券、エマージング債券等）を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行ないます。
- ② 投資信託証券への投資は、原則として高位を維持します。
- ③ 主としてフィデリティの運用する投資信託証券に投資を行ないます。
- ④ 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行ないません。
- ⑤ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

(2) 投資対象**① 投資対象とする資産の種類**

フィデリティ・ワールド債券・マザーファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産

1. 有価証券
2. 金銭債権
3. 約束手形

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

② 投資対象とする有価証券

委託会社は、フィデリティ・ワールド債券・マザーファンドの信託金を、主としてファンド・ユニバースおよび次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
5. 短期社債等
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から6. までの証券または証書の性質を有するもの
8. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
9. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
11. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

③ 投資対象とする金融商品

上記②にかかわらず、フィデリティ・ワールド債券・マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証

券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

④ その他の投資対象

1. 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する公社債を貸付けることの指図をすることができます。なお、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。
2. 投資信託財産に属する外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(3) フィデリティ・ワールド債券・マザーファンドの投資信託約款に基づく投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行ないません。
- ③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ④ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の50%以内とします。ただし、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズのみ取得されることが定められている投資信託証券については、投資信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を設けません。
- ⑤ 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ⑥ 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(参考) 「フィデリティ・ワールドREIT・マザーファンド」の投資方針等

(1) 投資態度

- ① 主として日本を含む世界各国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託（REIT）に投資を行ないます。
- ② 組入れREITの選定に際しては、フィデリティのREITの調査・運用スタッフによる投資価値の分析に加え、フィデリティの世界主要拠点の株式アナリストによる企業調査情報なども活用されます。
- ③ ポートフォリオの構築においては、国、地域、セクターの分散、ポートフォリオ全体の利回り水準、流動性等を考慮し、長期的な潜在成長性が高いREITを選定します。
- ④ 不動産投資信託証券への投資は、原則として高位を維持します。
- ⑤ 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行ないません。
- ⑥ フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニーにREITの運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑦ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

(2) 投資対象

① 投資対象とする資産の種類

フィデリティ・ワールドREIT・マザーファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産

1. 有価証券
2. 金銭債権
3. 約束手形

2) 次に掲げる特定資産以外の資産 為替手形

② 投資対象とする有価証券

委託会社（投資信託約款に規定する委託会社から委託を受けた者を含みます。）は、フィデリティ・ワールドREIT・マザーファンドの信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
5. 短期社債等
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から6. までの証券または証書の性質を有するもの
8. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
9. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
11. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

③ 投資対象とする金融商品

上記②にかかわらず、フィデリティ・ワールドREIT・マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

④ その他の投資対象

- 1) 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する公社債を貸付けることの指図をすることができます。なお、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

2) 投資信託財産に属する外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

(3) フィデリティ・ワールドREIT・マザーファンドの投資信託約款に基づく投資制限

- ① 不動産投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行ないません。
- ③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ④ 同一銘柄の不動産投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以内とします。ただし、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズのみ取得されることが定められている投資信託証券については、投資信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を設けません。
- ⑤ 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ⑥ 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(参考) 「フィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンド」の投資方針等

(1) 投資態度

- ① 投資信託証券への投資を通じて、実質的に主として本邦通貨表示の公社債等（国債、地方債、政府保証債、利付金融債、事業債、短期金融商品等）に投資を行ないます。
- ② 投資信託証券の組入れは原則として高位を維持します。
- ③ フィデリティの運用する投資信託証券に投資を行ないます。
- ④ 投資信託証券への投資に際しては、ファンド・ユニバースの中から、主として投資目的等を考慮して選定したファンドに投資します。
- ⑤ ファンド・ユニバースは、フィデリティの運用する投資信託証券の中から、当該投資信託証券の投資目的を勘案して適宜見直しを行ないます。
- ⑥ 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。
- ⑦ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

(2) 投資対象

① 投資対象とする資産の種類

フィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産

1. 有価証券
2. 金銭債権
3. 約束手形

2) 次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形

② 投資対象とする有価証券

委託会社は、フィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンドの信託金を、主としてファンド・ユニバースのほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
5. 短期社債等
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から6. までの証券または証書の性質を有するもの
8. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
9. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
11. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

③ 投資対象とする金融商品

上記②にかかわらず、フィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

④ その他の投資対象

1. 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する公社債を貸付けることの指図をすることができます。なお、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。
2. 投資信託財産に属する外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(3) フィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンドの投資信託約款に基づく投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行ないません。
- ③ 外貨建資産への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以内とします。（当該外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。）
- ④ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の50%以内とします。ただし、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズのみ取得されるこ

とが定められている投資信託証券については、投資信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を設けません。

- ⑤ 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ⑥ 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

3【投資リスク】

（注：投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されていません。また収益や投資利回り等も未確定の商品です。）

(1) 投資リスク

ファンドがマザーファンドを通じて主に投資を行なう投資対象ファンドは、主として国内外の債券、株式および不動産投資信託（以下、本「3 投資リスク」において「REIT」といいます。）を投資対象としていますが、その他の有価証券に投資することもあります。

ファンドおよびマザーファンドの基準価額は、投資対象ファンドが組入れた債券、株式、REITおよびその他の有価証券の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、原則として為替ヘッジを行ないませんので、投資対象国の通貨と日本円との間の為替変動により基準価額は変動します。さらに、投資対象ファンドが組入れた債券、株式、REITおよびその他の有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。すなわち、組入れた債券、株式、REITおよびその他の有価証券の価格の下落あるいは組入れた債券、株式、REITおよびその他の有価証券の発行会社の倒産ならびに財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた損益は全て受益者に帰属し、元本が保証されているものではありません。

証券投資信託の運用においては、一般的に主として下記にあげるリスクが想定されます。

① 有価証券（株式・債券・REIT等）の価格変動リスク

基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。

② 為替リスク

日本以外の外国の有価証券等に投資を行なう場合は、為替リスクが発生し、各国通貨の円に対する為替レートにより、ファンドおよびマザーファンドの基準価額が変動します。なお、ファンドは原則として外貨建資産について為替リスクを回避するための為替ヘッジを行ないません。

③ カントリー・リスク

海外の金融・証券市場に投資を行なう場合は、当該国・地域の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱した場合に、基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。また、投資対象先がエマージング・マーケット（新興諸国市場）の場合には、特有のリスク（政治・社会的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの大きな変動、外国への送金規制等）が想定されます。

④ 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク

解約資金を手当するため、投資対象ファンドにおいて保有証券を売却いたします。その際には、取引執行コストがかかり、ファンドおよびマザーファンドの基準価額の下落要因となります。また、売却の際の市況動向や取引量等の状況によっては基準価額が大きく変動する可能性があります。また、保有証券の売却代金回収までの期間、一時的にファンドで資金借入を行なうことによってファンドの解約代金の支払に対応する場合、借入金利はファンドが負担することになります。

⑤ 信用リスク

有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。また、債券等へ投資を行なう場合には、発行体の債務不履行や支払遅延等が発生する場合があります。

なお、株価変動や為替変動等の影響は相互に相殺される場合もあれば、逆に相乗効果で増幅される場合もあります。

また、ファンド、マザーファンドおよび投資対象ファンドの運用においては、上記に加え、以下のリスクが加わると考えられます。

① ベンチマークとの乖離に関するリスク

ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあります。ファンドは、長期的にベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークを上回ることを保証するものではありません。また、投資対象国または地域の市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

② 金利リスク

投資対象ファンドの債券投資部分においては、金利の変動を受けて債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、金利が低下した場合には債券価格は上昇します。金利が上昇した場合、債券価格の下落に伴い、ファンドおよびマザーファンドの基準価額も下落することがあります。

投資対象ファンドにおいて投資を行なうREITは、取引所等で株式と同様に取引されますので、収益の分配状況によっては、金利の上昇局面において、他のより利回りの高い債券などとの比較で売却され、価格が下落することがあります。また、REITが資金調達を行なった場合、借入金の残高や借入期間によっては、金利上昇によって増大した借入コストが保有不動産から得られる収入を上回ることとなり、REITの財務内容が悪化して、REITの価格や配当率の下落に繋がる可能性があります。金利の上昇は、REITの本源的価値を決定する要因である保有不動産の評価額にもマイナスの影響を与え、REITの価格の下落に繋がる可能性があります。一方で、金利上昇は不動産開発に係る資金調達のコストを引き上げ、新たな不動産の供給を抑えることから、この面で、既存のREITにとっては競争抑制要因としてプラスに働くこともあります。

③ 期限前償還リスク

投資対象ファンドの債券投資部分において、組入れた債券が期限前に償還された場合、償還された元本を別の債券等に再投資することになりますが、金利が低下している局面等では、再投資した債券の利回りが償還された債券の利回りより低くなる可能性があります。

④ ハイ・イールド債券への投資に伴うリスク

投資対象ファンドの債券投資部分において投資を行なうハイ・イールド債券は、上位に格付けされた債券に比べて、企業の経営不振・倒産や、国家の政情・財政不安などにより、債務者が債権者に対して契約に定められた元利金支払を履行できない状態になる（以下「デフォルト」といいます。）リスクが高い傾向にあります。デフォルトが生じた場合あるいはデフォルトが予想される場合、ハイ・イールド債券の価格は大きく下落します。

また、ハイ・イールド債券は、金利の変化につれて価格が変動する債券としての性格を持つとともに、株式に類似した特質を併せ有しています。このため、個々の企業の業績、財務内容の変化や全般的な景気動向の影響を強く受け、債券価格は格付けの引き上

げ、引き下げなどによって上下に大きく変動します。

⑤ ボトム・アップ・アプローチに関するリスク

投資対象ファンドの株式投資部分は、ボトム・アップ・アプローチで組入銘柄を決定します。国別配分、通貨配分および業種配分その他のリスク管理も行ないますが、結果的に、ポートフォリオの国別配分、通貨配分および業種配分や銘柄構成等が投資対象国または地域の株式市場全体とは大きく異なるものとなる場合も想定されます。その場合、ファンドおよびマザーファンドの基準価額の値動きは、投資対象国または地域の株式市場全体の動きと大きく異なる場合も想定されます。

⑥ 不動産市場に関するリスク

投資対象ファンドにおいて投資を行なうREITは、主として様々な種類の不動産を投資対象としており、REITの価格や配当率は、その保有している不動産の価値や収益性と密接に結びついています。例えば、賃貸物件の供給過剰の場合や景気の悪化等により空室率が上昇した場合には、テナント等の確保を目的として賃料低下を招き、REITの価格や配当率の下落に繋がることがあります。さらに、不動産の需給関係は、住宅、コンドミニウム、オフィスビル、ショッピングモール、レジャー施設、病院など、不動産の種類により異なり、REITの価格動向や配当率も異なります。

⑦ 経済環境の地域差、不動産利用者の意識の変化に関するリスク

投資対象ファンドにおいて投資を行なうREITにおいては、経済環境が地域により異なるため、不動産の需給や価格などの変動にも地域差を生じることがあります。また、REITが特定の地域の不動産のみに集中して投資を行っており、その地域のみが不況となった場合には、全体の経済状況に関わらず、賃貸収入の減少等により収益性が悪化し、REITの価格や配当率が大幅に下落する可能性があります。さらに、時間の流れと共に、人や企業の行動様式も変化し、不動産に対する意識が変化し、特定のREITの価格や配当率等に大きな影響を及ぼす可能性があります。

⑧ REITの保有する不動産に関するリスク

REITは主として不動産に投資するため、不動産の評価額がREITの価格の決定に大きな影響を与えます。従って、REITが投資する不動産の質（築年数、所在地、使用目的、権利関係、建築業者など）の違いにより、REITの価格や配当率は異なります。

⑨ REITの経営陣に関するリスク

REITは法人組織であり、運用計画の立案および実行は、委託会社ではなくREITの経営陣が行います。従って、REITの経営陣の運営如何によっては、収益性や財務内容が大きく異なることがあります。

⑩ REITの規模に関するリスク

一部を除いてREITの時価総額は、一般の事業法人与比較して小規模のため、投資家の認知を得ることが難しく、資本市場での資金調達に支障を生じることがあります。

⑪ REITに係る規制環境に関するリスク

REITに関する法律、税制、会計など規制環境の変化により、REITの価格や配当率が影響を受けること、上場廃止となることがあります。

⑫ 運用担当者の交代に関するリスク

「2 投資方針（1）投資方針」中で示された銘柄選択基準等の考え方は、2010年1月現在のものであり、今後、変更となる場合があります。また、長期間にわたってファンドを運用していくうえで、ファンド、マザーファンドおよび投資対象ファンドの運用担当者が交代となることもあります。その場合においても、フィデリティの企業調査情報を活用する体制およびフィデリティの原点である「ボトム・アップ・アプローチ」が変わることはありませんが、運用担当者の交代等に伴い、保有銘柄の入替え等が行なわれる場合があります。

⑬ 有価証券先物取引等のリスク

投資対象ファンドは、証券価格の変動または証券の価値に影響を及ぼすその他の諸要因に関するファンドのリスクを増加または減少させる運用手法（たとえば有価証券先物取引等）を用いることがあります。このような手法が想定された成果を収めない場合、ファンドはその投資目的を達成できず、損失を生じるおそれがあります。

（2）投資リスクの管理体制

投資リスク管理および投資行動のチェックにつきましては、運用担当部門が自ら行なう方法と運用担当部門から独立したコンプライアンス部門が行なう方法を併用し、過度なリスクを取っていないかを検証しています。

運用担当部門では、部門の担当責任者と運用の指図を行なうポートフォリオ・マネージャーが定期的に「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。ポートフォリオ・マネージャーは銘柄選定、業種別配分、投資タイミングの決定等についての権限を保有していますが、この「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」では、各ポートフォリオ・マネージャーのポートフォリオ構築状況がレビューされます。この情報共有によって、ポートフォリオ・マネージャーが個人で判断することに起因するリスクが管理される仕組みとなっています。

また、運用部門から独立したコンプライアンス部門が行なうチェックでは、法令および投資信託約款等の遵守状況について、定期的なモニタリングの結果を運用担当部門にフィードバックしています。

投資対象ファンドの法令遵守状況につきましては、現地のコンプライアンス部門が中心となり、投資制限等のモニタリングを実施しています。

（3）販売会社に係る留意点

販売会社から委託会社に対してお申込み金額の払込みが現実になされるまでは、ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。

収益分配金・一部解約金・償還金の支払は全て販売会社を通じて行なわれます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払についての責任を負いません。

委託会社は、販売会社（販売会社が選任する取次会社を含みます。）とは別法人であり、委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社は販売（お申込み金額の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料率は2.10%（税抜き 2.00%）を超えないものとします。なお、申込手数料率の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

※ 税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。

申込手数料は、お申込み口数、お申込み金額またはお申込み金総額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

※ 「お申込み金額」とは、取得申込受付日の翌営業日の基準価額にお申込み口数を乗じて得た金額をいいます。

※ 「お申込み金総額」とは、「お申込み金額」に申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等相当額を加算した、取得申込者の支払金総額をいいます。

ただし、「累積投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合のファンドの販売価格は取得申込受付日（各計算期間終了日）の基準価額とし、申込手数料は無手数料とします。

安定型・安定成長型・成長型間の乗り換え（「スイッチング」）の場合には、別途販売会社の定める手数料率が適用されることがあります。ただし、販売会社によってはスイッチングを行わない場合があります。

さらに、販売会社によっては、償還乗換えおよび換金乗換えの場合、異なる手数料が適用されることがあります。

スイッチング、償還乗換えおよび換金乗換の取扱い等についての詳細は、販売会社にお問い合わせください。

（２）【換金（解約）手数料】

一部解約にあたって手数料はかかりませんが、従って、一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

（３）【信託報酬等】

① 信託報酬（消費税等相当額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に安定型は年0.49875%（税抜き 0.475%）、安定成長型は年0.66675%（税抜き 0.635%）、成長型は年0.80325%（税抜き 0.765%）の率を乗じて得た額とします。

② 上記①の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了の時に投資信託財産中から支弁するものとし、委託会社、販売会社および受託会社との間の配分は以下の通り定めます。

（年率）

ファンド名	委託会社	販売会社	受託会社	合計
安定型	0.08925% (税抜き 0.085%)	0.3675% (税抜き 0.35%)	0.042% (税抜き 0.04%)	0.49875% (税抜き 0.475%)
安定成長型	0.13125% (税抜き 0.125%)	0.4935% (税抜き 0.47%)	0.042% (税抜き 0.04%)	0.66675% (税抜き 0.635%)
成長型	0.13125% (税抜き 0.125%)	0.63% (税抜き 0.60%)	0.042% (税抜き 0.04%)	0.80325% (税抜き 0.765%)

- ③ 委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行なうファンドの募集・販売の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

委託会社は、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を、上記に基づいて委託会社が受ける報酬から支弁するものとします。

※ 税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。

なお、投資対象ファンドにおいて、運用報酬等が別途課されるため、安定型においては、合計で年率0.79%±0.10%（税抜き）程度、安定成長型においては、合計で年率1.03%±0.10%（税抜き）程度、成長型においては、合計で年率1.29%±0.10%（税抜き）程度の信託報酬等を実質的に支弁する予定です。ただし、この実質的な信託報酬等は、2010年1月26日現在の投資対象ファンドに基づくものであり、投資対象ファンドの変更等により将来的に変動することがあります。

（４）【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

- ① ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用
- ② 外貨建資産の保管費用
- ③ 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用
- ④ 投資信託財産に関する租税
- ⑤ 信託事務の処理に要する諸費用
- ⑥ 受託会社の立替えた立替金の利息
- ⑦ その他、以下の諸費用
 - １．投資信託振替制度に係る手数料および費用
 - ２．有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
 - ３．目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
 - ４．投資信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
 - ５．運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 - ６．ファンドの受益者に対してする公告に係る費用ならびに投資信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 - ７．ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、上記⑦の諸費用の支払をファンドのために行ない、その金額を合理的に見積った結果、投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込み）を上限とする額

を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記⑦の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了の時に、投資信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

なお、上記①～⑥の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※ 上記(1)～(4)に係る手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のよう
な取扱いとなります。

① 個別元本方式について

1. 個別元本について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「累積投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行なわれる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については下記「3. 収益分配金の課税について」をご参照ください。）

2. 一部解約時および償還時の課税について

<個人の受益者の場合>

一部解約時および償還時の解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象となります。

<法人の受益者の場合>

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

3. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、(i)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、(ii)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から

当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

② 個人、法人別の課税の取扱いについて

1. 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金について、2011年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、2012年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行なうことにより総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり特別分配金は課税されません。

一部解約時および償還時については、解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象（譲渡所得）となり、2011年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、2012年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を選択した場合は申告不要となります。

2. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、2011年12月31日までは7%（所得税7%）、2012年1月1日からは15%（所得税15%）の税率により源泉徴収されます。（地方税の源泉徴収はありません。）収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

※ 上記「（5）課税上の取扱い」の記載は、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。

※ 税金の内容等について、詳しくは販売会社までお問い合わせください。また、上記「（5）課税上の取扱い」の記載は、法的助言または税務上の助言をなすものではありません。ファンドへの投資を検討される方は、ファンドの購入、保有、換金等がもたらす税務上の意味合いにつき専門家と相談されることをお勧めします。

5 【運用状況】

（１）【投資状況】

（安定型）

（2009年11月30日現在）

資産の種類	国 名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
有価証券			
親投資信託受益証券	日本	1,325,772,713	98.89
小計		1,325,772,713	98.89
その他の資産			
預金・その他	日本	15,652,108	1.17
小計		15,652,108	1.17
負債	—	778,793	0.06
合計（純資産総額）		1,340,646,028	100.00

（安定成長型）

（2009年11月30日現在）

資産の種類	国 名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
有価証券			
親投資信託受益証券	日本	5,028,326,234	99.14
小計		5,028,326,234	99.14
その他の資産			
預金・その他	日本	63,422,157	1.25
小計		63,422,157	1.25
負債	—	19,844,057	0.39
合計（純資産総額）		5,071,904,334	100.00

（成長型）

（2009年11月30日現在）

資産の種類	国 名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
有価証券			
親投資信託受益証券	日本	7,173,397,760	99.03
小計		7,173,397,760	99.03
その他の資産			
預金・その他	日本	79,440,068	1.09
小計		79,440,068	1.09
負債	—	8,972,798	0.12
合計（純資産総額）		7,243,865,030	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）マザーファンドの投資状況

フィデリティ・日本株式・マザーファンド

（2009年11月30日現在）

資産の種類	国 名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
有価証券			
投資信託受益証券	日本	3,174,930,533	100.00
小計		3,174,930,533	100.00
その他の資産			
預金・その他	日本	1	0.00
小計		1	0.00
負債	—	0	0.00
合計（純資産総額）		3,174,930,534	100.00

フィデリティ・海外株式・マザーファンド

(2009年11月30日現在)

資産の種類	国 名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
有価証券			
投資信託受益証券	日本	1,413,695,701	45.97
投資証券	ルクセンブルグ	1,639,329,601	53.30
小計		3,053,025,302	99.27
その他の資産			
預金・その他	—	32,385,036	1.06
小計		32,385,036	1.06
負債	—	10,041,754	0.33
合計（純資産総額）		3,075,368,584	100.00

フィデリティ・国内債券・マザーファンド

(2009年11月30日現在)

資産の種類	国 名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
有価証券			
投資信託受益証券	日本	7,048,502,196	100.00
小計		7,048,502,196	100.00
その他の資産			
預金・その他	日本	21,573,243	0.31
小計		21,573,243	0.31
負債	—	21,573,243	0.31
合計（純資産総額）		7,048,502,196	100.00

フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド

(2009年11月30日現在)

資産の種類	国 名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
有価証券			
投資信託受益証券	日本	51,221,464,440	40.67
小計		51,221,464,440	40.67
投資証券	イギリス	10,069,973,980	8.00
	ルクセンブルグ	64,350,674,604	51.09
小計		74,420,648,584	59.09
その他の資産			
預金・その他	—	1,335,797,657	1.06
小計		1,335,797,657	1.06
負債	—	1,036,196,387	0.82
合計（純資産総額）		125,941,714,294	100.00

フィデリティ・ワールドREIT・マザーファンド

(2009年11月30日現在)

資産の種類	国 名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
有価証券			
投資証券	日本	1,346,030,000	4.55
	香港	508,622,419	1.72
	シンガポール	965,869,993	3.27
	イギリス	1,435,755,053	4.86
	オランダ	840,044,779	2.84
	フランス	2,211,101,734	7.48
	カナダ	1,971,686,031	6.67
	アメリカ	15,061,057,330	50.96
	オーストラリア	4,676,029,591	15.82
小計		29,016,196,930	98.17
その他の資産			
預金・その他	—	541,467,136	1.83
小計		541,467,136	1.83
負債	—	729,889	0.00
合計（純資産総額）		29,556,934,177	100.00

フィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンド

(2009年11月30日現在)

資産の種類	国 名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
有価証券			
投資信託受益証券	日本	847,177,012	100.00
小計		847,177,012	100.00
その他の資産			
預金・その他	日本	1	0.00
小計		1	0.00
負債	—	0	0.00
合計（純資産総額）		847,177,013	100.00

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（安定型）

（2009年11月30日現在）

順位	種類	銘柄名	国名	数量 (口数)	帳簿価 額単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	親投資 信託受 益証券	フィデリティ・国内 債券・マザーファン ド	日本	794,287,323	1.0217	811,523,359	1.0180	808,584,494	60.32
2	親投資 信託受 益証券	フィデリティ・円 キャッシュ・リザー ブ・マザーファンド	日本	134,313,243	1.0103	135,696,670	1.0104	135,710,100	10.12
3	親投資 信託受 益証券	フィデリティ・ワー ルド債券・マザー ファンド	日本	139,409,338	0.9974	139,046,873	0.9560	133,275,327	9.94
4	親投資 信託受 益証券	フィデリティ・日本 株式・マザーファン ド	日本	215,980,243	0.6191	133,713,368	0.5490	118,573,153	8.84
5	親投資 信託受 益証券	フィデリティ・海外 株式・マザーファン ド	日本	99,791,441	0.7067	70,522,611	0.6615	66,012,038	4.92
6	親投資 信託受 益証券	フィデリティ・ワー ルドREIT・マ ザーファンド	日本	113,319,561	0.6028	68,309,032	0.5614	63,617,601	4.75

(安定成長型)

(2009年11月30日現在)

順位	種類	銘柄名	国名	数量 (口数)	帳簿価 額単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	親投資 信託受 益証券	フィデリティ・国内 債券・マザーファン ド	日本	2,038,650,469	1.0217	2,082,889,250	1.0180	2,075,346,177	40.91
2	親投資 信託受 益証券	フィデリティ・日本 株式・マザーファン ド	日本	1,715,345,738	0.6191	1,061,970,546	0.5490	941,724,810	18.56
3	親投資 信託受 益証券	フィデリティ・ワー ルド債券・マザー ファンド	日本	801,985,074	0.9974	799,899,914	0.9560	766,697,730	15.12
4	親投資 信託受 益証券	フィデリティ・海外 株式・マザーファン ド	日本	757,302,479	0.7067	535,185,663	0.6615	500,955,589	9.88
5	親投資 信託受 益証券	フィデリティ・ワー ルドREIT・マ ザーファンド	日本	869,627,744	0.6028	524,211,737	0.5614	488,209,015	9.63
6	親投資 信託受 益証券	フィデリティ・円 キャッシュ・リザー ブ・マザーファンド	日本	252,764,166	1.0103	255,367,636	1.0104	255,392,913	5.04

（成長型）

（2009年11月30日現在）

順位	種類	銘柄名	国名	数量 (口数)	帳簿価 額単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	親投資 信託受 益証券	フィデリティ・海外 株式・マザーファン ド	日本	3,321,398,204	0.7067	2,347,232,113	0.6615	2,197,104,911	30.33
2	親投資 信託受 益証券	フィデリティ・日本 株式・マザーファン ド	日本	3,103,771,609	0.6191	1,921,545,003	0.5490	1,703,970,613	23.52
3	親投資 信託受 益証券	フィデリティ・国内 債券・マザーファン ド	日本	1,409,336,358	1.0217	1,439,918,956	1.0180	1,434,704,412	19.81
4	親投資 信託受 益証券	フィデリティ・ワー ルド債券・マザー ファンド	日本	1,163,093,905	0.9974	1,160,069,862	0.9560	1,111,917,773	15.35
5	親投資 信託受 益証券	フィデリティ・ワー ルド R E I T ・マ ザーファンド	日本	1,292,661,295	0.6028	779,216,324	0.5614	725,700,051	10.02

種類別投資比率

（安定型）

（2009年11月30日現在）

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	98.89

（安定成長型）

（2009年11月30日現在）

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.14

（成長型）

（2009年11月30日現在）

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.03

（参考）マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄
フィデリティ・日本株式・マザーファンド

（2009年11月30日現在）

順位	銘柄名	通貨 地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額	評価単価 時価金額	投資 比率 (%)
1	フィデリティ・日本成長株・ファンド（適格機関投資家専用）	日本・円 日本	投資信託 受益証券	5,740,122,887	0.6210 3,564,616,314	0.5504 3,159,363,637	99.51
2	フィデリティ・マネー・プール（適格機関投資家専用）	日本・円 日本	投資信託 受益証券	15,503,333	1.0039 15,563,795	1.0041 15,566,896	0.49

フィデリティ・海外株式・マザーファンド

（2009年11月30日現在）

順位	銘柄名	通貨 地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額	評価単価 時価金額	投資 比率 (%)
1	フィデリティ・米国優良株・ファンド（適格機関投資家専用）	日本・円 日本	投資信託 受益証券	2,225,241,148.00	0.6783 1,509,381,071.00	0.6353 1,413,695,701.00	45.97
2	FF-EUROPEAN GROWTH FUND A	ユーロ ルクセンブルグ	投資証券	393,925.07	8.73 3,439,753.71	8.51 3,354,665.89	14.20
3	FF-EUROPEAN LARGER COS A	ユーロ ルクセンブルグ	投資証券	112,573.16	25.89 2,915,644.84	25.36 2,855,981.06	12.09
4	FF-AMERICA FUND A	アメリカ・ドル ルクセンブルグ	投資証券	655,928.65	4.35 2,856,569.27	4.32 2,835,579.55	8.00
5	FF-AUSTRALIA FUND A	オーストラリア・ドル ルクセンブルグ	投資証券	41,689.73	41.12 1,714,698.59	39.44 1,644,659.84	4.25
6	FF-EURO SMALLER COS FD (class1) A	ユーロ ルクセンブルグ	投資証券	47,793.14	19.75 944,392.44	19.50 932,444.16	3.95
7	FF-EURO AGGRESSIVE FUND A	ユーロ ルクセンブルグ	投資証券	76,784.07	10.51 807,768.41	10.24 787,036.71	3.33

順位	銘柄名	通貨 地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額	評価単価 時価金額	投資 比率 (%)
8	FF-AMERICAN GROWTH FUND A	アメリカ・ド ル ルクセンブル グ	投資証券	53,686.92	20.57 1,104,339.95	20.54 1,103,266.20	3.11
9	FF-EUROPEAN SPECIAL SITS FUND A-EUR	ユーロ ルクセンブル グ	投資証券	56,238.26	8.37 471,220.38	8.17 459,522.82	1.95
10	FF-SOUTH EAST ASIA FUND A	アメリカ・ド ル ルクセンブル グ	投資証券	92,357.86	5.68 525,423.86	5.53 511,293.11	1.44
11	FF-ASIAN SPEC SITS FUND A	アメリカ・ド ル ルクセンブル グ	投資証券	13,143.64	26.70 351,066.62	26.22 344,757.67	0.97

フィデリティ・国内債券・マザーファンド

(2009年11月30日現在)

順位	銘柄名	通貨 地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額	評価単価 時価金額	投資 比率 (%)
1	フィデリティ・日 本債券・ファンド (適格機関投資家 専用)	日本・円 日本	投資信託 受益証券	6,094,576,330	0.9934 6,054,352,132	0.9897 6,031,802,193	85.57
2	フィデリティ・日 本債券・ファンド II (適格機関投資 家専用)	日本・円 日本	投資信託 受益証券	988,692,413	0.9776 966,545,702	0.9729 961,898,848	13.65
3	フィデリティ・マ ネー・プール (適 格機関投資家専 用)	日本・円 日本	投資信託 受益証券	54,577,388	1.0039 54,790,239	1.0041 54,801,155	0.78

フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド

(2009年11月30日現在)

順位	銘柄名	通貨 地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額	評価単価 時価金額	投資 比率 (%)
1	FF-EURO BOND FUND A-MDIST-EURO	ユーロ ルクセンブルグ	投資証券	38,166,432.98	9.06 346,093,214.28	9.14 348,917,530.30	36.07

順位	銘柄名	通貨 地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額	評価単価 時価金額	投資 比率 (%)
2	フィデリティ・米国投資適格債・ファンド（適格機関投資家専用）	日本・円 日本	投資信託 受益証券	62,897,991,157.00	0.7319 46,035,039,727.00	0.7139 44,902,875,886.00	35.65
3	FF-EMERGING MKT DEBT FD (class6) A-MIDST-USD	アメリカ・ドル ルクセンブルグ	投資証券	13,641,361.70	10.59 144,462,020.41	10.65 145,280,502.10	10.01
4	FID STERLING BOND FUND (class1)-INCOME	イギリス・ポンド イギリス	投資証券	268,157,505.01	0.25 68,648,321.29	0.26 70,257,266.31	8.00
5	フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド（適格機関投資家専用）	日本・円 日本	投資信託 受益証券	10,130,813,780.00	0.6450 6,534,374,888.00	0.6237 6,318,588,554.00	5.02
6	FF-EURO HIGH YIELD A-MDIST-EURO	ユーロ ルクセンブルグ	投資証券	4,951,128.36	9.63 47,699,170.63	9.78 48,431,937.61	5.01

フィデリティ・ワールドREIT・マザーファンド

(2009年11月30日現在)

順位	銘柄名	通貨 地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額	評価単価 時価金額	投資 比率 (%)
1	SIMON PROPERTY GROUP INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	343,424.00	71.72 24,630,369.28	69.73 23,946,955.52	7.03
2	UNIBAIL-RODAMCO SE	ユーロ フランス	投資証券	88,000.00	154.30 13,578,400.00	151.50 13,332,000.00	5.87
3	WESTFIELD GROUP STAPLED UNIT	オーストラリア・ドル オーストラリア	投資証券	1,727,201.00	12.34 21,313,660.34	11.88 20,519,147.88	5.52
4	CFS RETAIL PROPERTY TRUST	オーストラリア・ドル オーストラリア	投資証券	7,501,786.00	1.93 14,515,955.91	1.91 14,328,411.26	3.85
5	DUKE REALTY CORP	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	1,184,400.00	11.74 13,904,856.00	11.03 13,063,932.00	3.84
6	SL GREEN REALTY CORP REIT	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	303,400.00	40.86 12,396,924.00	42.83 12,994,622.00	3.82
7	EQUITY RESIDENTIAL	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	385,000.00	30.07 11,576,950.00	30.91 11,900,350.00	3.50
8	UDR INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	797,046.00	14.76 11,764,398.96	14.38 11,461,521.48	3.37

順位	銘柄名	通貨 地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額	評価単価 時価金額	投資 比率 (%)
9	PROLOGIS	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	776,600.00	12.55 9,746,330.00	12.63 9,808,458.00	2.88
10	VENTAS INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	237,600.00	40.95 9,729,720.00	41.00 9,741,600.00	2.86
11	DEVELOPERS DIVERSIFIED REALTY CORP	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	953,999.00	8.65 8,252,091.35	9.52 9,082,070.48	2.67
12	DEXUS PROPERTY GRP	オーストラリア・ ドル オーストラリア	投資証券	12,397,963.00	0.80 9,980,360.21	0.79 9,794,390.77	2.63
13	RIOCAN REAL ESTATE INVEST TRUST	カナダ・ドル カナダ	投資証券	512,600.00	17.95 9,201,170.00	18.24 9,349,824.00	2.59
14	HEALTHCARE REALTY TRUST INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	401,800.00	20.89 8,393,602.00	21.27 8,546,286.00	2.51
15	BRITISH LAND CO PLC	イギリス・ポンド イギリス	投資証券	1,125,563.00	4.69 5,282,540.34	4.59 5,175,338.67	2.51
16	STOCKLAND TRUST GRP	オーストラリア・ ドル オーストラリア	投資証券	2,375,542.00	3.68 8,741,994.56	3.91 9,288,369.22	2.50
17	HIGHWOODS PROPERTIES INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	285,800.00	30.12 8,608,296.00	29.56 8,448,248.00	2.48
18	APARTMENT INV & MGMT CO A	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	647,263.00	13.34 8,634,488.42	12.85 8,317,329.55	2.44
19	ジャパンリアルエス テイト投資法人	日本・円 日本	投資証券	1,145.00	729,000.00 834,705,000.00	630,000 721,350,000.00	2.44
20	HOME PROPERTIES INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	187,000.00	42.44 7,936,280.00	43.25 8,087,750.00	2.38
21	FORTUNE REAL ESTATE INVT TRUST	香港・ドル シンガポール	投資証券	16,626,000.00	2.75 45,721,500.00	2.80 46,552,800.00	1.76
22	LINK REAL ESTATE INVESTMENT TR	香港・ドル 香港	投資証券	2,415,570.00	17.32 41,837,672.40	18.80 45,412,716.00	1.72
23	PRIMARIS RETAIL REIT UT	カナダ・ドル カナダ	投資証券	370,300.00	16.01 5,928,503.00	15.88 5,880,364.00	1.63
24	FONCIERE LYONNAISE SA	ユーロ フランス	投資証券	113,997.00	31.70 3,613,704.90	32.01 3,649,043.97	1.61
25	ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	シンガポール・ド ル シンガポール	投資証券	3,746,000.00	1.88 7,042,480.00	1.89 7,079,940.00	1.50
26	COMINAR REAL ESTAT INV TR UNIT	カナダ・ドル カナダ	投資証券	282,500.00	18.92 5,344,900.00	18.25 5,155,625.00	1.43
27	KIMCO REALTY CORP	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	391,000.00	12.81 5,008,710.00	11.85 4,633,350.00	1.36

順位	銘柄名	通貨 地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額	評価単価 時価金額	投資 比率 (%)
28	LAND SECURITIES GROUP PLC	イギリス・ポンド イギリス	投資証券	390,000.00	6.98 2,724,150.00	6.70 2,614,950.00	1.27
29	EUROCOMMERCIAL PROP NV CVA	ユーロ オランダ	投資証券	104,292.00	28.60 2,982,751.20	27.56 2,874,808.98	1.27
30	NATIONWIDE HEALTH PROPERTIES INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	127,500.00	34.05 4,341,375.00	33.14 4,225,350.00	1.24

フィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンド

(2009年11月30日現在)

順位	銘柄名	通貨 地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額	評価単価 時価金額	投資 比率 (%)
1	フィデリティ・円 キャッシュ・ファ ンド（適格機関投 資家専用）	日本・円 日本	投資信託 受益証券	833,192,358	1.0116 842,857,394	1.0117 842,940,708	99.50
2	フィデリティ・マ ネー・プール（適 格機関投資家専 用）	日本・円 日本	投資信託 受益証券	4,219,007	1.0039 4,235,465	1.0041 4,236,304	0.50

(参考) マザーファンドの種類別投資比率

フィデリティ・日本株式・マザーファンド

(2009年11月30日現在)

種類	国内／外国	投資比率 (%)
投資信託受益証券	国内	100.00
	小計	100.00
合計（対純資産総額比）		100.00

フィデリティ・海外株式・マザーファンド

(2009年11月30日現在)

種類	国内／外国	投資比率 (%)
投資信託受益証券	国内	45.97
	小計	45.97
投資証券	外国	53.30
	小計	53.30
合計（対純資産総額比）		99.27

フィデリティ・国内債券・マザーファンド

(2009年11月30日現在)

種 類	国内／外国	投資比率 (%)
投資信託受益証券	国内	100.00
	小計	100.00
合計（対純資産総額比）		100.00

フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド

(2009年11月30日現在)

種 類	国内／外国	投資比率 (%)
投資信託受益証券	国内	40.67
	小計	40.67
投資証券	外国	59.09
	小計	59.09
合計（対純資産総額比）		99.76

フィデリティ・ワールドREIT・マザーファンド

(2009年11月30日現在)

種 類	国内／外国	投資比率 (%)
投資証券	国内	4.55
	小計	4.55
	外国	93.62
	小計	93.62
合計（対純資産総額比）		98.17

フィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンド

(2009年11月30日現在)

種 類	国内／外国	投資比率 (%)
投資信託受益証券	国内	100.00
	小計	100.00
合計（対純資産総額比）		100.00

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2009年11月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

(安定型)

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資産額 (円) (分配落)	1口当たり純資産額 (円) (分配付)
1期	(2007年10月25日)	1,835	1,835	1.0113	1.0113
2期	(2008年10月27日)	1,418	1,418	0.8319	0.8319
3期	(2009年10月26日)	1,382	1,382	0.9145	0.9145
	2008年11月末日	1,395	—	0.8369	—
	2008年12月末日	1,414	—	0.8464	—
	2009年1月末日	1,368	—	0.8337	—
	2009年2月末日	1,359	—	0.8278	—
	2009年3月末日	1,369	—	0.8355	—
	2009年4月末日	1,400	—	0.8506	—
	2009年5月末日	1,419	—	0.8659	—
	2009年6月末日	1,385	—	0.8788	—
	2009年7月末日	1,386	—	0.8930	—
	2009年8月末日	1,394	—	0.9054	—
	2009年9月末日	1,382	—	0.9075	—
	2009年10月末日	1,372	—	0.9074	—
	2009年11月末日	1,340	—	0.8920	—

(安定成長型)

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資産額 (円) (分配落)	1口当たり純資産額 (円) (分配付)
1期	(2007年10月25日)	8,551	8,551	1.0144	1.0144
2期	(2008年10月27日)	5,100	5,100	0.7062	0.7062
3期	(2009年10月26日)	5,414	5,414	0.8263	0.8263
	2008年11月末日	5,125	—	0.7169	—
	2008年12月末日	5,118	—	0.7234	—
	2009年1月末日	4,963	—	0.7025	—
	2009年2月末日	4,845	—	0.6903	—
	2009年3月末日	4,923	—	0.7059	—
	2009年4月末日	5,107	—	0.7348	—
	2009年5月末日	5,265	—	0.7612	—
	2009年6月末日	5,290	—	0.7753	—
	2009年7月末日	5,404	—	0.7968	—
	2009年8月末日	5,451	—	0.8148	—
	2009年9月末日	5,378	—	0.8134	—
	2009年10月末日	5,341	—	0.8144	—
	2009年11月末日	5,071	—	0.7899	—

(成長型)

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資産額 (円) (分配落)	1口当たり純資産額 (円) (分配付)
1期	(2007年10月25日)	13,981	13,981	1.0316	1.0316
2期	(2008年10月27日)	7,000	7,000	0.5839	0.5839
3期	(2009年10月26日)	7,883	7,883	0.7260	0.7260
	2008年11月末日	7,091	—	0.5934	—
	2008年12月末日	7,037	—	0.5927	—
	2009年1月末日	6,731	—	0.5683	—
	2009年2月末日	6,542	—	0.5550	—
	2009年3月末日	6,739	—	0.5765	—
	2009年4月末日	7,158	—	0.6161	—
	2009年5月末日	7,469	—	0.6496	—
	2009年6月末日	7,519	—	0.6621	—
	2009年7月末日	7,713	—	0.6890	—
	2009年8月末日	7,839	—	0.7068	—
	2009年9月末日	7,788	—	0.7056	—
	2009年10月末日	7,675	—	0.7094	—
	2009年11月末日	7,243	—	0.6809	—

②【分配の推移】

（安定型）

期	1口当たりの分配金(円)
第1期	0.0000
第2期	0.0000
第3期	0.0000

（安定成長型）

期	1口当たりの分配金(円)
第1期	0.0000
第2期	0.0000
第3期	0.0000

（成長型）

期	1口当たりの分配金(円)
第1期	0.0000
第2期	0.0000
第3期	0.0000

③【収益率の推移】

（安定型）

期	収益率(%)
第1期	1.1
第2期	△17.7
第3期	9.9

（安定成長型）

期	収益率(%)
第1期	1.4
第2期	△30.4
第3期	17.0

（成長型）

期	収益率(%)
第1期	3.2
第2期	△43.4
第3期	24.3

（注）収益率とは、各計算期間末の基準価額（分配付）から前計算期間末の基準価額（分配落）を控除した額を前計算期間末の基準価額（分配落）で除して得た数に100を乗じて得た数字です。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

2006年11月16日 ファンドの受益証券の募集開始

2006年12月14日 信託契約の締結、ファンドの当初設定、ファンドの運用開始

2007年1月4日 投資信託振替制度へ移行

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

ファンドの取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日において行なわれます。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークにおける銀行休業日および英国における休業日にはお申込みの受付は行ないません。取得申込みの受付は、原則として午後3時までに取得申込みが行なわれ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとなります。

ファンドの販売価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、取得申込みには、手数料がかかります。手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社所定の申込手数料率を乗じて得た額となります。ただし、申込手数料率は2.10%（税抜き2.00%）を超えないものとします。

※ 税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。

申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。ただし、「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合には、1口の整数倍をもって取得の申込みができます。

なお、販売会社の申込手数料率および申込単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

申込代金は、販売会社が定める期日までにお支払いください。

委託会社は、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みを取消することがあります。

※取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、解約請求による換金を行なうことが可能です。

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日に一部解約の実行を請求することができます。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークにおける銀行休業日および英国における休業日には解約の受付は行ないません。一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後3時まで一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの一部解約の実行の請求は翌営業日の取扱いとなります。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、ファンドの信託契約の一部を解約します。ただし、やむを得ない事情のある場合にはこの限りではありません。

一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額（解約価額）とします。なお、一部解約にあたり手数料はかかりません。

一部解約の単位は、販売会社が別途定める単位とします。

解約価額および販売会社の解約単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

個人の受益者の場合のお手取額（1口当たり）は、一部解約時の差益（譲渡益）に対してかかる税金を差し引いた金額となります。

法人の受益者の場合のお手取額（1口当たり）は、解約価額の個別元本超過額に対してかかる税金を差し引いた金額となります。

※上記の記載は、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して6営業日目から、販売会社の営業所等においてお支払いいたします。

委託会社は、一部解約の金額が多額な場合、投資信託の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして計算された価額とします。

投資信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件5億円を超える一部解約はできません。また、大口解約には別途制限を設ける場合があります。

- ※ 換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

ファンドの基準価額は、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

※ 主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

マザーファンド受益証券：基準価額で評価します。

投資信託受益証券：原則として、金融商品取引所等に上場されているものについては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しており、金融商品取引所等に上場されていないものについては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価します。

投資証券：原則として、金融商品取引所または店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。

基準価額は毎営業日計算され、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞に掲載されます。（日本経済新聞においては、MUFG・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定型）は、「MU安定」、MUFG・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定成長型）は、「MU安成」、MUFG・フィデリティ・退職金活用ファンド（成長型）は、「MU成長」としてそれぞれ略称で掲載されます。）

なお、基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

（2）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（3）【信託期間】

信託期間は無期限とします。ただし、下記「(5) その他 (a) 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

（4）【計算期間】

計算期間は原則として毎年10月26日から翌年10月25日までとします。各計算期間終了日が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

（a）信託の終了

１．委託会社は、信託期間中において信託契約の一部を解約することにより各ファンドの受益権の残存口数が30億口を下回った場合、または各ファンドの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるときその他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、これを公告し、かつ信託契約に係る知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

前段の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間（１ヵ月を下らないものとします。）内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記するものとします。当該一定期間内に信託契約の解約に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の50%を超えるときは、信託契約を解約しないものとします。委託会社は、信託契約を解約しないこととした場合には、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として、公告を行ないません。

なお、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記一定期間が１ヵ月を下らないこととすることが困難な場合には、前段は適用されません。

２．委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。

３．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、信託は、異議を述べた受益者の受益権の口数がファンドの受益権の総口数の50%を超える場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

４．受託会社が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただしファンドに関する受託会社の業務を他の受託会社が引き継ぐ場合を除きます。）、受託会社の辞任および解任に際し委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（b）投資信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、投資信託約款を変更することができます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、これを公告し、かつ投資信託約款に係る知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、投資信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

前段の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間（１ヵ月を下らないものとします。）内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記するものとします。当該一定期間内に投資信託約款の変更に異議を述べた受益者の受益権の口数がファンドの受益権の総口数の50%を超えるときは、投資信託約款の変更は行なわないものとします。委託会社は、投資信託約款の変更を行なわないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、投資信託約款に係る全ての受益者に対して書

面を交付した場合は、原則として、公告を行ないません。

委託会社は監督官庁より投資信託約款の変更の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託約款を変更します。その変更内容が重大なものとなる場合には前2段の手法に従います。

(c) 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間のファンドの募集・販売等に係る契約書は、期間満了の3ヵ月前までにいずれの当事者からも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されます。自動延長後も同様です。委託会社と他の関係法人との契約は無期限です。

(d) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

(e) 運用報告書の作成

委託会社は、ファンドの毎計算期間終了後および償還後に当該期間中の運用経過、組入
有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを
販売会社を通じて知られたる受益者に対して交付します。

(f) 組入有価証券等の管理

投資信託財産に属する資産の保管・管理は、原則として受託会社がこれを行ないます。
ただし、下記に掲げる場合、受託会社は、投資信託財産に属する資産の保管・管理を他の
者に委任することができます。

① 信託業務の委託等

1) 受託会社は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第
1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する
もの（受託会社の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準
用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この段
落において同じ。）を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があ
ると認められること
3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分
する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

2) 受託会社は、上記1)に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記1)

1.から4.に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

3) 上記1)および2)にかかわらず、受託会社は、次の1. から4. に掲げる業務(裁
量性のないものに限ります。)を、受託会社および委託会社が適当と認める者（受託
会社の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 投資信託財産の保存に係る業務
2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的と
する業務
3. 委託会社のための指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達
成のために必要な行為に係る業務
4. 受託会社が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

② 混蔵寄託

金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品
取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者
をいいます。以下この段落において同じ。）から、売買代金および償還金等について
円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預
金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約
を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものと

します。

③ 投資信託財産の登記等および記載等の留保等

- 1) 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- 2) 上記1)にかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託会社が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- 3) 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託会社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- 4) 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(g) 受益権の分割および再分割、信託日時の異なる受益権の内容

委託会社は、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(h) 追加信託金

追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

(i) 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金

収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金^{*1}は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等^{*2}に応じて計算されるものとします。

※1 「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

※2 「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(j) 受益権の帰属と受益証券の不発行

① ファンドの受益権の帰属は、委託会社があらかじめこの投資信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。

② 委託会社は、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(k) 受益権の設定に係る受託会社の通知

受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定め

る方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(l) 一部解約の請求および有価証券売却等の指図、再投資の指図

委託会社は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。委託会社は、前文による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(m) 受託会社による資金の立替え

投資信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

上記の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(n) 投資信託財産に関する報告

受託会社は、毎計算期末に損益計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

受託会社は、信託終了のときに最終計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

(o) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(p) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託会社は、上記「(b) 投資信託約款の変更」の規定に従い、新受託会社を選任します。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

委託会社は、受託会社につき、以下の事由が生じた場合、受益者の利益のため必要と認めるときは、法令に従い受託会社を解任することができます。受託会社の解任に伴う取扱いについては、前2段に定める受託会社の辞任に伴う取扱いに準じます。

1. 支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
3. 投資信託財産について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
4. 受託会社がファンドの投資信託約款上の重大な義務の履行を怠ったとき。
5. その他委託会社の合理的な判断において、受託会社の信用力が著しく低下し、委託会社による投資信託財産の運用の指図または受託会社による投資信託財産の保管に支障をきたすと認められるとき。

上記に基づき受託会社が辞任しまたは解任されたまたは解任されうる場合において、委託会社が投資信託約款に定める受託会社の義務を適切に履行する能力ある新受託会社を選任することが不可能または困難であるときには、委託会社は解任権を行使する義務も新受託会社を選任する義務も負いません。委託会社は、本項に基づく受託会社の解任または新受託会社を選任についての判断を誠実に行なうよう努めるものとしますが、

かかる判断の結果解任されなかった受託会社または選任された新受託会社が倒産等により投資信託約款に定める受託会社の義務を履行できなくなった場合には、委託会社は、当該判断時において悪意であった場合を除き、これによって生じた損害について受益者に対し責任を負いません。

(q) 投資信託約款に関する疑義の取扱い

投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

(r) 受益権の取得申込みの勧誘の種類

ファンドに係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託法第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(s) 損益の帰属

委託会社の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(t) 信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

(u) 信託の種類、委託会社および受託会社

ファンドは、証券投資信託であり、フィデリティ投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とします。また、投資信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日まで）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始するものとします。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行ないます。

上記にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金（信託終了時におけるファンドの信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行ないます。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社が定める解約単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

(4) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払については、委託会社は販売会社に対する支払をもって免責されるものとします。かかる支払がなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとします。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

(6) 投資信託約款の重大な内容の変更・信託契約の解約に係る異議申立権

委託会社が前記「1 資産管理等の概要 (5) その他 (a) 信託の終了」に規定する信託の解約または「同 (b) 投資信託約款の変更」に規定する投資信託約款の変更を行なう場合において、その変更内容が重大なものとなる場合には、受益者は所定の期間内に委託会社に対して異議を述べることができます。ただし、信託の解約の場合において、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、異議を申し立てることのできる期間が1ヵ月を下らずに信託の解約の公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には、適用しません。

(7) 反対者の買取請求権

前記に基づき異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定するものとします。

上記の買取請求の内容および手続に関する事項は、前記「1 資産管理等の概要 (5) その他 (a) 信託の終了」または「同 (b) 投資信託約款の変更」に規定する公告または書面に付記します。

(8) 当初の受益者

ファンドの信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(9) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託会社の免責

① 受託会社は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託会社は、上記①の規定により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

第4【ファンドの経理状況】

ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間（平成19年10月26日から平成20年10月27日まで）、および第3期計算期間（平成20年10月28日から平成21年10月26日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

【MUFG・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第2期計算期間 平成20年10月27日現在	第3期計算期間 平成21年10月26日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	19,874,238	17,336,755
親投資信託受益証券	1,404,123,627	1,369,118,688
未収入金	—	5,887,375
流動資産合計	1,423,997,865	1,392,342,818
資産合計	1,423,997,865	1,392,342,818
負債の部		
流動負債		
未払解約金	—	5,345,117
未払受託者報酬	371,162	291,161
未払委託者報酬	4,036,793	3,167,026
その他未払費用	883,756	693,328
流動負債合計	5,291,711	9,496,632
負債合計	5,291,711	9,496,632
純資産の部		
元本等		
元本	1,705,355,424	1,512,160,109
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△286,649,270	△129,313,923
（分配準備積立金）	26,929,124	43,015,661
元本等合計	1,418,706,154	1,382,846,186
純資産合計	1,418,706,154	1,382,846,186
負債純資産合計	1,423,997,865	1,392,342,818

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第２期計算期間 自 平成19年10月26日 至 平成20年10月27日	第３期計算期間 自 平成20年10月28日 至 平成21年10月26日
営業収益		
有価証券売買等損益	△308,905,763	139,841,110
営業収益合計	△308,905,763	139,841,110
営業費用		
受託者報酬	754,202	581,863
委託者報酬	8,202,752	6,328,800
その他費用	1,795,791	1,385,510
営業費用合計	10,752,745	8,296,173
営業利益又は営業損失（△）	△319,658,508	131,544,937
経常利益又は経常損失（△）	△319,658,508	131,544,937
当期純利益又は当期純損失（△）	△319,658,508	131,544,937
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△26,069,246	7,164,862
期首剰余金又は期首欠損金（△）	20,495,847	△286,649,270
剰余金増加額又は欠損金減少額	—	43,016,365
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	43,016,365
剰余金減少額又は欠損金増加額	13,555,855	10,061,093
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,415,999	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	10,139,856	10,061,093
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△286,649,270	△129,313,923

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	第2期計算期間 自 平成19年10月26日 至 平成20年10月27日	第3期計算期間 自 平成20年10月28日 至 平成21年10月26日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い ファンドの計算期間は当期末日及び翌日が休日のため、平成19年10月26日から平成20年10月27日までとなっております。	計算期間の取扱い ファンドの計算期間は前期末日、翌日および当期末日が休日のため、平成20年10月28日から平成21年10月26日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第2期計算期間 平成20年10月27日現在	第3期計算期間 平成21年10月26日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	1,814,632,317 円	1,705,355,424 円
期中追加設定元本額	357,241,983 円	62,917,010 円
期中一部解約元本額	466,518,876 円	256,112,325 円
2. 計算期間末日における受益権の総数	1,705,355,424 口	1,512,160,109 口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は286,649,270円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は129,313,923円です。
4. 計算期間末日における1口当たり純資産額	0.8319 円	0.9145 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第2期計算期間 自 平成19年10月26日 至 平成20年10月27日	第3期計算期間 自 平成20年10月28日 至 平成21年10月26日
分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（20,990,200円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（1,969,434円）及び分配準備積立金（5,938,924円）より分配対象収益は28,898,558円（1口当たり0.016946円）ですが、分配は行っておりません。	分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（20,030,425円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（2,669,070円）及び分配準備積立金（22,985,236円）より分配対象収益は45,684,731円（1口当たり0.030212円）ですが、分配は行っておりません。

（有価証券に関する注記）

第2期計算期間（平成20年10月27日現在）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	1,404,123,627	△301,877,869
合 計	1,404,123,627	△301,877,869

第3期計算期間（平成21年10月26日現在）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	1,369,118,688	125,237,846
合 計	1,369,118,688	125,237,846

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本・円	親投資信託 受益証券	フィデリティ・日本株式・マ ザーファンド	215,980,243	133,713,368	—
		フィデリティ・海外株式・マ ザーファンド	99,791,441	70,522,611	—
		フィデリティ・国内債券・マ ザーファンド	800,593,051	817,965,920	—
		フィデリティ・ワールド債券・ マザーファンド	140,407,316	140,042,256	—
		フィデリティ・ワールドREIT・マ ザーファンド	116,779,446	70,394,650	—
		フィデリティ・円キャッシュ・ リザーブ・マザーファンド	135,088,472	136,479,883	—
	合 計		1,508,639,969	1,369,118,688	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【MUFG・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定成長型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第２期計算期間 平成20年10月27日現在	第３期計算期間 平成21年10月26日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	94,434,240	68,634,999
親投資信託受益証券	5,021,891,906	5,360,715,590
未収入金	24,235,164	18,887,283
流動資産合計	5,140,561,310	5,448,237,872
資産合計	5,140,561,310	5,448,237,872
負債の部		
流動負債		
未払解約金	12,858,973	13,452,988
未払受託者報酬	1,493,746	1,116,649
未払委託者報酬	22,220,268	16,610,743
その他未払費用	3,556,609	2,384,824
流動負債合計	40,129,596	33,565,204
負債合計	40,129,596	33,565,204
純資産の部		
元本等		
元本	7,222,422,063	6,552,968,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,121,990,349	△1,138,295,332
（分配準備積立金）	126,564,300	211,775,295
元本等合計	5,100,431,714	5,414,672,668
純資産合計	5,100,431,714	5,414,672,668
負債純資産合計	5,140,561,310	5,448,237,872

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第２期計算期間 自 平成19年10月26日 至 平成20年10月27日	第３期計算期間 自 平成20年10月28日 至 平成21年10月26日
営業収益		
有価証券売買等損益	△2,297,069,945	862,610,126
営業収益合計	△2,297,069,945	862,610,126
営業費用		
受託者報酬	3,145,047	2,169,207
委託者報酬	46,783,765	32,267,901
その他費用	7,488,285	4,890,922
営業費用合計	57,417,097	39,328,030
営業利益又は営業損失（△）	△2,354,487,042	823,282,096
経常利益又は経常損失（△）	△2,354,487,042	823,282,096
当期純利益又は当期純損失（△）	△2,354,487,042	823,282,096
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△152,333,604	41,338,191
期首剰余金又は期首欠損金（△）	121,062,254	△2,121,990,349
剰余金増加額又は欠損金減少額	—	217,311,343
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	217,311,343
剰余金減少額又は欠損金増加額	40,899,165	15,560,231
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	20,730,044	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	20,169,121	15,560,231
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,121,990,349	△1,138,295,332

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	第 2 期計算期間 自 平成19年10月26日 至 平成20年10月27日	第 3 期計算期間 自 平成20年10月28日 至 平成21年10月26日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い ファンドの計算期間は当期末日及び翌日が休日のため、平成19年10月26日から平成20年10月27日までとなっております。	計算期間の取扱い ファンドの計算期間は前期末日、翌日および当期末日が休日のため、平成20年10月28日から平成21年10月26日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 2 期計算期間 平成20年10月27日現在	第 3 期計算期間 平成21年10月26日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	8,430,307,725 円	7,222,422,063 円
期中追加設定元本額	440,104,928 円	70,629,448 円
期中一部解約元本額	1,647,990,590 円	740,083,511 円
2. 計算期間末日における受益権の総数	7,222,422,063 口	6,552,968,000 口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,121,990,349円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,138,295,332円です。
4. 計算期間末日における 1 口当たり純資産額	0.7062 円	0.8263 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 2 期計算期間 自 平成19年10月26日 至 平成20年10月27日	第 3 期計算期間 自 平成20年10月28日 至 平成21年10月26日
分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（92,983,273円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（6,218,643円）及び分配準備積立金（33,581,027円）より分配対象収益は132,782,943円（1口当たり0.018385円）であります。分配は行っておりません。	分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（98,130,128円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（49,890,356円）及び分配準備積立金（113,645,167円）より分配対象収益は261,665,651円（1口当たり0.039931円）であります。分配は行っておりません。

（有価証券に関する注記）**第２期計算期間（平成20年10月27日現在）****売買目的有価証券**

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	5,021,891,906	△2,270,069,775
合 計	5,021,891,906	△2,270,069,775

第３期計算期間（平成21年10月26日現在）**売買目的有価証券**

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	5,360,715,590	785,353,127
合 計	5,360,715,590	785,353,127

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本・円	親投資信託受益証券	フィデリティ・日本株式・マザーファンド	1,715,345,738	1,061,970,546	—
		フィデリティ・海外株式・マザーファンド	774,769,959	547,529,930	—
		フィデリティ・国内債券・マザーファンド	2,073,660,998	2,118,659,441	—
		フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド	829,593,881	827,436,936	—
		フィデリティ・ワールドREIT・マザーファンド	911,995,856	549,751,101	—
		フィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンド	252,764,166	255,367,636	—
	合計		6,558,130,598	5,360,715,590	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【MUFG・フィデリティ・退職金活用ファンド（成長型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第２期計算期間 平成20年10月27日現在	第３期計算期間 平成21年10月26日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	125,595,500	107,937,331
親投資信託受益証券	6,925,652,356	7,809,902,109
未収入金	—	17,325,033
流動資産合計	7,051,247,856	7,935,164,473
資産合計	7,051,247,856	7,935,164,473
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,250,439	19,430,247
未払受託者報酬	2,312,350	1,593,884
未払委託者報酬	41,911,874	28,889,646
その他未払費用	5,505,607	1,253,967
流動負債合計	50,980,270	51,167,744
負債合計	50,980,270	51,167,744
純資産の部		
元本等		
元本	11,988,090,663	10,859,442,957
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△4,987,823,077	△2,975,446,228
（分配準備積立金）	225,076,820	342,708,004
元本等合計	7,000,267,586	7,883,996,729
純資産合計	7,000,267,586	7,883,996,729
負債純資産合計	7,051,247,856	7,935,164,473

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第２期計算期間 自 平成19年10月26日 至 平成20年10月27日	第３期計算期間 自 平成20年10月28日 至 平成21年10月26日
営業収益		
有価証券売買等損益	△5,525,549,484	1,669,929,354
営業収益合計	△5,525,549,484	1,669,929,354
営業費用		
受託者報酬	4,947,865	3,038,672
委託者報酬	89,681,312	55,077,049
その他費用	11,780,677	4,693,960
営業費用合計	106,409,854	62,809,681
営業利益又は営業損失（△）	△5,631,959,338	1,607,119,673
経常利益又は経常損失（△）	△5,631,959,338	1,607,119,673
当期純利益又は当期純損失（△）	△5,631,959,338	1,607,119,673
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△300,748,928	75,453,511
期首剰余金又は期首欠損金（△）	428,252,545	△4,987,823,077
剰余金増加額又は欠損金減少額	—	554,585,810
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	554,585,810
剰余金減少額又は欠損金増加額	84,865,212	73,875,123
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	61,024,621	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	23,840,591	73,875,123
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△4,987,823,077	△2,975,446,228

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	第2期計算期間 自 平成19年10月26日 至 平成20年10月27日	第3期計算期間 自 平成20年10月28日 至 平成21年10月26日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い ファンドの計算期間は当期末日及び翌日が休日のため、平成19年10月26日から平成20年10月27日までとなっております。	計算期間の取扱い ファンドの計算期間は前期末日、翌日および当期末日が休日のため、平成20年10月28日から平成21年10月26日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第2期計算期間 平成20年10月27日現在	第3期計算期間 平成21年10月26日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	13,552,937,154 円	11,988,090,663 円
期中追加設定元本額	453,875,099 円	205,398,690 円
期中一部解約元本額	2,018,721,590 円	1,334,046,396 円
2. 計算期間末日における受益権の総数	11,988,090,663 口	10,859,442,957 口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は4,987,823,077円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,975,446,228円です。
4. 計算期間末日における1口当たり純資産額	0.5839 円	0.7260 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第2期計算期間 自 平成19年10月26日 至 平成20年10月27日	第3期計算期間 自 平成20年10月28日 至 平成21年10月26日
分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（126,134,470円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（11,857,146円）及び分配準備積立金（98,942,350円）より分配対象収益は236,933,966円（1口当たり0.019764円）であります。分配は行っておりません。	分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（142,428,395円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（148,705,029円）及び分配準備積立金（200,279,609円）より分配対象収益は491,413,033円（1口当たり0.045252円）であります。分配は行っておりません。

（有価証券に関する注記）

第2期計算期間（平成20年10月27日現在）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	6,925,652,356	△5,457,687,959
合 計	6,925,652,356	△5,457,687,959

第3期計算期間（平成21年10月26日現在）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	7,809,902,109	1,558,122,098
合 計	7,809,902,109	1,558,122,098

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本・円	親投資信託受益証券	フィデリティ・日本株式・マザーファンド	3,103,771,609	1,921,545,003	—
		フィデリティ・海外株式・マザーファンド	3,463,272,294	2,447,494,530	—
		フィデリティ・国内債券・マザーファンド	1,409,336,358	1,439,918,956	—
		フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド	1,206,261,756	1,203,125,475	—
		フィデリティ・ワールドREIT・マザーファンド	1,323,520,481	797,818,145	—
	合計		10,506,162,498	7,809,902,109	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

ファンドは、「フィデリティ・日本株式・マザーファンド」、「フィデリティ・海外株式・マザーファンド」、「フィデリティ・国内債券・マザーファンド」、「フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド」、「フィデリティ・ワールドREIT・マザーファンド」、「フィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下のとおりです。

「フィデリティ・日本株式・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

（１）貸借対照表

区 分	平成20年10月27日現在	平成21年10月26日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	1	1
投資信託受益証券	3,062,995,246	3,581,822,499
未収入金	—	339,373
流動資産合計	3,062,995,247	3,582,161,873
資産合計	3,062,995,247	3,582,161,873
負債の部		
流動負債		
未払解約金	—	339,373
流動負債合計	—	339,373
負債合計	—	339,373
純資産の部		
元本等		
元本	6,362,066,119	5,785,347,302
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	△3,299,070,872	△2,203,524,802
元本等合計	3,062,995,247	3,581,822,500
純資産合計	3,062,995,247	3,581,822,500
負債純資産合計	3,062,995,247	3,582,161,873

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	自 平成19年10月26日 至 平成20年10月27日	自 平成20年10月28日 至 平成21年10月26日
有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等に上場されているものについては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しており、金融商品取引所等に上場されていないものについては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

項 目	平成20年10月27日現在	平成21年10月26日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	6,109,857,576 円	6,362,066,119 円
期中追加設定元本額	497,627,808 円	513,204,013 円
期中一部解約元本額	245,419,265 円	1,089,922,830 円
2. 期末元本額及びその内訳		
MUFG・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定型）	220,190,771 円	215,980,243 円
MUFG・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定成長型）	1,935,741,521 円	1,715,345,738 円
MUFG・フィデリティ・退職金活用ファンド（成長型）	3,446,034,302 円	3,103,771,609 円
フィデリティ・退職設計・ファンド（1年決算型）	495,605,962 円	506,375,926 円
フィデリティ・退職設計・ファンド（隔月決算型）	264,493,563 円	243,873,786 円
計	6,362,066,119 円	5,785,347,302 円
3. 計算期間末日における受益権の総数	6,362,066,119 口	5,785,347,302 口
4. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は3,299,070,872円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,203,524,802円です。
5. 計算期間末日における1口当たり純資産額	0.4814 円	0.6191 円

（有価証券に関する注記）

（平成20年10月27日現在）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	3,062,995,246	△3,067,179,089
合 計	3,062,995,246	△3,067,179,089

（平成21年10月26日現在）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	3,581,822,499	776,882,205
合 計	3,581,822,499	776,882,205

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

種類 / 通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券				
日本・円	フィデリティ・日本成長株・ファンド（適格機関投資家専用）	5,742,767,640	3,566,258,704	—
	フィデリティ・マネー・プール（適格機関投資家専用）	15,503,333	15,563,795	—
日本・円 小計		5,758,270,973	3,581,822,499	
投資信託受益証券 合 計			3,581,822,499	
合 計			3,581,822,499	

(注) 投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「フィデリティ・海外株式・マザーファンド」の状況
 なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

（１）貸借対照表

区 分	平成20年10月27日現在	平成21年10月26日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	859	1,175
金銭信託	124,951,202	18,053,871
投資信託受益証券	1,146,333,380	1,565,155,814
投資証券	1,198,631,902	1,829,451,329
派生商品評価勘定	90,497	—
未収入金	—	23,811,578
その他未収収益	747,626	965,366
流動資産合計	2,470,755,466	3,437,439,133
資産合計	2,470,755,466	3,437,439,133
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	197,075	—
未払金	57,793,630	—
未払解約金	—	36,840,718
流動負債合計	57,990,705	36,840,718
負債合計	57,990,705	36,840,718
純資産の部		
元本等		
元本	4,666,241,531	4,811,627,590
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	△2,253,476,770	△1,411,029,175
元本等合計	2,412,764,761	3,400,598,415
純資産合計	2,412,764,761	3,400,598,415
負債純資産合計	2,470,755,466	3,437,439,133

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	自 平成19年10月26日 至 平成20年10月27日	自 平成20年10月28日 至 平成21年10月26日
1. 有価証券の評価基準及び 評価方法	(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等に上場されているものについては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しており、金融商品取引所等に上場されていないものについては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 (2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	(1) 投資信託受益証券 同左 (2) 投資証券 同左
2. デリバティブの評価基準 及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左

項 目	自 平成19年10月26日 至 平成20年10月27日	自 平成20年10月28日 至 平成21年10月26日
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

（貸借対照表に関する注記）

項 目	平成20年10月27日現在	平成21年10月26日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	4,460,253,337 円	4,666,241,531 円
期中追加設定元本額	427,279,974 円	742,303,339 円
期中一部解約元本額	221,291,780 円	596,917,280 円
2. 期末元本額及びその内訳		
フィデリティ・海外株式・ファンド（DC年金）	8,053,484 円	128,158,182 円
MUFG・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定型）	88,603,503 円	99,791,441 円
MUFG・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定成長型）	908,603,844 円	774,769,959 円
MUFG・フィデリティ・退職金活用ファンド（成長型）	3,354,978,572 円	3,463,272,294 円
フィデリティ・退職設計・ファンド（1年決算型）	200,275,651 円	239,389,228 円
フィデリティ・退職設計・ファンド（隔月決算型）	105,726,477 円	106,246,486 円
計	4,666,241,531 円	4,811,627,590 円
3. 計算期間末日における受益権の総数	4,666,241,531 口	4,811,627,590 口
4. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,253,476,770円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,411,029,175円です。
5. 計算期間末日における1口当たり純資産額	0.5171 円	0.7067 円

(有価証券に関する注記)

(平成20年10月27日現在)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	1,146,333,380	△990,661,796
投資証券	1,198,631,902	△1,011,348,185
合 計	2,344,965,282	△2,002,009,981

(平成21年10月26日現在)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	1,565,155,814	321,484,380
投資証券	1,829,451,329	354,415,627
合 計	3,394,607,143	675,900,007

(デリバティブ取引に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

項 目	自 平成19年10月26日 至 平成20年10月27日	自 平成20年10月28日 至 平成21年10月26日
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約であります。	同左
2. 取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行なわない方針であります。	同左
3. 取引の利用目的	デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左
4. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。	同左
5. 取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決済担当者の承認を得て行っております。	同左
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	—

II 取引の時価等に関する事項

通貨関連

(平成20年10月27日現在)

種 類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建				
アメリカ・ドル	623,695	—	625,523	1,828
オーストラリア・ドル	6,511,489	—	6,599,917	88,428
ユーロ	50,754,121	—	50,557,287	△196,834
合 計	57,889,305	—	57,782,727	△106,578

(平成21年10月26日現在)

該当事項はありません。

(注) 時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のよう
に評価しております。
 - (1) 計算期間末日において予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧
客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相
場の仲値により評価しております。
 - (2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合
は、以下の方法によっております。
 - ① 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発
表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相
場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。
 - ② 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、
当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価してござ
います。
2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間
末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（３）附属明細表

① 有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

種類 / 通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券				
日本・円	フィデリティ・米国優良株・ファンド (適格機関投資家専用)	2,307,468,398	1,565,155,814	—
日本・円 小計		2,307,468,398	1,565,155,814	
投資信託受益証券 合 計			1,565,155,814	
投資証券				
アメリカ・ドル	FF-AMERICA FUND A	655,928.650	2,856,569.270	—
	FF-AMERICAN GROWTH FUND A	58,621.500	1,205,844.250	—
	FF-ASIAN SPEC SITS FUND A	13,544.880	361,783.740	—
	FF-SOUTH EAST ASIA FUND A	96,136.410	546,920.030	—
アメリカ・ドル 小計		824,231.440	4,971,117.290 (457,591,347)	
オーストラリア ・ドル	FF-AUSTRALIA FUND A	43,930.210	1,806,849.530	—
オーストラリア ・ドル 小計		43,930.210	1,806,849.530 (153,437,662)	
ユーロ	FF-EURO AGGRESSIVE FUND A	76,784.070	807,768.410	—
	FF-EURO SMALLER COS FD (class1) A	47,793.140	944,392.440	—
	FF-EUROPEAN GROWTH FUND A	410,895.380	3,587,938.450	—
	FF-EUROPEAN LARGER COS A	116,345.610	3,013,351.290	—
	FF-EUROPEAN SPECIAL SITS FUND A-EUR	56,238.260	471,220.380	—
ユーロ 小計		708,056.460	8,824,670.970 (1,218,422,320)	
投資証券 合 計			1,829,451,329 (1,829,451,329)	
合 計			3,394,607,143 (1,829,451,329)	

（注）投資信託受益証券及び投資証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

有価証券明細表注記

1. 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に関するもので、内書きであります。
3. 外貨建有価証券の内訳

通 貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券 4 銘柄	100.00%	25.01%
オーストラリア・ドル	投資証券 1 銘柄	100.00%	8.39%
ユーロ	投資証券 5 銘柄	100.00%	66.60%

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「フィデリティ・国内債券・マザーファンド」の状況
 なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

（１）貸借対照表

区 分	平成20年10月27日現在	平成21年10月26日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	1	—
投資信託受益証券	8,432,458,101	7,208,886,229
未収入金	3,892,624	5,692,731
流動資産合計	8,436,350,726	7,214,578,960
資産合計	8,436,350,726	7,214,578,960
負債の部		
流動負債		
未払解約金	3,892,624	5,692,731
流動負債合計	3,892,624	5,692,731
負債合計	3,892,624	5,692,731
純資産の部		
元本等		
元本	8,570,628,381	7,055,434,668
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	△138,170,279	153,451,561
元本等合計	8,432,458,102	7,208,886,229
純資産合計	8,432,458,102	7,208,886,229
負債純資産合計	8,436,350,726	7,214,578,960

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	自 平成19年10月26日 至 平成20年10月27日	自 平成20年10月28日 至 平成21年10月26日
有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等に上場されているものについては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しており、金融商品取引所等に上場されていないものについては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

項 目	平成20年10月27日現在	平成21年10月26日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	11,558,716,098 円	8,570,628,381 円
期中追加設定元本額	139,034,083 円	22,582,492 円
期中一部解約元本額	3,127,121,800 円	1,537,776,205 円
2. 期末元本額及びその内訳		
MUFG・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定型）	944,568,047 円	800,593,051 円
MUFG・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定成長型）	2,223,662,880 円	2,073,660,998 円
MUFG・フィデリティ・退職金活用ファンド（成長型）	1,931,141,213 円	1,409,336,358 円
フィデリティ・退職設計・ファンド（1年決算型）	2,299,368,357 円	1,888,136,288 円
フィデリティ・退職設計・ファンド（隔月決算型）	1,171,887,884 円	883,707,973 円
計	8,570,628,381 円	7,055,434,668 円
3. 計算期間末日における受益権の総数	8,570,628,381 口	7,055,434,668 口
4. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は138,170,279円です。	—
5. 計算期間末日における1口当たり純資産額	0.9839 円	1.0217 円

（有価証券に関する注記）

（平成20年10月27日現在）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	8,432,458,101	△373,069,344
合 計	8,432,458,101	△373,069,344

（平成21年10月26日現在）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	7,208,886,229	183,310,852
合 計	7,208,886,229	183,310,852

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

種類 / 通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券				
日本・円	フィデリティ・日本債券・ファンド（適格機関投資家専用）	6,228,659,441	6,187,550,288	—
	フィデリティ・日本債券・ファンドⅡ（適格機関投資家専用）	988,692,413	966,545,702	—
	フィデリティ・マネー・プール（適格機関投資家専用）	54,577,388	54,790,239	—
日本・円 小計		7,271,929,242	7,208,886,229	
投資信託受益証券 合 計			7,208,886,229	
合 計			7,208,886,229	

(注) 投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド」の状況
 なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

（１）貸借対照表

区 分	平成20年10月27日現在	平成21年10月26日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	△172,184,682	—
金銭信託	22,210,187	75,947,915
投資信託受益証券	59,074,695,366	54,030,968,910
投資証券	76,259,891,005	81,643,698,501
派生商品評価勘定	193,922	497,884
未収入金	174,027,812	813,771,174
未収配当金	102,620,557	71,559,386
その他未収収益	24,170,386	22,872,741
流動資産合計	135,485,624,553	136,659,316,511
資産合計	135,485,624,553	136,659,316,511
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	—	42,930
未払解約金	29,235,164	889,975,063
流動負債合計	29,235,164	890,017,993
負債合計	29,235,164	890,017,993
純資産の部		
元本等		
元本	176,360,418,662	136,127,265,299
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	△40,904,029,273	△357,966,781
元本等合計	135,456,389,389	135,769,298,518
純資産合計	135,456,389,389	135,769,298,518
負債純資産合計	135,485,624,553	136,659,316,511

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	自 平成19年10月26日 至 平成20年10月27日	自 平成20年10月28日 至 平成21年10月26日
1. 有価証券の評価基準及び 評価方法	(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等に上場されているものについては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しており、金融商品取引所等に上場されていないものについては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 (2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	(1) 投資信託受益証券 同左 (2) 投資証券 同左
2. デリバティブの評価基準 及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左

項 目	自 平成19年10月26日 至 平成20年10月27日	自 平成20年10月28日 至 平成21年10月26日
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

（貸借対照表に関する注記）

項 目	平成20年10月27日現在	平成21年10月26日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	225,193,407,634 円	176,360,418,662 円
期中追加設定元本額	200,651,346 円	60,073,825 円
期中一部解約元本額	49,033,640,318 円	40,293,227,188 円
2. 期末元本額及びその内訳		
フィデリティ・世界3資産・ファンド（毎月決算型）	122,337,786,096 円	94,920,216,217 円
フィデリティ・世界分散・ファンド（債券重視型）	41,077,269,535 円	31,036,409,090 円
フィデリティ・世界分散・ファンド（株式重視型）	9,785,902,331 円	7,505,584,895 円
MUFG・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定型）	163,279,912 円	140,407,316 円
MUFG・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定成長型）	938,912,870 円	829,593,881 円
MUFG・フィデリティ・退職金活用ファンド（成長型）	1,470,281,055 円	1,206,261,756 円
フィデリティ・退職設計・ファンド（1年決算型）	384,170,651 円	335,383,314 円
フィデリティ・退職設計・ファンド（隔月決算型）	202,816,212 円	153,408,830 円
計	176,360,418,662 円	136,127,265,299 円
3. 計算期間末日における受益権の総数	176,360,418,662 口	136,127,265,299 口
4. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は40,904,029,273円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は357,966,781円です。
5. 計算期間末日における1口当たり純資産額	0.7681 円	0.9974 円

（有価証券に関する注記）

（平成20年10月27日現在）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	59,074,695,366	△13,909,841,860
投資証券	76,259,891,005	△12,979,582,205
合 計	135,334,586,371	△26,889,424,065

（注）上記の当計算期間の損益に含まれた差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間（平成20年5月13日から平成20年10月27日まで）に対応するものとなっております。

（平成21年10月26日現在）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	54,030,968,910	843,014,276
投資証券	81,643,698,501	10,616,367,301
合 計	135,674,667,411	11,459,381,577

(注)上記の当計算期間の損益に含まれた差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間（平成21年5月12日から平成21年10月26日まで）に対応するものとなっております。

（デリバティブ取引に関する注記）

I 取引の状況に関する事項

項 目	自 平成19年10月26日 至 平成20年10月27日	自 平成20年10月28日 至 平成21年10月26日
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約であります。	同左
2. 取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行なわない方針であります。	同左
3. 取引の利用目的	デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左
4. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。	同左
5. 取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決済担当者の承認を得て行っております。	同左
6. 取引の時価等に関する事項 についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

II 取引の時価等に関する事項

通貨関連

(平成20年10月27日現在)

種 類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引 売建 ユーロ	2,006,899	—	1,812,977	193,922
合 計	2,006,899	—	1,812,977	193,922

(平成21年10月26日現在)

種 類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引 売建 アメリカ・ドル	125,000,000	—	125,042,930	△42,930
ユーロ	689,162,659	—	688,664,775	497,884
合 計	814,162,659	—	813,707,705	454,954

(注) 時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のよう
に評価しております。
 - (1) 計算期間末日において予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧
客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相
場の仲値により評価しております。
 - (2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合
は、以下の方法によっております。
 - ① 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発
表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相
場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。
 - ② 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、
当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しておりま
す。
2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間
末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

種類 / 通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券				
日本・円	フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド（適格機関投資家専用）	10,506,066,271	6,932,953,132	—
	フィデリティ・米国投資適格債・ファンド（適格機関投資家専用）	62,897,991,157	47,098,015,778	—
日本・円 小計		73,404,057,428	54,030,968,910	
投資信託受益証券 合 計			54,030,968,910	
投資証券				
アメリカ・ドル	FF-EMERGING MKT DEBT FD (class6) A-MIDST-USD	13,940,088.150	149,158,943.200	—
アメリカ・ドル 小計		13,940,088.150	149,158,943.200 (13,730,080,721)	
イギリス・ポンド	FID STERLING BOND FUND (class1)-INCOME	280,979,790.550	72,492,785.960	—
イギリス・ポンド 小計		280,979,790.550	72,492,785.960 (10,852,894,985)	
ユーロ	FF-EURO BOND FUND A-MDIST-EURO	40,116,563.090	361,731,049.380	—
	FF-EURO HIGH YIELD A-MDIST-EURO	5,308,220.130	51,542,817.460	—
ユーロ 小計		45,424,783.220	413,273,866.840 (57,060,722,795)	
投資証券 合 計			81,643,698,501 (81,643,698,501)	
合 計			135,674,667,411 (81,643,698,501)	

(注) 投資信託受益証券および投資証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

有価証券明細表注記

1. 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に関するもので、内書きであります。
3. 外貨建有価証券の内訳

通 貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券 1 銘柄	100.00%	16.82%
イギリス・ポンド	投資証券 1 銘柄	100.00%	13.29%
ユーロ	投資証券 2 銘柄	100.00%	69.89%

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

「フィデリティ・ワールドREIT・マザーファンド」の状況
 なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

（１）貸借対照表

区 分	平成20年10月27日現在	平成21年10月26日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	960,177,202	443,485,857
金銭信託	76,820	376,490
投資証券	22,302,412,233	31,946,216,535
派生商品評価勘定	1,539,758	2,479
未収入金	136,811,032	—
未収配当金	141,104,777	51,368,366
流動資産合計	23,542,121,822	32,441,449,727
資産合計	23,542,121,822	32,441,449,727
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	701,885	—
未払金	299,017,092	71,541,260
未払解約金	—	2,931,195
流動負債合計	299,718,977	74,472,455
負債合計	299,718,977	74,472,455
純資産の部		
元本等		
元本	50,768,196,059	53,696,273,276
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	△27,525,793,214	△21,329,296,004
元本等合計	23,242,402,845	32,366,977,272
純資産合計	23,242,402,845	32,366,977,272
負債純資産合計	23,542,121,822	32,441,449,727

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	自 平成19年10月26日 至 平成20年10月27日	自 平成20年10月28日 至 平成21年10月26日
1. 有価証券の評価基準及び 評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	投資証券 同左
2. デリバティブの評価基準 及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

（貸借対照表に関する注記）

項 目	平成20年10月27日現在	平成21年10月26日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	53,199,869,772 円	50,768,196,059 円
期中追加設定元本額	2,311,939,918 円	6,271,969,081 円
期中一部解約元本額	4,743,613,631 円	3,343,891,864 円
2. 期末元本額及びその内訳		
フィデリティ・世界3資産・ファンド（毎月決算型）	28,671,872,317 円	32,836,516,763 円
フィデリティ・世界分散・ファンド（債券重視型）	9,679,145,244 円	9,679,145,244 円
フィデリティ・世界分散・ファンド（株式重視型）	4,679,495,574 円	4,679,495,574 円
MUFG・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定型）	87,480,697 円	116,779,446 円
MUFG・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定成長型）	959,095,232 円	911,995,856 円
MUFG・フィデリティ・退職金活用ファンド（成長型）	1,097,639,381 円	1,323,520,481 円
フィデリティ・退職設計・ファンド（1年決算型）	202,965,931 円	276,329,732 円
フィデリティ・退職設計・ファンド（隔月決算型）	107,459,814 円	124,328,901 円
フィデリティ・資産分散投信（安定型）	685,321,197 円	553,498,354 円
フィデリティ・資産分散投信（成長型）	4,597,720,672 円	3,194,662,925 円
計	50,768,196,059 円	53,696,273,276 円
3. 計算期間末日における受益権の総数	50,768,196,059 口	53,696,273,276 口
4. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は27,525,793,214円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は21,329,296,004円です。
5. 計算期間末日における1口当たり純資産額	0.4578 円	0.6028 円

（有価証券に関する注記）

（平成20年10月27日現在）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資証券	22,302,412,233	△17,085,003,753
合 計	22,302,412,233	△17,085,003,753

（注）上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間（平成20年5月13日から平成20年10月27日まで）に対応するものとなっております。

（平成21年10月26日現在）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資証券	31,946,216,535	6,419,304,619
合 計	31,946,216,535	6,419,304,619

（注）上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間（平成21年5月12日から平成21年10月26日まで）に対応するものとなっております。

（デリバティブ取引に関する注記）

I 取引の状況に関する事項

項 目	自 平成19年10月26日 至 平成20年10月27日	自 平成20年10月28日 至 平成21年10月26日
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約であります。	同左
2. 取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。	同左
3. 取引の利用目的	デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左
4. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。	同左
5. 取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決済担当者の承認を得て行っております。	同左
6. 取引の時価等に関する事項 についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

II 取引の時価等に関する事項

通貨関連

(平成20年10月27日現在)

種 類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建				
オーストラリア・ドル	16,165,200	—	15,206,400	958,800
カナダ・ドル	22,155,557	—	21,574,599	580,958
買建				
アメリカ・ドル	38,320,757	—	37,618,872	△701,885
合 計	76,641,514	—	74,399,871	837,873

(平成21年10月26日現在)

種 類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建				
イギリス・ポンド	3,269,666	—	3,269,448	218
買建				
アメリカ・ドル	3,269,666	—	3,271,927	2,261
合 計	6,539,332	—	6,541,375	2,479

(注) 時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のよう
に評価しております。
 - (1) 計算期間末日において予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧
客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相
場の仲値により評価しております。
 - (2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合
は、以下の方法によっております。
 - ① 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発
表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相
場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。
 - ② 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、
当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価してござ
います。
2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間
末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（３）附属明細表

① 有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

種類 / 通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資証券				
日本・円	日本ビルファンド投資法人	507	371,124,000	—
	オリックス不動産投資法人	308	124,124,000	—
	ケネディクス不動産投資法人	565	161,025,000	—
	ジャパンリアルエステイト投資法人	1,163	821,078,000	—
日本・円 小計		2,543	1,477,351,000	
香港・ドル	FORTUNE REAL ESTATE INVT TRUST	17,226,000.000	47,026,980.000	—
	LINK REAL ESTATE INVESTMENT TR	2,415,570.000	43,142,080.200	—
香港・ドル 小計		19,641,570.000	90,169,060.200 (1,071,208,435)	
アメリカ・ドル	APARTMENT INV & MGMT CO A	647,263.000	9,327,059.830	—
	BOSTON PROPERTIES INC	28,300.000	1,773,278.000	—
	BRANDYWINE REALTY TRUST	187,600.000	1,982,932.000	—
	CBL & ASSOCIATES PROPERTIES INC	270,000.000	2,454,300.000	—
	CEDAR SHOPPING CENTERS INC	721,836.000	4,100,028.480	—
	DCT INDUSTRIAL TRUST INC	250,000.000	1,245,000.000	—
	DEVELOPERS DIVERSIFIED REALTY CORP	953,999.000	9,005,750.560	—
	DUKE REALTY CORP	1,244,400.000	14,845,692.000	—
	EQUITY RESIDENTIAL	385,000.000	11,153,450.000	—
	FEDERAL REALTY INVESTMENT TRUST	16,400.000	970,880.000	—
	FIRST INDUSTRIAL REALTY TRUST INC	100,000.000	499,000.000	—
	HCP INC	94,700.000	2,837,212.000	—
	HEALTHCARE REALTY TRUST INC	401,800.000	8,373,512.000	—
	HIGHWOODS PROPERTIES INC	285,800.000	8,365,366.000	—
	HOME PROPERTIES INC	187,000.000	7,509,920.000	—
	KIMCO REALTY CORP	391,000.000	5,341,060.000	—
	KITE REALTY GROUP TRUST	245,000.000	894,250.000	—

種類 / 通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
	MACERICH CO/THE	26,800.000	831,336.000	—
	MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	424,800.000	3,619,296.000	—
	NATIONAL RETAIL PROPERTIES INC	182,200.000	3,778,828.000	—
	NATIONWIDE HEALTH PROPERTIES INC	127,500.000	4,102,950.000	—
	PROLOGIS	776,600.000	9,730,798.000	—
	SIMON PROPERTY GROUP INC	413,424.000	28,460,108.160	—
	SL GREEN REALTY CORP REIT	328,400.000	13,855,196.000	—
	SUPERTEL HOSPITALITY INC REIT	57,500.000	116,150.000	—
	TANGER FACTORY OUTLET - REIT	37,200.000	1,376,400.000	—
	U STORE IT TRUST	88,400.000	558,688.000	—
	UDR INC	817,046.000	11,920,701.140	—
	VENTAS INC	237,600.000	9,520,632.000	—
アメリカ・ドル 小計		9,927,568.000	178,549,774.170 (16,435,506,712)	
イギリス・ポンド	BRITISH LAND CO PLC	1,054,522.000	5,083,850.560	—
	LAND SECURITIES GROUP PLC	390,000.000	2,609,100.000	—
	SEGRO LN	560,000.000	2,102,240.000	—
イギリス・ポンド 小計		2,004,522.000	9,795,190.560 (1,466,437,979)	
オーストラリア・ドル	CFS RETAIL PROPERTY TRUST	7,901,786.000	16,435,714.880	—
	COMMONWEALTH PROP OFFICE UNITS	4,014,475.000	3,954,257.870	—
	DEXUS PROPERTY GRP	12,497,963.000	10,373,309.290	—
	STOCKLAND TRUST GRP	2,425,542.000	9,799,189.680	—
	WESTFIELD GROUP STAPLED UNIT	1,767,201.000	23,274,037.170	—
オーストラリア・ドル 小計		28,606,967.000	63,836,508.890 (5,420,996,334)	
カナダ・ドル	BOARDWALK REIT UNIT	99,800.000	3,662,660.000	—
	COMINAR REAL ESTAT INV TR UNIT	287,500.000	5,215,250.000	—
	PRIMARIS RETAIL REIT UT	385,300.000	5,895,090.000	—
	RIOCAN REAL ESTATE INVEST TRUST	532,600.000	9,533,540.000	—
カナダ・ドル 小計		1,305,200.000	24,306,540.000 (2,124,634,661)	
シンガポール・ドル	ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	3,746,000.000	6,742,800.000	—
シンガポール・ドル 小計		3,746,000.000	6,742,800.000 (444,822,516)	
ユーロ	ALSTRIA OFFICE REIT-AG	5,000.000	38,250.000	—
	CORIO NV	48,000.000	2,259,360.000	—
	EUROCOMMERCIAL PROP NV CVA	125,292.000	3,649,755.960	—
	FONCIERE LYONNAISE SA	123,097.000	4,099,130.100	—
	NIEUWE STEEN INVTS NV REIT	89,681.000	1,165,853.000	—

種類 / 通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
	UNIBAIL-RODAMCO SE	94,000.000	14,175,200.000	—
ユーロ 小計		485,070.000	25,387,549.060 (3,505,258,898)	
投資証券 合 計			31,946,216,535 (30,468,865,535)	
合 計			31,946,216,535 (30,468,865,535)	

（注）投資証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

有価証券明細表注記

1. 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に関するもので、内書きであります。
3. 外貨建有価証券の内訳

通 貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
香港・ドル	投資証券 2 銘柄	100.00%	3.52%
アメリカ・ドル	投資証券 29 銘柄	100.00%	53.94%
イギリス・ポンド	投資証券 3 銘柄	100.00%	4.81%
オーストラリア・ドル	投資証券 5 銘柄	100.00%	17.79%
カナダ・ドル	投資証券 4 銘柄	100.00%	6.97%
シンガポール・ドル	投資証券 1 銘柄	100.00%	1.46%
ユーロ	投資証券 6 銘柄	100.00%	11.50%

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

「フィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区 分	平成20年10月27日現在	平成21年10月26日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	831,845	1,039,110
投資信託受益証券	1,010,619,166	864,494,392
未収入金	4,712	5,223
流動資産合計	1,011,455,723	865,538,725
資産合計	1,011,455,723	865,538,725
負債の部		
流動負債		
未払解約金	836,556	1,044,332
流動負債合計	836,556	1,044,332
負債合計	836,556	1,044,332
純資産の部		
元本等		
元本	1,002,598,600	855,683,185
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	8,020,567	8,811,208
元本等合計	1,010,619,167	864,494,393
純資産合計	1,010,619,167	864,494,393
負債純資産合計	1,011,455,723	865,538,725

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	自 平成19年10月26日 至 平成20年10月27日	自 平成20年10月28日 至 平成21年10月26日
有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等に上場されているものについては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しており、金融商品取引所等に上場されていないものについては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

項 目	平成20年10月27日現在	平成21年10月26日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	1,323,014,028 円	1,002,598,600 円
期中追加設定元本額	49,920,159 円	643,002 円
期中一部解約元本額	370,335,587 円	147,558,417 円
2. 期末元本額及びその内訳		
MUFG・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定型）	156,232,595 円	135,088,472 円
MUFG・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定成長型）	269,912,909 円	252,764,166 円
フィデリティ・退職設計・ファンド（1年決算型）	383,301,908 円	318,678,817 円
フィデリティ・退職設計・ファンド（隔月決算型）	193,151,188 円	149,151,730 円
計	1,002,598,600 円	855,683,185 円
3. 計算期間末日における受益権の総数	1,002,598,600 口	855,683,185 口
4. 計算期間末日における1口当たり純資産額	1.0080 円	1.0103 円

（有価証券に関する注記）

（平成20年10月27日現在）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	1,010,619,166	4,443,271
合 計	1,010,619,166	4,443,271

（平成21年10月26日現在）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	864,494,392	1,943,575
合 計	864,494,392	1,943,575

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

種類 / 通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券				
日本・円	フィデリティ・円キャッシュ・ファンド（適格機関投資家専用）	850,308,345	860,171,921	—
	フィデリティ・マネー・プール（適格機関投資家専用）	4,305,679	4,322,471	—
日本・円 小計		854,614,024	864,494,392	
投資信託受益証券 合 計			864,494,392	
合 計			864,494,392	

（注）投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（安定型）

（2009年11月30日現在）

種 類	金 額	単 位
I 資産総額	1,341,424,821	円
II 負債総額	778,793	円
III 純資産総額（I－II）	1,340,646,028	円
IV 発行済数量	1,502,956,340	口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	0.8920	円

（安定成長型）

（2009年11月30日現在）

種 類	金 額	単 位
I 資産総額	5,091,748,391	円
II 負債総額	19,844,057	円
III 純資産総額（I－II）	5,071,904,334	円
IV 発行済数量	6,421,033,134	口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	0.7899	円

（成長型）

（2009年11月30日現在）

種 類	金 額	単 位
I 資産総額	7,252,837,828	円
II 負債総額	8,972,798	円
III 純資産総額（I－II）	7,243,865,030	円
IV 発行済数量	10,638,894,923	口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	0.6809	円

(参考) マザーファンドの純資産額計算書
フィデリティ・日本株式・マザーファンド

(2009年11月30日現在)

種 類	金 額	単 位
I 資産総額	3,174,930,534	円
II 負債総額	0	円
III 純資産総額 (I - II)	3,174,930,534	円
IV 発行済数量	5,782,686,896	口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	0.5490	円

フィデリティ・海外株式・マザーファンド

(2009年11月30日現在)

種 類	金 額	単 位
I 資産総額	3,085,410,338	円
II 負債総額	10,041,754	円
III 純資産総額 (I - II)	3,075,368,584	円
IV 発行済数量	4,649,346,343	口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	0.6615	円

フィデリティ・国内債券・マザーファンド

(2009年11月30日現在)

種 類	金 額	単 位
I 資産総額	7,070,075,439	円
II 負債総額	21,573,243	円
III 純資産総額 (I - II)	7,048,502,196	円
IV 発行済数量	6,924,112,348	口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	1.0180	円

フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド

(2009年11月30日現在)

種 類	金 額	単 位
I 資産総額	126,977,910,681	円
II 負債総額	1,036,196,387	円
III 純資産総額（I－II）	125,941,714,294	円
IV 発行済数量	131,741,957,013	口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	0.9560	円

フィデリティ・ワールドREIT・マザーファンド

(2009年11月30日現在)

種 類	金 額	単 位
I 資産総額	29,557,664,066	円
II 負債総額	729,889	円
III 純資産総額（I－II）	29,556,934,177	円
IV 発行済数量	52,652,542,982	口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	0.5614	円

フィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンド

(2009年11月30日現在)

種 類	金 額	単 位
I 資産総額	847,177,013	円
II 負債総額	0	円
III 純資産総額（I－II）	847,177,013	円
IV 発行済数量	838,459,039	口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	1.0104	円

第5【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済数量は次のとおりです。

（安定型）

期	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済数量 (口)
第1期	2,006,571,917	191,939,600	1,814,632,317
第2期	357,241,983	466,518,876	1,705,355,424
第3期	62,917,010	256,112,325	1,512,160,109

（安定成長型）

期	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済数量 (口)
第1期	9,371,336,621	941,028,896	8,430,307,725
第2期	440,104,928	1,647,990,590	7,222,422,063
第3期	70,629,448	740,083,511	6,552,968,000

（成長型）

期	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済数量 (口)
第1期	14,929,421,149	1,376,483,995	13,552,937,154
第2期	453,875,099	2,018,721,590	11,988,090,663
第3期	205,398,690	1,334,046,396	10,859,442,957

（注）本邦外における設定及び解約はありません。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金等

(2009年11月末日現在)

資本金の額	金10億円
発行する株式の総数	80,000株
発行済株式総数	20,000株
最近5年間における資本金の額の増減	該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

① 経営体制

委託会社は、委員会設置会社であり、指名委員会、監査委員会、報酬委員会を設けています。各委員会を構成する取締役は、取締役会において選任されます。

取締役会は、委託会社の経営管理の意思決定機関として法定事項を決議するとともに、経営の基本方針および経營業務執行上の重要な事項を決定あるいは承認し、取締役および執行役の職務を監督します。

取締役は8名以内とし、株主総会の決議によって選任されます。取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとします。

執行役は取締役会の決議に基づき委任を受けた事項の決定を行ない、当会社の業務を執行します。執行役は10名以内とし、取締役会において選任されます。執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとし、補欠または増員により選任された執行役の任期は、他の現執行役の任期の満了すべき時までとします。

② 運用体制

投資信託の運用の流れは以下の通りです。

フィデリティは、一貫した投資哲学と運用手法に基づき、投資対象の綿密な調査を重視した国際的な資産運用業務を行なってきました。

1. 関係会社を含めた調査グループが行なう個別企業の訪問調査等により、内外の経済動向や株式および債券の市場動向の分析を行ないます。委託会社は、日本国内に専任のアナリストを擁し綿密な企業調査を行なうのみならず、フィデリティの世界主要拠点のアナリストより各国の企業調査結果をタイムリーに入手できる調査・運用体制を整えています。
2. ポートフォリオ・マネージャーは投資判断に際し、投資信託約款等を遵守し、運用方針、投資制限、リスク許容度、その他必要な事項を把握したうえで投資戦略を策定し、自身の判断によって投資銘柄を決定するとともに、投資環境等の変化に応じて運用に万全を期します。

3. ポートフォリオ・マネージャーの運用に係るリスク管理および投資行動のチェックについては、運用担当部門において、さまざまなリスク要因について過度なリスクを取っていないかを検証するとともに、コンプライアンス部門において投資制限等のモニタリングを実施いたします。これにより、ファンドが投資信託約款等に記載されている運用方針や投資制限等について適切に運用されているかを管理しています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。

2009年11月30日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、追加型株式投資信託132本、親投資信託50本で、親投資信託を除いた純資産の合計は総額1,854,087,689,805円です。

3【委託会社等の経理状況】

委託会社の財務諸表は、第22期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第23期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

委託会社は、第22期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第23期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人により監査を受けております。第24期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

期別		第22期 (平成20年3月31日現在)			第23期 (平成21年3月31日現在)		
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
現金・預金			701,950			457,408	
前払費用			154,012			196,449	
未収委託者報酬			5,981,897			3,351,037	
未収収益			1,220,531			662,964	
未収入金	*1		488,389			894,622	
立替金			283,086			222,426	
繰延税金資産			1,868,041			935,773	
短期貸付金	*1		9,840,000			9,270,000	
未収還付法人税等			-			197,489	
未収還付消費税等			-			228,772	
流動資産計			20,537,908	87.1		16,416,944	85.3
固定資産							
無形固定資産			7,487	0.0		7,487	0.0
電話加入権		7,487			7,487		
投資その他の資産			3,039,964	12.9		2,826,510	14.7
投資有価証券		1,853			3,471		
長期差入保証金		771,239			874,052		
会員預託金		27,430			26,430		
繰延税金資産		2,239,440			1,922,556		
固定資産計			3,047,451	12.9		2,833,998	14.7
資産合計			23,585,359	100.0		19,250,942	100.0

期別		第22期 (平成20年3月31日現在)			第23期 (平成21年3月31日現在)		
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
預り金			14,152			33,911	
未払金	*1		3,662,236			1,918,022	
未払手数料		2,531,153			1,415,082		
その他未払金		1,131,083			502,939		
未払費用			1,896,516			1,210,915	
未払法人税等			71,597			-	
未払消費税等			200,480			-	
賞与引当金			3,010,901			1,626,866	
流動負債計			8,855,885	37.6		4,789,715	24.9
固定負債							
長期賞与引当金			1,111,793			1,135,406	
退職給付引当金			4,383,632			3,581,242	
長期未払費用			114,129			-	
固定負債計			5,609,555	23.8		4,716,648	24.5
負債合計			14,465,440	61.4		9,506,364	49.4
(純資産の部)							
株主資本							
資本金			1,000,000	4.2		1,000,000	5.2
利益剰余金			8,119,921	34.4		8,744,868	45.4
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		8,119,921			8,744,868		
株主資本合計			9,119,921	38.6		9,744,868	50.6
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			△3	0.0		△289	0.0
評価・換算差額等合計			△3	0.0		△289	0.0
純資産合計			9,119,918	38.6		9,744,578	50.6
負債・純資産合計			23,585,359	100.0		19,250,942	100.0

（２）【損益計算書】

期別		第22期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日			第23期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日		
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
営業収益							
委託者報酬			30,293,085			20,065,182	
その他営業収益			10,304,276			6,472,679	
営業収益計			40,597,362	100.0		26,537,861	100.0
営業費用							
支払手数料			12,918,756			8,760,856	
広告宣伝費			1,213,161			414,173	
公告料			1,708			864	
受益証券発行費			4,559			1,837	
調査費			4,492,154			3,334,172	
調査費		593,336			666,611		
委託調査費		3,898,817			2,667,561		
営業雑経費			235,224			256,629	
通信費		52,579			45,146		
印刷費		158,047			181,167		
協会費		18,876			27,746		
諸会費		5,722			2,569		
営業費用計			18,865,566	46.5		12,768,533	48.1
一般管理費							
給料			8,338,428			4,930,791	
役員報酬		512,540			424,304		
給料・手当		3,804,933			3,705,312		
賞与		4,020,955			801,174		
福利厚生費			2,037,434			1,099,112	
交際費			53,849			23,400	
旅費交通費			290,874			186,651	
租税公課			86,121			58,534	
弁護士報酬			54,653			41,810	
不動産賃借料・共益費			733,150			654,698	
支払ロイヤリティ			204,294			345,440	
退職給付費用			1,288,984			209,286	
消耗器具備品費			73,578			67,201	
事務委託費			5,695,165			4,076,521	
諸経費			457,572			440,388	
一般管理費計			19,314,108	47.6		12,133,838	45.7
営業利益			2,417,687	6.0		1,635,490	6.2

期別		第22期 自 平成19年4月 1 日 至 平成20年3月31日			第23期 自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31日		
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
営業外収益	※1						
受取利息			89,618			136,208	
保険配当金			11,056			12,678	
為替差益			-			5,421	
雑益			116,656			1,290	
営業外収益計			217,330	0.5		155,599	0.6
営業外費用							
寄付金			27,376			5,315	
為替差損			8,035			-	
雑損			6,360			94,376	
営業外費用計			41,772	0.1		99,692	0.4
経常利益			2,593,245	6.4		1,691,397	6.4
特別利益							
投資有価証券売却益			-			4	
退職給付引当金戻入益			-			383,190	
賞与引当金戻入益			-			418,216	
特別利益計			-	-		801,411	3.0
特別損失							
特別退職金			-			570,633	
過年度賞与引当金繰入			2,581,659			-	
事務過誤損失			48,251			4,155	
投資有価証券売却損			23,162			-	
その他			254			-	
特別損失計			2,653,328	6.5		574,789	2.2
税引前当期純利益又は税引前 当期純損失（△）			△60,082	△0.1		1,918,019	7.2
法人税、住民税及び事業税			933,203	2.3		43,925	0.2
法人税等調整額			△839,364	△2.1		1,249,147	4.7
当期純利益又は当期純損失 （△）			△153,921	△0.4		624,946	2.4

(3) 【株主資本等変動計算書】

第22期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
		繰越利益 剰余金					
平成19年3月31日残高	1,000,000	8,273,843	8,273,843	9,273,843	—	—	9,273,843
事業年度中の変動額							
当期純損失		△153,921	△153,921	△153,921			△153,921
株主資本以外の項目 事業年度中の変動額 〔純額〕					△3	△3	△3
事業年度中の変動額合計		△153,921	△153,921	△153,921	△3	△3	△153,924
平成20年3月31日残高	1,000,000	8,119,921	8,119,921	9,119,921	△3	△3	9,119,918

第23期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
		繰越利益 剰余金					
平成20年3月31日残高	1,000,000	8,119,921	8,119,921	9,119,921	△3	△3	9,119,918
事業年度中の変動額							
当期純利益		624,946	624,946	624,946			624,946
株主資本以外の項目 事業年度中の変動額 〔純額〕					△286	△286	△286
事業年度中の変動額合計		624,946	624,946	624,946	△286	△286	624,660
平成21年3月31日残高	1,000,000	8,744,868	8,744,868	9,744,868	△289	△289	9,744,578

重要な会計方針

項目	第22期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第23期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価額等に基づく時 価法（評価差額は、全部純資産 直入法により処理し、売却原価 は、総平均法によっておりま す。） 時価のないもの 総平均法による原価法	その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備え るため、一般債権については貸倒 実績率により、貸倒懸念債権等特 定の債権については個別に回収可 可能性を検討し、回収不能見込額を 計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職金支給に充てるた め、当事業年度末における退職給 付債務の見込額に基づき計上して おります。 過去勤務債務については、その発 生時の従業員の平均残存勤務期間 以内の年数（10年）による按分額 を定額法により費用処理していま す。 数理計算上の差異については、発 生年度に全額費用処理しておりま す。	(1) 貸倒引当金 - (2) 退職給付引当金 同左

項目	第22期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第23期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
	(3) 賞与引当金、長期賞与引当金 賞与引当金は、従業員に支給する 賞与の支払に充てるため、支払見 込額を計上しております。	(3) 賞与引当金、長期賞与引当金 同左
3. その他財務諸表作成 のための基本となる 重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処 理は、税抜方式によっております。 (2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しておりま す。	(1) 消費税等の会計処理 同左 (2) 連結納税制度の適用 同左

会計処理方法の変更

第22期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第23期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
(賞与引当金の計上基準) 親会社のインセンティブ・シェア・プランによる業績連動型特別賞与の会計処理は、従来支給額確定時の費用として処理しておりましたが、当事業年度より当該プランに基づき計算された当事業年度末要支給見込額を賞与引当金として計上する方法に変更いたしました。この変更は、過去の支給実績等に基づき将来支払われると見込まれる額の合理的見積りが可能となったことから、期間損益の適正化を図るために行ったものであります。この結果、従来と同一の方法を採用した場合と比較して、営業利益及び経常利益はそれぞれ648,525千円増加し、税引前純損失は1,933,133千円増加しております。	-

注記事項

（貸借対照表関係）

第22期 (平成20年3月31日現在)	第23期 (平成21年3月31日現在)												
※1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。 <table> <tr> <td>未収入金</td><td>270,973千円</td></tr> <tr> <td>短期貸付金</td><td>9,840,000千円</td></tr> <tr> <td>未払金</td><td>368,402千円</td></tr> </table> ※2 偶発債務 当社は平成16年4月1日から平成19年3月31日までの期間について、東京国税局による移転価格税制に関する調査を受けています。ただし、調査は現在継続中であり、現時点においてその影響額を合理的に見積もることは困難であることから、当該事象による影響は当期の財務諸表には反映させておりません。	未収入金	270,973千円	短期貸付金	9,840,000千円	未払金	368,402千円	※1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。 <table> <tr> <td>未収入金</td><td>660,620千円</td></tr> <tr> <td>短期貸付金</td><td>9,270,000千円</td></tr> <tr> <td>未払金</td><td>79,371千円</td></tr> </table> -	未収入金	660,620千円	短期貸付金	9,270,000千円	未払金	79,371千円
未収入金	270,973千円												
短期貸付金	9,840,000千円												
未払金	368,402千円												
未収入金	660,620千円												
短期貸付金	9,270,000千円												
未払金	79,371千円												

(損益計算書関係)

第22期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第23期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
※1 関係会社に係る営業外収益 関係会社からの受取利息が89,618千円含まれております。	※1 関係会社に係る営業外収益 関係会社からの受取利息が136,208千円含まれております。

(株主資本等変動計算書関係)

第22期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	20,000株	—	—	20,000株
合計	20,000株	—	—	20,000株

第23期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	20,000株	—	—	20,000株
合計	20,000株	—	—	20,000株

(リース取引関係)

第22期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

当社は、該当事項はありません。

第23期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

当社は、該当事項はありません。

(有価証券関係)

第22期（平成20年3月31日現在）

1. その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価（千円）	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 （千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	100	91	△8
小計	100	91	△8
合計	100	91	△8

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

区分	貸借対照表計上額（千円）	摘要
その他有価証券 非上場株式（店頭売買株式を除く）	1,761	

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
352,337	-	23,162

第23期（平成21年3月31日現在）

1. その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価（千円）	貸借対照表日における貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの その他	2,000	1,710	△289
小計	2,000	1,710	△289
合計	2,000	1,710	△289

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

区分	貸借対照表計上額（千円）	摘要
その他有価証券 非上場株式（店頭売買株式を除く）	1,761	

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
104	4	-

（デリバティブ取引関係）

第22期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行なっておりませんので、該当事項はありません。

第23期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行なっておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

第22期 (平成20年3月31日現在)	第23期 (平成21年3月31日現在)
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左
2. 退職給付債務に関する事項	2. 退職給付債務に関する事項
(1) 退職給付債務 4,337,498千円 (2) 未積立退職給付債務 4,337,498千円 (3) 未認識過去勤務債務 46,134千円 (4) 貸借対照表計上額純額 4,383,632千円 (5) 退職給付引当金 4,383,632千円	(1) 退職給付債務 3,551,310千円 (2) 未積立退職給付債務 3,551,310千円 (3) 未認識過去勤務債務 29,932千円 (4) 貸借対照表計上額純額 3,581,242千円 (5) 退職給付引当金 3,581,242千円
3. 退職給付費用に関する事項	3. 退職給付費用に関する事項
(1) 勤務費用 1,387,973千円 (2) 利息費用 35,258千円 (3) 数理計算上の差異の費用処理額 △432,360千円 (4) 過去勤務債務の費用処理額 △10,175千円 (5) 臨時に支払った割増退職金 339,093千円 (6) 退職給付費用の額 1,319,790千円	(1) 勤務費用 255,065千円 (2) 利息費用 26,951千円 (3) 数理計算上の差異の費用処理額 △21,321千円 (4) 過去勤務債務の費用処理額 △16,202千円 (5) 臨時に支払った割増退職金 - (6) 退職給付費用の額 244,493千円
(注) 従業員出向に伴う配賦額控除前の数値です。	(注) 従業員出向に伴う配賦額控除前の数値です。
4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項	4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項
(1) 割引率 2.0% (2) 退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準 (3) 過去勤務債務の処理年数 10年	(1) 割引率 1.8% (2) 退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準 (3) 過去勤務債務の処理年数 10年

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

内訳	第22期 (平成20年3月31日現在)	第23期 (平成21年3月31日現在)
(繰延税金資産)		
退職給付引当金損金算入限度超過額	1,783,700千円	1,487,074千円
賞与引当金	1,677,524千円	1,114,005千円
未払費用否認	518,745千円	231,199千円
その他	127,512千円	373,819千円
繰延税金資産小計	4,107,482千円	3,206,099千円
評価性引当額	-	△347,768千円
繰延税金資産合計	4,107,482千円	2,858,330千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第22期 (平成20年3月31日現在)	第23期 (平成21年3月31日現在)
当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、記載しておりません。	法定実効税率 40.69% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 6.44% 評価性引当額 18.13% 過年度法人税等 2.21% その他 △0.05% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 67.42%

（関連当事者との取引）

第22期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

（1）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	フィデリティ・インターナショナル・リミテッド	英領バミューダ、ペンブローック市	千米ドル 1,792	投資顧問業	被所有間接100%	-	投資顧問契約の再委任等	投資顧問報酬の受取（注1）	千円 229,392	未収入金	千円 204,851
								共通発生経費受取額（注2）	6,939		
								投資顧問報酬の支払（注1）	1,835,596	未払金	224,619
								共通発生経費負担額（注2）	982,772		
								金銭の貸付（注3）	3,740,000	短期貸付金	9,840,000
								利息の受取（注3）	89,618	未収入金	25,186
	フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区	千円 4,510,000	証券業、投資信託委託業、投資顧問業を営む子会社の管理	被所有直接100%	兼任2名	当社事業活動の管理等	共通発生経費負担額（注2）	848,371	未払金	37,343
								連結法人税の個別帰属額	843,924	未払金	100,727
								固定資産売却	1,236,187	-	-

（2）兄弟会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	フィデリティ証券株式会社	東京都港区	千円 3,207,500	証券業	-	兼任1名	当社設定投資信託の募集・販売	共通発生経費負担額（注2）	千円 1,642,759	未払金	千円 439,688

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資顧問報酬の収受については、助言にかかった費用を基に決定しております。

（注2）共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

（注3）資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

第23期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	フィデリティ・インターナショナル・リミテッド	英領バミューダ、ペンブローック市	千米ドル 1,194	投資顧問業	被所有間接100%	-	投資顧問契約の再委任等	投資顧問報酬の受取（注1）	千円 308,425	未収入金	千円 160,351
								共通発生経費受取額（注2）	5,188		
								投資顧問報酬の支払（注1）	1,130,123	未払金	56,191
								共通発生経費負担額（注2）	733,585		
								金銭の貸付（注3）	△570,000	短期貸付金	9,270,000
								利息の受取（注3）	136,208	未収入金	29,879
	フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区	千円 4,510,000	証券業、投資信託委託業、投資顧問業を営む子会社の管理	被所有直接100%	兼任1名	当社事業活動の管理等	共通発生経費負担額（注2）	603,931	未払金	23,433
								連結法人税の個別帰属額	-	未収入金	436,083

(2) 兄弟会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	フィデリティ証券株式会社	東京都港区	千円 4,207,500	証券業	-	兼任1名	当社設定投資信託の募集・販売	共通発生経費負担額（注2）	千円 1,214,042	未払金	千円 120,576

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資顧問報酬の収受については、助言にかかった費用を基に決定しております。

（注2）共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

（注3）資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

（１株当たり情報）

第22期 自 平成19年4月 1 日 至 平成20年3月31日	第23期 自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31日
1株当たり純資産額 455,995円92銭 1株当たり当期純損失 7,696円08銭	1株当たり純資産額 487,228円92銭 1株当たり当期純利益 31,247円32銭
(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純損失については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 2. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。
損益計算書上の当期純損失 153,921千円 普通株式に係る当期純損失 153,921千円	損益計算書上の当期純利益 624,946千円 普通株式に係る当期純利益 624,946千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません	普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません
普通株式の期中平均株式数 20,000株	普通株式の期中平均株式数 20,000株

（重要な後発事象）

第22期 自 平成19年4月 1 日 至 平成20年3月31日	第23期 自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

期別		第24期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)	
科目	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)			
I 流動資産			
現金及び預金		641,091	
未収委託者報酬		4,224,622	
未収収益		946,290	
未収入金		286,490	
繰延税金資産		1,168,529	
短期貸付金		8,070,000	
その他		305,304	
流動資産計		15,642,329	76.1
II 固定資産			
無形固定資産		7,487	
投資その他の資産			
投資有価証券		2,012,873	
長期差入保証金		647,527	
会員預託金		1,230	
繰延税金資産		2,239,088	
投資その他の資産計		4,900,719	23.8
固定資産計		4,908,206	23.9
資産合計		20,550,535	100.0

期別		第24期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)	
科目	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)			
I 流動負債			
未払金		2,500,271	
未払費用		739,877	
未払法人税等		68,563	
賞与引当金		2,312,404	
その他	*1	64,111	
流動負債計		5,685,227	27.7
II 固定負債			
長期賞与引当金		1,824,941	
退職給付引当金		3,669,620	
固定負債計		5,494,561	26.7
負債合計		11,179,789	54.4
(純資産の部)			
I 株主資本			
資本金		1,000,000	4.9
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		8,361,634	40.7
株主資本合計		9,361,634	45.6
II 評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		9,111	0.0
評価・換算差額等合計		9,111	0.0
純資産合計		9,370,746	45.6
負債・純資産合計		20,550,535	100.0

(2) 中間損益計算書

期別		第24期中間会計期間 自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日	
科目	注記 番号	金額 (千円)	百分比 (%)
I 営業収益			
委託者報酬		9,019,766	
運用受託報酬		2,158,131	
営業収益計		11,177,897	100.0
II 営業費用及び一般管理費		11,885,592	106.3
営業損失		707,695	6.3
III 営業外収益		85,320	
IV 営業外費用		5,885	
経常損失		628,260	5.6
V 特別利益		—	0.0
VI 特別損失		5,555	0.0
税引前中間純損失		633,815	5.7
法人税、住民税及び事業税		298,706	
法人税等調整額		△549,288	4.9
中間純損失		383,233	3.4

(3)中間株主資本等変動計算書

第24期中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）

(千円)

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合 計
	資本金	利益剰余金	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		その他利益 剰余金				
		繰越利益 剰余金				
前期末残高	1,000,000	8,744,868	9,744,868	△289	△289	9,744,578
中間会計期間中の 変動額						
中間純損失		△383,233	△383,233			△383,233
株主資本以外の 項目の中間会計 期間中の変動額 (純額)				9,401	9,401	9,401
中間会計期間中の 変動額合計	—	△383,233	△383,233	9,401	9,401	△373,832
当中間期末残高	1,000,000	8,361,634	9,361,634	9,111	9,111	9,370,746

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	第24期中間会計期間 自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日
1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 総平均法による原価法を採用しております。
2. 引当金の計上基準	(1) 退職給付引当金 従業員の退職金支給に充てるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、発生年度に全額費用処理しております。 (2) 賞与引当金、長期賞与引当金 賞与引当金は、従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額を計上しております。
3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を適用しております。 (2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	第24期中間会計期間末 平成21年9月30日現在
※1 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

第24期中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当中間会計期間増加 株式数（株）	当中間会計期間減少 株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	20,000	—	—	20,000
合計	20,000	—	—	20,000

(リース取引関係)

第24期中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）

該当事項はありません。

(有価証券関係)

第24期中間会計期間末（平成21年9月30日現在）

1. その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価（千円）	中間貸借対照表計上 額（千円）	差額（千円）
その他	2,002,000	2,011,111	9,111
合計	2,002,000	2,011,111	9,111

2. 時価のない主な有価証券の内容

区分	中間貸借対照表計上額 （千円）
その他有価証券	
非上場株式	1,761
合計	1,761

(デリバティブ取引関係)

第24期中間会計期間末（平成21年9月30日現在）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

第24期中間会計期間
自 平成21年4月1日
至 平成21年9月30日

1 株当たり純資産額 468,537円32銭

1 株当たり中間純損失 19,161円69銭

（注）

1. 潜在株式調整後1株当たり中間純損失については、潜在株式が存在しないため記載していません。
2. 1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間損益計算書上の中間純損失 383,233千円

普通株式に係る中間純損失 383,233千円

普通株主に帰属しない金額の主な内訳 該当事項はありません

普通株式の期中平均株式数 20,000株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の利用の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 事業譲渡または事業譲受

該当ありません。

(3) 出資の状況

該当ありません。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に関し、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を与えた事実および重要な影響を与えることが予想される事実は存在していません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

ファンドの運営における役割	名称	資本金の額 (2009年９月末日現在)	事業の内容
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
<参考情報> 再信託受託会社	日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000百万円	
販売会社	株式会社三菱東京UFJ銀行	1,196,295百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
	三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
<参考情報> フィデリティ・ワールドREIT・マザーファンドの運用の委託先	フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー	7,950米ドル (約0.76百万円) ※ 1米ドル96.01円で 換算 (2009年６月末日現在)	主として米国においてファンドに対する投資顧問業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社：ファンドの受託銀行として、委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理、投資信託財産の計算（ファンドの基準価額の計算）、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示および連絡等を行ないます。
- (2) 販売会社：ファンドの販売会社として、ファンドの募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、受益者への収益分配金・一部解約金・償還金の支払に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、所得税・地方税の源泉徴収、取引報告書・計算書等の交付等を行ないます。

<参考情報>

フィデリティ・ワールドREIT・マザーファンドの運用の委託先：

名称	業務の内容
フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー（所在地：米国マサチューセッツ州）	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、フィデリティ・ワールドREIT・マザーファンドの不動産投資信託（REIT）に関する運用の指図を行ないます。

3【資本関係】

(1) 受託会社：該当事項はありません。

(2) 販売会社：該当事項はありません。

＜参考情報＞

フィデリティ・ワールドREIT・マザーファンドの運用の委託先：
該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、下記の書類が関東財務局に提出されております。

2009年1月27日	有価証券報告書
2009年1月27日	有価証券届出書
2009年7月27日	半期報告書
2009年7月27日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成20年12月10日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMUFG・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定型）の平成19年10月26日から平成20年10月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MUFG・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定型）の平成20年10月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年12月10日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMUFG・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定成長型）の平成19年10月26日から平成20年10月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MUFG・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定成長型）の平成20年10月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（※） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年12月10日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMUFG・フィデリティ・退職金活用ファンド（成長型）の平成19年10月26日から平成20年10月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MUFG・フィデリティ・退職金活用ファンド（成長型）の平成20年10月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月23日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

会計処理方法の変更に記載されているとおり、会社は親会社のインセンティブ・シェア・プランによる業績連動型特別賞与の会計処理を従来の支給額確定時に費用処理する方法から当該プランに基づき計算された期末要支給見込額を賞与引当金として計上する方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年12月9日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 和田 渉

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMUFG・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定型）の平成20年10月28日から平成21年10月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MUFG・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定型）の平成21年10月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (※) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年12月9日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 和田 渉

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMUFG・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定成長型）の平成20年10月28日から平成21年10月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MUFG・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定成長型）の平成21年10月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (※) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年12月9日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 和田 渉

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMUFG・フィデリティ・退職金活用ファンド（成長型）の平成20年10月28日から平成21年10月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MUFG・フィデリティ・退職金活用ファンド（成長型）の平成21年10月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (※) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月30日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月25日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 梅 木 典 子
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第24期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。